
2009年愛知自治体キャラバン

自治体要請行動のまとめ

(2009年10月27日～30日)

愛知自治体キャラバン実行委員会

愛知自治体キャラバンとは？

愛知自治体キャラバンは、県内のすべての自治体を訪問し、各市町村に対し、医療・福祉・介護など社会保障の拡充と、国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、今回、30年目を迎えました。

要請項目は、その時々重点課題を陳情書としてまとめ、当局と議会にそれぞれ提出しています。議会へは、紹介議員が得られる場合は、請願として提出しています。

参加者の延べ人数は、要請団側が約850人、当局と議会関係者が合計約550人にのびます。

「自治体キャラバンの要請事項が実現した市町村割合の推移」(下表)でわかるように、国の社会保障連続改悪が強行される中でも、地方自治体での医療・福祉・介護などの要望が着実に前進しています。住民のため社会保障施策の前進に大きな役割を果たしています。

愛知自治体キャラバンの要請経過

- ・第1回は、1980年2月～3月に愛知県社会保障推進協議会(社保協)の主催で「健保法改悪に反対するキャラバン」として、国への意見書の提出を求めて、21市を訪問しました。
- ・翌1981年は、「おとしよりと子どもをまもる福祉キャラバン」で、老人医療有料化・児童福祉手当改悪反対などの意見書提出を求め、30市に要請。1982年は、自治体に対し、老人医療無料制度の存続などを要請。
- ・1983年は、「健康といのちを守る愛知県実行委員会」で、はじめて県内全市町村に要請しました。
- ・主催団体は、社保協、数団体の連名、課題別の実行委員会など、様々な名称で要請してきましたが、2001年からは愛知自治体キャラバン実行委員会が主催団体となって現在に至っています。
- ・2001年から、アンケート回答と陳情書への文書回答をもとに「愛知自治体キャラバンのまとめ」を発行し、各市町村に配布を開始。各市町村の医療・福祉・介護などの実態がわかる貴重な資料となっています。
- ・2009年の文書回答は、97%の自治体から寄せられ、未回答は豊田市と三好町の2自治体のみです。
- ・アンケート回答および文書回答は、愛知県社会保障推進協議会(社保協)のホームページに掲載しています。

要望事項を実施した市町村割合の推移

要 望 事 項	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
介護保険の保険料独自減免	18%	44%	47%	54%	48%	56%	54%	53%
介護保険の利用料独自減免	25%	32%	36%	35%	37%	40%	41%	40%
住宅改修の受領委任払い	—	5%	6%	10%	29%	33%	52%	59%
高齢者への配食サービス(毎日実施)	13%	14%	17%	19%	24%	24%	26%	26%
障害者控除認定書の発行枚数	3,768	5,848	5,114	7,155	10,466	13,171	18,544	—
◎福祉給付金の現物給付・自動払い	3%	13%	31%	51%	65%	68%	100%	100%
◎6歳未満までの医療費無料制度	30%	47%	67%	79%	94%	97%	100%	100%
◎中学校卒業までの医療費無料制度	1%	1%	1%	1%	2%	8%	30%	36%
☆妊婦健診の助成回数拡大	—	11%	14%	16%	21%	59%	100%	100%
☆国保・高額療養費受領委任払い	10%	14%	18%	25%	33%	100%	100%	100%
☆国保・出産育児一時金受領委任払い	61%	67%	67%	74%	81%	97%	98%	100%
文書回答	50%	74%	79%	94%	97%	97%	97%	97%

(1%未満は四捨五入)

- (注) 1. 各項目の実施割合は、自治体キャラバンで回答を求めた10月1日(2008年から9月1日)の実施状況。
2. 「福祉給付金の現物給付・自動払い」は、2007年までは自動払いの推移。2008年からは、愛知県として現物給付に変更し、立替払い自体が不要となった。
3. 「国保・高額療養費受領委任払い」は、入院と在宅医療について、2007年から現物給付が実現した。
4. 「—」の年は、要望前などの理由で未集約。
5. 上記要望項目のうち、◎印の制度は愛知県の制度を、☆印の制度は国の制度を大きく変化させた。

※基礎自治体数: 2002年まで88、2003～04年87、2005年68、2006～07年63、2008～09年61

目 次

I. 愛知自治体キャラバンの取り組み	1
II. 要請項目に関する資料	
1. 憲法 25 条・地方自治法 1 条について	9
2. 介護保険料減免自治体一覧(厚労省 3 原則比較表)	12
3. 介護保険料低所得者減免実施市町村の実施内容(岡崎市・一宮市・蟹江町)	13
4. 介護保険利用料減免自治体一覧	14
5. 介護保険利用料低所得者減免実施市町村の実施内容(豊橋市・江南市・阿久比町)	15
6. 特別養護老人ホームの待機者数	16
7. 介護労働者の処遇改善について	17
8. 住宅改修と福祉用具の受領委任払い制度の実施状況	20
9. 食事(配食・会食)サービスの実施状況	21
10. 巡回バス・福祉バスの実施状況	23
11. 宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成実施状況	24
12. ゴミ出し援助の実施状況	25
13. 介護認定者の障害者控除の認定について	27
14. 後期高齢者福祉医療費給付制度(福祉給付金制度)の実施状況一覧	29
15. 子ども医療費助成制度の実施状況	32
16. 妊産婦健診助成制度の実施状況について	34
17. ヒブワクチンの任意接種への助成について	37
18. 就学援助の基準・申請・支給、広報について	38
19. 国保料(税)の低所得者減免・収入減の減免制度実施状況	42
20. 国保の資格証明書の実態	44
21. 国保の短期保険証の実態	48
22. 国保の滞納者差押え状況	50
23. 国保の医療費一部負担金減免状況	52
24. 障がい者施策について	54
25. 特定健診・検診事業実施状況一覧	61
26. 特定健診実施状況一覧、40 歳未満の住民を対象にした健康診査	62
27. 生活保護について	66
28. 意見書提出状況	68
III. 要請行動に関する資料	
29. 陳情書	70
30. アンケート	74
31. コース表	79
32. 要請団体別参加人数一覧	80
33. アンケート・文書回答などの集約状況	82

愛知社保協ホームページのみに掲載の資料

※以下の資料は、愛知社保協のホームページ(<http://syahokyo.airoren.gr.jp/>)に掲載しています。

- 各種臨時交付金、市町村独自の施策について
- 行政サービス制限条例について
- 介護保険料低所得者減免実施市町村の実施内容
- 介護保険利用料低所得者減免実施市町村の実施内容
- 介護給付費準備基金残高・繰入額等について
- 地域密着型サービスの実績及び計画
- 困難事例のうち措置対応した件数
- 後期高齢者医療に加入しない65～74歳の障害者への障害者医療費助成制度の適用について
- 肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成実施について
- 国保一部負担金減免状況
- 障がい者施策の文書回答
- 各種がん検診・歯周疾患検診の実施状況

2009年

愛知自治体キャラバンのまとめ

2010年1月/愛知自治体キャラバン実行委員会

I. 自治体キャラバンの取り組み

1. 名称

「介護・福祉・医療など社会保障の施策充実とくらしを守る愛知自治体キャラバン」

2. 主催

愛知自治体キャラバン実行委員会
 <<事務局団体>>
 愛知県社会保障推進協議会
 愛知県労働組合総連合
 日本自治体労働組合総連合愛知県本部
 新日本婦人の会愛知県本部

3. 日程

2009年10月28日(水)～30日(金)
 ※愛知県とは11月12日(木)に、名古屋市とは11月11日(水)に実施

4. 要請相手とコース日程

愛知県内58市町村を5コースで実施
 (春日町と小坂井町はアンケートのみ)
 (詳細:コース表はP79参照)

コース	主な地域	責任団体	宣伝カー
第1	尾西・海部 一宮・稲沢	年金者組合 一宮社保協	名古屋市職労
第2	尾北・尾東・ 尾中	自治労連	自治労連
第3	知多・尾東	社保協	保険医協会
第4	西三河	愛労連 新婦人	愛労連
第5	東三河	自治労連 東三河労連 事務局4団体	豊橋市職労

5. 参加状況

※各団体の自治体別参加状況はP80～81参照。
 ()内は昨年参加者数
 各コースの参加者総数は延べ869人(805人)だった。そのうち共産党議員は87人(89人)だった。その他、愛知県との懇談に23人参加。
 自治体側の参加者は547人(507人)だった。首長1人、副首長7人(5人)、部長は15市町村22人(24市町村34人)参加。愛知県は20人参加。主に、福祉・保険・医療の課長・次長など担当者が対応した。
 各団体の参加状況は、延べ参加者数で多い順に次の通り。

団体名	延べ人数
年金者組合	166(167)
自治労連(名古屋市職労含む)	146(136)
保険医協会	122(100)
新婦人	96(107)
愛商連	60(43)
愛労連(地域労連含む)	56(74)
民医連	46(54)

※()内は名古屋市除く昨年参加者数

- ・昨年同様、年金者組合や自治労連、はじめ新婦人、愛商連など地域で運動している団体からの参加が定着してきている。
- ・地域から地域社保協、介護の会、9条の会など地域の民主団体など延べ90人が参加した。
- ・東三河山間部は事務局団体と東三河労連が協力し今回も取り組んだ。

6. 事前学習懇談会の取り組み

事前学習会は、要請事項の学習や地域の具体的な要求の検討をするため全地域での開催を目標に取り組んだ。結果、昨年の16地域から今年は17地域で開催し、昨年の倍近い244人(昨年125人)が参加した。

例年より一週間遅れのキャラバン日程であったため、陳情書への文書回答・アンケート回答も準備でき、地域の到達状況もつかんだ学習会になった。

今後、地域での状況にそった学習会を開催するために、地域の到達状況と回答の検討などあわせ、地域で懇談当日の重点や発言者などの準備をはかることが必要である。自治体毎の学習会の開催、そのために必要な講師団の養成などが求められる。

開催地域 (開催地)	開催日	参加者数
東三河 (豊 橋)	10/15	17 人
西三河 (知 立) (豊 田) (西 尾) (岡 崎) (安 城)	10/20	9 人
	10/14	9 人
	10/23	14 人
	10/ 8	12 人
	10/12	14 人
知 多 (半 田) (東海・知多)	10/15	8 人
	10/ 9	11 人
尾張東 (瀬 戸) (長久手・日進)	10/10	8 人
	10/20	12 人
尾張中部 (春日井)	10/ 9	15 人
尾張北 (江 南) (岩 倉) (犬 山)	10/23	9 人
	10/20	19 人
	10/21	8 人
尾張西 (一 宮)	10/20	15 人
海部津島 (津 島)	10/ 1	25 人
名古屋 (愛商連) 保険医協会 名古屋地域	10/ 9	11 人
	10/22	18 人
	11/ 5	10 人
合 計	—	17 地域 244 人

7. 懇談の重点項目とアンケート・回答

- ①1時間という限られた懇談時間の中で、有効に懇談できるように重点項目を決めた。要請事項もすでに多くの市町村が実施している施策はアンケートにまわした。
- ②さらに、住民が安心して暮らしていける自治体の施策の充実、特に2009年10月から介護保険の再度「見直し」による新基準の要介護認定や障害者控除の認定、子育て支援などの改善を要請した。また、国保の保険料(税)の未納者に対する資格証明書や短期保険証発行問題では、子どもや病弱者に対しては「特別の事情」で直ちに正規の保険証の交付を要請した。
- ③情勢を反映し、就学援助や生活保護問題とあわせて、肺炎球菌ワクチンやヒブワクチンの接種費用の助成制度を新たに要請した。
- ④要請項目についてのアンケート・文書回答について、今回もキャラバンの事前学習会で活用できるように約1カ月早く準備した。アンケートはすべての市町村から、文書回答は昨年同様97%の市町村から提出されたが、今回新たに、豊橋市が他団体との整合性を理由に回答書が事前に届かず、懇談後となった。改善が必要である。豊田市と三好町は、昨年同様文書回答がなかった。
(P82~83参照)
- ⑤国と県に対する意見書採択は、飛島村で、「安心して暮らせる年金制度」と「後期高齢者医療制度の廃止と国保の財政措置を求める」意見書が採択された。また、設楽町では、「安心して暮らせる年金制度」「介護保険の抜本的改善」「安心して子育て出来る制度」「社会保障削減撤回」「障害者自立支援」の各意見書が採択された。
(P68参照)

8. 要望項目に対する到達点

30年を迎えた自治体キャラバンや地域の運動で高額療養費や出産育児一時金の受領委任払いの実施、子どもの医療費無料制度の拡大、妊婦健診の助成回数の拡大、福祉給付金制度の窓口無料化などの改善とあわせて、障害者控除の認定書発行が前進し、市町村の医療・福祉施策の改善に大きな役割を果たすとともに、国や愛知県の制度を前進させてきた。

1. 自治体の基本的あり方 (P9~11参照)

今年は、新しい政権のもとで自治体の基本的あり方について、憲法25条と地方自治法1条をふまえた行政運営と併せて、この間の各種交付金について雇用や介護職員の処遇改善など住民にとって必要な施策の積極的な活用と施策の継続を求めた。

「法の趣旨を踏まえる」としつつも「総合計画で各施策を展開」の回答が多く自治体でみられた。各種の臨時交付金についても「全国市長会を通じて」「地方6団体を通じて」と回答し、「独自の努力は財政的に無理」の回答が多数であった。

行政サービス制限条例は、東海市、大府市、半田市以外は「考えていない」「予定はない」との回答だった。

2. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

制度発足から10年目を迎える介護保険制度は、この間の居住費や食費の全額自己負担化(所得による軽減あり)、介護用ベッドや通院・生活支援などのサービスの利用制限による「介護の取り上げ」がおこなわれた。

2009年4月からは、利用者不在の要介護認定制度の「見直し」が実施され、現場の改善の声に再度の「見直し」が行われたが、利用者不在の実態は改善されていない。このままでは、利用者は懐具合で利用が制限され、低所得者には「選択」の自由もない。

① 介護保険料について (P12~13参照)

2009年4月から県内平均で月額3,721円から3,766円へと1.2%(45円)の引き上げとなった。2009年度の見直しで介護保険の「黒字分」を保険料の引き下げや減免制度の改善など制度改善に還元するよう要請した結果である。

新たな減免制度の実施はなく減免実施市町村が合併で32市町村(53.3%)となっている。

減免に対する「3原則」の撤廃とあわせ国の負担

をせめて「20%+調整金5%」から「25%+調整金5%」に早急に改善させることが必要である。

また、第3期準備基金残高と第4期への繰り入れの実態は、残高と繰り入れ額が22自治体で同額になっている。第4期に残高として残したのは38自治体になっているが、その理由として今後の計画に使うとしている。さらなる分析が必要である。

② 利用料減免について (P14~15参照)

利用料の単独減免も新たな実施の自治体はなく合併で24市町(40.0%)になっている。

減免実施の市町村の対象条件が厳しく、多くの自治体では対象者がごく少数になっている実態は改善されていない。

その中で、豊橋市(低所得者の利用料限度額の引き下げ)や江南市・阿久比町(非課税世帯への訪問介護の利用料軽減)などの制度が優れており、他の市町村に広げていくことが必要である。

③ 新基準による介護認定について

「案内文書を作成し、自治体の窓口で配布」「調査員やケアマネ対象の研修で制度を指導」「再申請時に連絡」「更新の申請時期に連絡」などの回答が多数であった。

認定基準は見直しされたが、1次判定ソフトの基本的な内容は見直されていない。

2006年の改定で福祉用具の利用制限や同居家族がいる場合のサービス利用制限などに対し、厚労省は、介護現場や利用者の声に押され「機械的・一律に福祉用具を回収しないように」の事務連絡を出し、同居家族の利用制限についても2回にわたり「個々の利用者の状況に応じて具体的に判断」としているが12月25日付けで3回目の通達を出した。

今回のキャラバンでは、「同居家族」について要請をしなかったが新基準での介護認定とあわせて、具体的な事例をつかみ問題があれば、改善させていくことが必要である。

④ 特別養護老人ホームなどについて (P16参照)

特別養護老人ホームの建設のテンポは遅く、入所待機者は05年13,702人、06年16,433人、07年17,697人、08年19,391人、09年22,298人で連続して増え、なかなか入所できない。

また、低所得者や医療依存度が高いと「施設から選択」され、「利用者が選択」の自由はなく、入所できない実態は変わっていない。とくに、居住費・食費の全額自己負担化のなかで経済的状況によって利用が制限される事態がいつそう進行している。必要な整備計画も進まず、厚労省の整備状況調査でも06年から08年度の達成状況は7割である。愛知県はそれより悪く、6割の達成である。

新政権になって療養病床廃止は中止になったが、小規模多機能型居宅介護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護など地域密着型サービスも計画どおりすすんでいない。

「経済危機対策」の一環として設けられた「介護基盤緊急整備等交付金」などの活用も含め、誰でも安心して施設・在宅サービスが利用できるようにしていくことが必要である。

④介護労働者の確保について（P17～19参照）

深刻な介護職員不足問題について「介護報酬3%引上げ」「介護職員処遇改善交付金」に続いて民主党の公約の4万円引き上げなどに自治体は期待を寄せているが、独自の特別な措置を講じるどころまでいっていない。そのなかで介護従事者の研修会参加や資格取得費の一部助成(名古屋市・安城市)、ヘルパー養成研修受講料の助成(春日井市)、訪問介護養成講座受講料の一部助成(幡豆町)などが実施されている。

介護従事者の慢性的な人材不足に対し、この間の運動もあり「福祉人材確保支援助成制度」及び「職員研修制度」が不十分ではあるが国で予算化された。しかし、事務が繁雑で全職員対象になっていないなどの理由で事業所の申請は低い。

国の「介護職員処遇改善等交付金」の事業所の活用の促進とあわせて、事務の簡素化や全職員対象にするなど交付金制度の改善とあわせ継続した実施を求めていくことが必要である。

⑤住宅改修と福祉用具の受領委任払い

(P20参照)

アンケートで「住宅改修と福祉用具の受領委任払い制度」の実施状況を調査したところ、「住宅改修の受領委任払い制度」は、新たに4自治体で実施され、36市町村(59.0%)の実施となった。

「福祉用具の受領委任払い制度」も、新たに2自治体で実施され、27市町(44.3%)の実施となった。

(2)高齢者福祉施策の充実について

①配食サービス（P21～22参照）

自立支援事業となり、「自立支援につながっているか」などの調査実施や施設での食事の自己負担化の動きなかで、利用負担増や実施回数の減少などの動きがはじまっている。

配食サービスは、59市町村(96.7%)が実施し、毎日実施は16市町村(26.2%)となった。

依然として未実施が七宝町と南知多町であるが、南知多町は「2010年度から週5回」で実施を検討している。今後、自治体の助成額を増やし、利用者負担の引き下げが求められている。

②敬老バスや地域巡回バス（P23参照）

新たに瀬戸市、三好町で実施し、名古屋市の敬老バスも含め43市町(70.5%)の実施となった。そのうち無料は、16市町(26.2%)である。

巡回バスがない半田市、江南市、岩倉市などは高齢者の足の確保のためタクシー利用券の配布をしている。

③宅老所など高齢者のたまり場等への援助

(P24参照)

宅老所や街角サロンなどへの助成実施自治体は21市町村(34.4%)となった。

介護予防が日常の暮らしのなかで進められ、高齢者がいきいきと暮らせるようこれらの施策を住民が必要とする内容に改善させていくことが必要である。

介護保険の予防重視の動きの中で軽度の要介護者の利用が制限されることなく、自治体の施策を守らせることが大切である。さらに高齢者の生活や介護支援、介護予防など高齢者福祉の充実にむけて具体的な取り組みの強化が求められる。

(3)障害者控除の認定などについて

①障害者控除の認定書発行が大きく前進

(P27～28参照)

認定書の発行は、2007年の13,171人から2008年18,544人へと増えている。しかし、要介護認定者からみるとまだ少ない。

「寝たきり」や「認知症」しか認めない市町村があるなかで「要介護1以上の要介護認定者」をすべて「障害者控除」の対象としているのは、18市町村(29.5%)から31市町村(50.8%)に広がった。

また、要介護者に認定書を送付しているのは、知立市、稲沢市、扶桑町、美和町、阿久比町の5自治体から新たに一宮市、安城市、西尾市、日進市、豊根村に広がり10自治体(16.4%)になった。

認定書または申請書の個別送付を実施しているのは、17市町村(27.9%)から26市町村(42.6%)に広がった。市町村によって対応が異なっている実態を改善させるため、引き続き対象を広げ、全ての要介護者に障害者控除の認定書・申請書を送付させるとりくみが必要である。

2. 高齢者医療の充実について

①後期高齢者の医療費を無料に。非課税世帯は医療費が無料となるように福祉給付金(福祉医療費給付制度)の対象拡大を（P29～31参照）

愛知県は2008年4月から「福祉給付金制度」を「後期高齢者福祉医療費給付制度」と名称を変更し「ひとり暮らしの市町村民税非課税者」を対象か

ら外す改悪をおこなった。

県が外した「ひとり暮らし非課税者」を引き続き対象（縮小も含む）としているのは、52市町村（85.2%）である。

県の基準より何らかの拡大をしているのは、「ひとり暮らし非課税者」を含め、54市町村（88.5%）ある。

②70歳～74歳の医療費負担を1割に

「現在政府が凍結している状況のなかで独自の負担は考えられていない」と回答している自治体が多い。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する資格証明書の発行について

後期高齢者医療制度の発足にともなって長期の滞納者は、保険証が取り上げられ資格証明書が発行されるようになった。愛知県広域連合は、「悪質」「高額所得者」以外には発行しないという対応になっており、発行は「かぎりなくゼロ」と回答している。

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障害者医療助成制度の適用について

愛知県は、65～74歳の障害者が後期高齢者医療を選択しないと医療費助成が打ち切られる7道県の一つである。

後期高齢者医療に加入しない65～74歳の障害者に直ちに障害者医療の適用をする制度に改めるよう求めたが、適用している自治体はなかった。

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用助成

肺炎球菌ワクチンの接種費用を助成しているのは、現在、小牧市、東海市、日進市、長久手町の4自治体である。検討していると回答したのは、半田市、春日井市、飛島村の3自治体であった。

3. 子育て支援について

①子どもの医療費助成制度（P32～33参照）

愛知県が2008年4月から通院を就学前、入院を中学校卒業まで（小中学生は償還払い）に拡大、名古屋市も県内で唯一実施していた所得制限を廃止し、子どもの医療費助成制度は大きく前進した。

通院・入院とも「中学卒業」まで自己負担なしでの実施は、昨年19市町村（31.1%）から22市町村（36.1%）へ広がった。また、「小学校卒業」までへの拡大は、34市町村（55.7%）から40市町村（65.6%）に大きく広がり、7割近い実施となった。

制度は前進したが、1割の自己負担問題では大口町は改善したが、一宮市、北名古屋市で導入され、昨年から実施の一色町を含め3市町が自己負担を設けている。また、入院で償還払い制度を残

しているところが38市町村（62.3%）ある。

1割の自己負担や償還払いを実施している市町村は窓口での支払いが必要になる。早急に改善すべきである。

②妊婦健診の拡大（P34～36参照）

妊婦健診の無料回数の拡大は、2003年以来毎年要請し、厚労省の指導文書や厚労大臣の発言もあり、全自治体で14回の助成が実現した。

産婦健診の助成も12市町（19.7%）から16市町村（26.2%）となった。

超音波検査は、年齢制限なしが8市町。助成回数が4回は清須市、豊山町、春日町、2回は名古屋市である。

厚労省の指導や県医師会の動きもあり、来年度から「助成費の引き上げ、超音波検査の年齢制限廃止・4回実施」の方向で調整が進められている。

③ヒブワクチンの費用の助成を（P37参照）

「国の動向や近隣市町村の動向を見て検討」との回答が多い中で一宮市、飛島村は「医師会等とも協議し検討」と実施の方向で検討されている。

④就学援助について（P38～41参照）

就学援助の認定基準を40自治体（65.6%）が明記している。そのうち、生活保護基準の1.5倍が6自治体（9.8%）、1.3～1.4倍が11自治体（18.0%）、1.0～1.25倍が23自治体（37.7%）である。

申請窓口は、「市町村窓口」と「学校」の両方利用できるのが32自治体（52.5%）になっている。

支給方法は、58自治体（95.1%）が銀行口座になっている。

広報は、早い時期に保護者に知らせようになっているが、対象者の所得がわかる内容で広報がされているかは定かでない。

引き続き、就学援助の活用を広げ、国と自治体の責任で、教育の機会均等と義務教育の無償化を求めていくことが必要である。

4. 国保の改善について

①保険料（税）について（P42～43参照）

国民健康保険は憲法25条に基づく社会保障の柱であり、国民健康保険法のどこにも「相互扶助」の文言はない。法に基づかない考え方は改めさせていく必要がある。

加入者の2割を超え払いきれない保険料（税）は高すぎる。保険料（税）の滞納者が増えるなかで、払える保険料（税）にしていくために、昨年に続き以下の要請をした。

ア) 就学前の子どもは均等割の対象から外す

イ) 前年所得が生活保護基準の1.3倍以下の減免制度の新設

ウ)所得激減の要件を「前年所得1,000万円以下で、当年の見込み所得500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にその結果、「低所得者向けの減免」を実施は、17市町村(27.9%)になっている。

また、「収入減の減免要件」は、豊川市が前年所得300万未満(7/10以下に減少)、愛西市、田原市が新たに前年所得300万円以下(1/2以下に減少)で実施した。

さらに、岡崎市で300万円以下を500万円以下に、豊橋市で500万円以下を600万円以下に改善した。

引き続き国に対し、国庫負担を38.5%から45%に戻すとともに各市町村で「低所得者減免」や「収入減の減免」など情勢に対応した減免制度の実施・改善とあわせて払える保険料(税)にしていくための取り組みが必要である。

②資格証明書・短期保険証 (P44~51参照)

資格証明書の発行だけでなく、短期保険証発行の期間や制裁措置についても調査した。

資格証明書の発行は、2009年8月1日現在、愛知県合計で3,801件と他府県と比べてかなり低い数に抑えている。資格証明書を1枚も発行していない自治体は27市町村から30市町村(49.2%)になった。

資格証明書の発行基準を「国の基準」としたのは16市町村(26.2%)。「独自に配慮」は27市町村(44.3%)である。

子どもの無保険をなくす取り組みは国も動かし、2009年4月から「短期・6カ月」の条件付きで改善させたが、中学校以下の子どもに対して資格証明書の発行は、2009年8月現在12市町259世帯であった。機械的な発行を許さない取り組みが引き続き重要である。

短期保険証の発行件数は、55,909件から63,155件と増えている。

有効期間は1カ月が18市町村で3,379件(昨年14市町村1,857件)、3カ月が28市町村で7,497件(昨年28市町村8,656件)になっている。

また、保険証や短期保険証が国保加入者に届かないまま留め置かれているのが12,266件とあることが分かった。

滞納者の差し押さえ件数は2007年5,817件約20億円から2008年7,086件約39億4千万円になっている。差し押さえ物件は不動産、預金が多いが給与もある。「悪質」のみの差し押さえなのか、きちんとした実態調査が必要である。

③一部負担金減免 (P52~53参照)

一部負担金の減免制度は、新たな実施はなく合計44市町村(72.1%)となったが、未だに未整備のままの自治体が16市町村(26.2%)も残っているのは問題である。

2008度の減免実績は、2市23件から10市町148件に広がった。

減免基準を「生保基準を基に実施」は、新たに江南市で実施し33市町村(54.1%)となった。

引き続き、住民にわかりやすいリーフの発行などの周知徹底を市町村に求めるとともに、制度を活用する申請の促進運動と制度の拡充が必要である。

5. 障害者施策の充実について

(P54~60参照)

障害者自立支援法の廃止を掲げ発足した鳩山政権だが、現在も障害福祉サービス利用を「益」とする利用料の負担は続いている。新年度予算案で2010年4月から市町村民税非課税の低所得者を対象に、福祉サービス・補装具の利用を無料にする措置がとられようとしている。

しかし予定する措置から、「自立支援医療」を外し、障害児の利用料問題や配偶者の収入認定などの基本的課題も現状のままである。加えて、入所施設での持ち金制限、食費・ホーム家賃などの経済的負担問題も放置されている。地域間格差が激しい地域生活支援事業予算も自公政権下の2009年度と同額の440億円しかなく、改善の方向が見えない。

①障害福祉サービスなどの市町村独自の負担軽減について

愛知県は、障害福祉サービスのうち作業所や就労関係施設の利用者に奨励金を支給し、利用料の軽減をはかっている。また、障害者医療費を身障3級まで・IQ50以下・自閉症状群については無料、精神障害1・2級については精神科通院診療のみ無料にしている。

こうした中、県制度への上乗せや市町村独自で福祉サービスなどの利用料軽減をおこなっているのは21市町(34.4%)となっている。

②地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料について

負担軽減策を講じているのは32市町(52.5%)にとどまっている。

福祉サービスと移動支援(地域生活支援事業)それぞれの利用料軽減しているのは名古屋・豊橋・江南の3市。

福祉サービスと移動支援・地域活動支援センター(地域生活支援事業)の利用料を合算した上限

をもうけているのは14市町(23.0%)となっている。

地域生活支援事業について、田原市が文書回答で「国、県からは補助金という形で費用負担は行われているが、実際支出額と比較すると約6割の補助であり、市の負担が4割という大きなもの」としている点を、愛知県は文書回答で「国から市町村への交付額は市町村の前年の実績等を基に算出しているため、対象経費満額の補助になっていない状況にある」と国の予算を問題にしている。

③ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助について

ケアホーム(共同生活介護)・グループホーム(共同生活援助)への独自補助を設けているのは16市(26.2%)となっており、県補助に自治体独自に上乗せ補助するところが少なく、障害者の生活を地域で積極的に作り出す姿勢が見えないものとなっている。

なお、愛知県では「市町村と共同して共同生活介護・共同生活援助事業費補助金を2007年度から創設し、運営費に対する補助を実施」と文書回答している。

「利用料」の扱い、ホーム建設・運営費補助の扱いからも地域間格差は大きいと言える。新しい制度までの間にも、福祉サービスの低所得者の無償化と係って地域生活支援事業の利用料無料化をどのようにすすめるのが大きな課題となる。また、地域生活支援事業の拡充には政府予算の拡充とともに、愛知県が積極的に地域間調整と調整のための予算措置が必要だ。

6. 健診事業について

①特定健診・がん検診 (P61~63参照)

2008年度から基本健診は、「特定健診」と制度変更された。健診の実施に責任を持つのが自治体から保険者へと変更され、病気の早期発見に主眼がおかれなくなった。

今回も、特定健診への移行後の実施状況をつかみ、住民の健康を重視し福祉の後退に繋がらないよう要請した。

特定健診を集団・個別医療機関委託のどちらかで実施し、大きな変化はなかった。

個別医療機関委託も、自己負担無料での実施は32市町村(実施市町村の62.7%)であり集団健診で自己負担無料は23市町村(同63%)だった。

各種がん検診は、項目ごとに実施のばらつきがあるが、すべての自治体ですべての検診を実施する必要がある。また、全てのがん検診を受けようとすると多額の負担になる。自己負担をなくし、費用

負担の心配なく検診が受けられるようにしていくことが必要である。

特に前立腺がん検診を実施していないのは名古屋市のみであり、社保協との懇談の場で「厚労省のガイドラインに従い、実施しない」と冷たい対応であった。

②40歳未満の住民健診について(P64~65参照)

特定健診と同じ内容で実施している自治体は26、異なる内容で実施している自治体は30だった。未実施は、名古屋市、津島市、豊田市、東海市、七宝町、幡豆町の6自治体であった。1日も早く実施をさせていくことが必要である。

③歯周疾患検診

歯周疾患検診を毎年受診できるのは18市町村(29.5%)である。年齢基準が国基準より対象を拡大している自治体は44市町村(72.1%)である。

7. 生活保護について (P66~67参照)

リーマンショック以降トヨタなど大企業の派遣切りが相次ぎ、職と同時に住居を失う労働者が急増している。また、自営業者も仕事が急減し、正規の職員にもおおきな影響をあたえ生活保護以下の生活を余儀なくされている実態が生じている。

08年度と09年度を比べると保護開始件数08年11,899件が09年の4月から6月の3カ月で5,765件(48.4%)となっている。

トヨタ自動車関連企業が多数存在する岡崎・豊田・西尾市などは09年1月~3月の申請件数が08年度全体に占める割合の50%以上になっているのが特徴である。また、名古屋市の申請3,493件は中村区に県内外から申請を求めてきた結果である。

9. 今後の課題

(1) 自治体を住民のいのちと暮らしを守る砦に

～これまでの貴重な成果を踏まえ～

国の社会保障の連続改悪が進められるなかで住民の負担増はいっそう強まっているだけでなく「雇用と貧困」問題など、かつてない状況が大きな社会問題になっている。

すでに病院や老人福祉施設、保育所、児童福祉施設など公的施設の民営化だけでなく、2009年4月からの介護保険の見直しなどがすすめられた。新政権になり、社会保障費2200億円の削減や療養病床の廃止などは撤回、生活保護の母子加算の復活や障害者自立支援法廃止など大きく政治を動かしてきたが、母子加算も障害者自立支援も財政的な保障は十分でない。後期高齢者医療制度は廃止を先延ばしただけでなく、国保と統合し、都道府県単位の運営ですすめようとしている。

新たな情勢のなかで制度を知らせる活動をいっそう強め、自治体が住民のいのちと暮らしを守る砦となるよう、「草の根」からの運動強化がいっそう必要になっている。

(2) 地域ごとの運動課題を明確にした運動を

国保改善や高齢者福祉など、「水準の引き上げ」などを求め、子どもの医療費無料制度や障害者控除の認定書の発行などで大きく前進させた。

さらに、介護保険料や国保保険料(税)の引き下げ、独自減免など現行のサービスを改善させる取り組み、高齢者の生活を総合的に支える地域づくりなど継続的な取り組みの強化が必要である。そのためには、①キャラバンの事前学習会とあわせて「まとめ」の学習会も自治体毎に開催し次年度の取り組みにつなげていくこと、②事前学習会では事前に回答を分析し、具体的な事例で改善をめざす準備をする、③重点要望事項をできるだけ絞り込む——など引き続き改善をしていくことが求められる。

そのためにもキャラバン時の懇談だけでなく地域が中心になって継続的な取り組みにしていくように、地域社保協などの運動体づくりが不可欠である。

(3) 新しい政治実現めざし、地域から連携したたたかいを

世界金融危機にはじまった景気悪化の中でトヨタをはじめ大企業が率先して「期間工切り」や「派遣切り」を行い、深刻な雇用破壊が生じている。雇

用悪化に対する取り組みは大きな世論となり、「反貧困」の連帯の動きが政府・国会を動かしている。

また、障害者自立支援、後期高齢者医療制度の「廃止」や地域医療を守る取り組み、国保の「無保険」の子どもを無くす制度の改善も私たちの運動で情勢を動かしている。

この動きをいっそう前進させるために、いま民主党が進めようとしている国会改革や改憲・消費税の引き上げなどを許さず、雇用確保、いのちと暮らしを守り、安心して暮らせる街づくりを地域から連携した大きなたたかいを広げ、創りあげていくことが求められている。

憲法25条・地方自治法1条をふまえた社会保障施策の充実

(2009年9月1日現在)

「国民の生存権、国の社会保障的義務」を定めた憲法第25条と、「地方自治の本旨、住民の福祉の増進」を定めた地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめることが極めて大切である。この陳情に対する回答の評価は難しい面があるが、今後ともこの点を各自治体に追及していくことが必要である。また、「回答なし」が多い点も気になる点である。

市町村名	憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
1 名古屋市	従来から、地方自治法の趣旨に則り、行財政運営を進めているところでございます。医療・介護・福祉など社会保障・福祉の施策につきましても、法の趣旨を踏まえ、持続的・安定的な制度の確立に努めているところでございます。
2 豊橋市	※回答なし
3 岡崎市	本市は、市民がお互いの価値観と人権を尊重し合い、自立した生活者としての自覚を持つ中、市民・企業・行政による相互の信頼関係に基づく協同のまちづくりを基本理念とした「総合計画」をベースに行政を展開しています。「住民の福祉の増進」については、総合計画の「安心して暮らせる人にやさしいまちづくり」において、保健医療・社会福祉・社会保障の各項目で施策の基本方針・体系・展開を示す中、基本的人権や生存権を念頭においた各種施策を展開しています。
4 一宮市	介護・福祉・医療など社会保障施策の充実は、第6次総合計画の基本計画の中で、保健・医療と福祉の充実として“健やかでいきいきと暮らせるまちづくり”を目指しています。
5 瀬戸市	社会保障施策も自治体が担うべき役割の一つとして認識し、担うべき範囲等全体的バランスを踏まえてすすめていきます。
6 半田市	憲法25条は、第1項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を規定し、第2項で「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国民の権利と国の義務が定められています。また、地方自治法第1条では、「国と地方公共団体との間の基本的関係」を明確にし、「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図る」とされ、国と地方の対等・協力の関係と地方公共団体の民主的な効率性を明確にしています。これらのことから地方自治体は、国と同様に住民福祉の増進を図りつつ、行政運営の上では、効率性を強く要請されているところです。こうした規定のある中、本市は2009年度予算で、新たに子ども医療費の通院医療費の自己負担分の無料化について小学校3年生から小学校6年生まで拡大し、子育て支援をいっそう充実させています。また、妊婦の健康管理の充実のために妊婦検診公費助成を拡大するなど福祉施策を充実させています。 本市では、市政運営の原則である「市民福祉の向上」を図りつつ、本市の普遍的な都市像である「健康で明るく豊かなまちづくり」を達成し、市民が健康でいきいきと暮らすことができ、すべての人々が安心して生きがいに満ちた生活を営むことのできるよう、誰もが快適にまちを楽しみながら暮らすことができるまちづくりを目指しています。
7 春日井市	高齢者総合福祉計画、地域福祉計画及び障がい者総合福祉計画に基づき、限られた財源の中で市民満足度の最大化を図ることができるよう、計画的に高齢者福祉及び障がい者福祉の増進に努めていきます。 また、国民健康保険事業、福祉医療制度につきましては、今後も社会情勢の変化などに対応しながら、制度の見直し等を進めていきます。
8 豊川市	医療・介護・福祉など社会保障施策を推進します。
9 津島市	※回答なし
10 碧南市	憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉をはじめとする社会保障施策の充実を図るよう努めてまいります。
11 刈谷市	すべての市民が、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有していることを基に、市民の福祉増進を図っていく考えでおります。 限りある予算の中で、市民のニーズを見極めながら、必要な施策を推し進めていく所存でおります。
12 豊田市	※文書回答なし
13 安城市	※回答なし
14 西尾市	国の制度に準じ実施します。
15 蒲郡市	確かにお聞きしました。

市町村名	憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
16 犬山市	生存権の確保を基本として、社会保障施策の推進を図り、住民福祉の増進に努めています。
17 常滑市	住民の福祉の増進を基本に、医療・介護・福祉などの社会保障施策において、自治体として必要な事業の充実に努めています。
18 江南市	社会保障施策を展開していくうえにおいては、厳しい財政状況の中、公平・公正な福祉行政を推進していくとともに、高齢者・障害者の皆さんの福祉の向上に努めてまいります。
19 小牧市	法の趣旨を尊重し、第6次小牧市総合計画に基づく効率的な行財政運営に努めます。
20 稲沢市	※回答なし
21 新城市	地方自治体の行政運営当たっては、憲法及び地方自治法を基本にすえて各種行政施策を行うものであり、この姿勢は将来にわたって変わるものではなく、又変わってはならないと考えています。しかしながら、地方自治を取り巻く環境は大きく変化しており、少子高齢化社会への急速な進展の中で、国の行財政改革の動き、又高齢者医療・高齢者介護や障害者福祉の大きな変革の動きがなされているところであるが、こうした改革が地域住民に十分理解され有効に活用がなされるよう進めるとともに、今後生じてくる課題等についての改革を見出せるよう努力し、充実してまいりたい。
22 東海市	地方公共団体は、憲法を始めとする法令の規定により、各種事務事業を実施しているものであり、東海市では、住民の福祉の増進のために社会保障施策の充実を総合的・計画的に施策を行うこととしています。
23 大府市	今後とも、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、市民生活の健全な安全のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります。
24 知多市	今後とも、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、市民生活の健全な安全のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります。
25 知立市	※回答なし
26 尾張旭市	引き続き努力します。
27 高浜市	法の趣旨に沿って、住民福祉の増進を行政の基本としています。
28 岩倉市	福祉に携わる公務員として、憲法第25条、地方自治法第1条に基づいて事務を遂行することは、最も基本的なことであると考えています。常にこれらの条文に立ち返りながら、社会保障施策の充実に努めます。
29 豊明市	※回答なし
30 日進市	「住民の福祉の増進」は、行財政運営の一つと捉え、社会保障施策の充実を図っていきます。
31 田原市	※回答なし
32 愛西市	憲法の基本理念を尊重した法律・条令等の規定に基づき、社会保障施策の充実を図り遂行します。地方自治法の趣旨に則り、民主的にして健全な行財政運営の執行に努めます。
33 清須市	※回答なし
34 北名古屋	生活実態を的確に把握し、低所得者の経済的な自立と生活意欲の助長を図るとともに、生活保護制度、国民健康保険制度、介護保険制度等の適正な運営に努めます。
35 弥富市	※回答なし
36 東郷町	介護保険法及び高齢者保健福祉計画に基づき、「高齢者の健康な暮らしと利用しやすいシステム」を基本理念に掲げ、「生きがいをもって生活のできる環境づくり」、「安心して生活することのできる環境づくり」の重点施策を展開していきます。 財政的に厳しい状況ですが、引き続き福祉医療の充実に努めていきたいと考えています。
37 長久手町	意見として参考とさせていただきます。
38 豊山町	関係法令を遵守し、各種社会保障施策の充実に努めている。
40 大口町	民でできることは民でといった考え方のもと、行政の本来的な役割であるセーフティーネットなどの最低限の社会保障をしっかりと担っていく。
41 扶桑町	地方自治の本旨に則って、住民の福祉の増進を図ることを基本にして、地域における行政を自主的かつ総合的に実施します。
42 七宝町	自治体として、住民福祉を最大の基本理念にもち、合理的・有効的な行政運営を推進する。
43 美和町	※回答なし

市町村名	憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
44 甚目寺町	2005年度末に策定した第二次甚目寺町行政改革大綱の基本方針の一番に住民満足度の向上を掲げています。特に町単独事業で実施している小学校修了までの医療費支給事業については、町財政の状況を勘案しながら可能な限り継続していきたいと考えており、社会保障施策の充実に向けての基本姿勢を堅持していきたいと考えています。また、行政サービス制限条例につきましては、現在のところ定める予定はありません。
45 大治町	※回答なし
46 蟹江町	努力します。
47 飛島村	飛島村では、全ての村民が安心して幸せな毎日を過ごせるよう「生き生き長寿村構想」を核に福祉の充実に取り組みながら生き生きと元気に暮らせる日本一長寿村を目指して今後においても諸施策を展開していきます。
48 阿久比町	予算の範囲内において、充実に努めています。
49 東浦町	今後とも、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、市民生活の健全な安定のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります。
50 南知多町	※回答なし
51 美浜町	※回答なし
52 武豊町	介護・福祉サービスにつきましては、介護保険法及び福祉関係法に準じて施行してまいります。
53 一色町	住民の福祉の増進を行財政運営の基本としている。
54 吉良町	法に基づき、住民の福祉の増進を図ることを基本にします。
55 幡豆町	法に基づき、住民の福祉の増進を図ることを基本としています。
56 幸田町	社会保障関係の見直しが頻繁に行われる中、施行に当たっては職員の十分な制度理解とともに、該当者には個別通知するなどの周知を随時行い、利用できる施策を進めていきます。
57 三好町	※文書回答なし
58 設楽町	財政規模も小さく、余裕のある財政運営ができない状況ですが、限られた予算の中で住民の福祉の充実に努めていきます。
59 東栄町	2006年から2015年の10年間の第5次東栄町総合計画に基づき、「いきいきと健やかに暮らす人づくり」を基本方針として推進します。子どもから高齢者まで住民一人ひとりが心身ともに健やかに元気でいきいきと暮らせるよう、保健・福祉・医療の充実を図る。
60 豊根村	村員全員が、いつまでも健康で文化的な生活が送れるよう、引き続き社会福祉の充実に取り組んでまいります。
61 小坂井町	本町は「健やかでぬくもりのあるまちづくり」をスローガンに、少子・高齢社会に向けて、すべての人が健やかに暮らし、また、高齢者や障害者に優しく、家族や地域で助け合うことができるまちづくりをめざしています。

介護保険料の低所得者減免実施市町村一覧

(厚労省3原則比較表)

(2009年9月1日・自治体キャラバンまとめ)

※今回新たに実施した市町村はない。
 ※減免実施市町村数は、春日町が清須市に合併されたため32となった。
 実施市町村の割合は、54.1%から53.3%に減少した。
 ※「3原則項目」欄の○印は、介護保険利用者の立場に立って、3原則を超えて実施している市町村。
 ※2008年度の減免実績は、6,481件、4,681万円。
 ※2008年度実績の「件数」欄を人数で回答している市町村もあると想定される。

保険料単独減免に対して、厚労省が禁止を指導する3原則

- ①保険料の全額免除
- ②資産状況等を把握せず収入のみに着目した一律の減免
- ③保険料減免分に対する一般財源の繰入れ

減免実施市町村数		3 2	3原則項目			申請不要	2008年度実績	
市町村名	減免対象となる所得段階区分等	資産制限なし	全額免除	一般会計	件数		金額	
2	豊橋市	所得80万円以下の内、一定条件の人	×	×	×	×	16	68,808
3	岡崎市	第1・3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	138	1,599,880
4	一宮市	第1・3段階(収入による制限あり)	○	×	×	○	5,470	36,941,100
5	瀬戸市	第3段階(生活保護基準以下)	×	×	×	×	4	115,400
6	半田市	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	7	80,700
8	豊川市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	16	169,439
9	津島市	第1段階	×	×	×	×	3	32,700
10	碧南市	要保護者、生活困窮者(収入による制限あり)	×	×	×	×	23	206,250
12	豊田市	生活保護基準以下など	×	×	×	×	41	687,568
14	西尾市	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	15	200,200
15	蒲郡市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	112	1,151,426
16	犬山市	第2段階	×	×	×	×	0	0
18	江南市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	14	78,400
19	小牧市	第3段階(収入による制限あり)	○	×	×	×	4	42,800
20	稲沢市	第1段階(生保は除く)	×	×	×	×	0	0
一	知多北部広域	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	77	849,800
25	知立市	第1段階(生保は除く)・第3段階(資産制限あり)	○	×	×	×	35	226,800
26	尾張旭市	第2段階	×	×	×	×	0	0
28	岩倉市	老齢福祉年金受給者(収入による制限あり)	×	×	×	×	6	69,800
30	日進市	第1段階(生保は除く)	○	×	×	×	4	89,640
31	田原市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	10	107,000
34	北名古屋市	第1-3段階(資産等制限あり)	×	×	×	×	8	87,200
35	弥富市	第2・3段階(生活保護基準以下)	○	×	×	×	0	0
41	扶桑町	第1-3段階(生活保護基準以下)	○	×	×	×	3	32,000
46	蟹江町	第1・2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	359	3,090,000
48	阿久比町	第1-3段階(収入による制限あり)	○	×	×	×	0	0
52	武豊町	第1-3段階(収入による制限あり)	○	×	×	×	3	33,300
56	幸田町	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	99	725,400
61	小坂井町	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	14	122,310

介護保険料低所得者減免実施市町村の実施内容(抜粋)

(2009年9月現在・自治体キャラバンまとめ)

※介護保険料低所得者減免実施市町村は、愛知県内で32市町村(53.3%)が独自に実施しているが、本冊子では特徴的な3市町の内容だけ掲載した。その他の市町村の具体的な実施内容は、愛知県社会保障推進協議会(社保協)のホームページをご覧ください。

3 ・ 岡崎市	根拠法規	岡崎市介護保険条例・岡崎市介護保険規則・ 岡崎市介護保険料減免(生活困窮者減免)取扱要綱
	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)、第2段階(条例)
	(1) 対象者の条件	① 全世帯員の前年収入の合算額が60万円(世帯員が3人以上の場合は、60万円に3人目から1人につき35万円を加算した額)以下であること(条例) ② 住民税課税者から生計の援助を受けていないものであること(条例) ③ 資産等を活用してもなお保険料を納付することが困難なものであること(条例)
	減免内容	第1段階・第2段階保険料を2分の1相当額に減額(年額23,880円を11,940円に減額)(規則)
	対象の所得段階区分	第3段階(条例)
	(2) 対象者の条件	① 全世帯員の前年収入の合算額が120万円(世帯員が3人以上の場合は、120万円に3人目から1人につき35万円を加算した額)以下であること(条例) ②~③(1)と同じ
	減免内容	第3段階保険料を3分の2相当額に減額(年額35,820円を23,880円に減額)(規則)
申請の有無・内容	「介護保険料減免申請書」及び「収入状況等申出書」(世帯構成、世帯の収入状況、年金・恩給、仕送り状況、公共料金を負担している人、住宅及び資産状況、月の医療費負担額及び領収書等の添付、月の介護サービス負担額及び領収書等の添付)を市長に提出する。(条例、書類は要綱)	
財源	保険料	

4 ・ 一宮市	根拠法規	一宮市介護保険条例・一宮市介護保険条例施行規則
	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)・第3段階(施行規則)
	対象者の条件	対象者本人の前年所得金額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額(33万円)を超えないこと。(施行規則)
	減免内容	各保険料徴収段階の規定額の100分の20に相当する額を減免(施行規則) 第1段階(年額22,800円を18,200円に減免) 第3段階(年額34,200円を27,300円に減免)
	申請の有無	不要
財源	介護保険特別会計	

46 ・ 蟹江町	根拠法規	蟹江町介護保険条例・規則
	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)、第2段階
	対象者の条件	生活保護基準以下で、収入80万円以下でかつ固定資産や預金が基準以下のもの
	減免内容	保険料の2分の1を減額(要綱)
	申請の有無・内容	申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し申請
財源	介護保険特別会計	

介護保険利用料の低所得者減免実施市町村一覧

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※今回新たに実施した市町村はなかった。
 ※減免実施市町村数は、春日町が清須市との合併でなくなり24となり、実施市町村の割合は41.0%から40.0%になった。
 ※対象者の範囲が狭いために、実質機能していない制度の自治体もある。
 ※2008年度の減免実績は、11,363件、4,186万円。

減免実施市町村数		24	減免内容				一般会計からの繰入	給付方法	2008年度実績	
市町村名	対象者	預金や不動産の制限なし	訪問介護の利用者負担	居宅サービス利用料の助成割合	施設サービス利用料の助成割合	件数			金額	
2	豊橋市	保険料徴収段階ごとに独自の基準額を設定し、「高額介護サービス費」限度額との差額を助成する実質的な利用料減免				○	償還	1,297	6,747,080	
3	岡崎市	第1・2段階(収入による制限あり)	×	—	1/2	—	○	償還	29	73,318
6	半田市	住民税非課税世帯	○	—	1/2	1/2	○	償還	427	8,156,687
7	春日井市	世帯主の所得税額が92,400円以下の世帯で、2005年度末において、減額対象と認定されていた者	×	6%	—	—	○	現物	52	150,390
10	碧南市	第1・2段階、第3段階(収入による制限あり)	×	—	1/2	1/2	○	償還	4	262,325
11	刈谷市	第1・2段階、第3段階(収入による制限あり)	×	—	1/2	—	○	償還	402	1,686,032
13	安城市	第1・2段階、第3段階(収入による制限あり)	×	—	1/2	—	○	償還	33	454,828
14	西尾市	第1段階 第2・3段階の要介護3～5	○	—	1/2 1/5	— —	○	償還	800	2,106,129
18	江南市	所得税非課税世帯	○	5%	—	—	○	現物	2,570	5,236,793
—	知多北部広域連合	第1-3段階(収入による制限あり) 第3段階(収入による制限あり)	×	—	3/4 1/2	3/4 1/2	×	償還(特別会計)	28	2,598,000
25	知立市	第1・2段階、第3段階(収入による制限あり)	○	—	1/2	—	○	償還	102	208,076
26	尾張旭市	生活保護基準以下	×	6%	—	—	○	現物	0	0
28	岩倉市	第1段階(高齢福祉年金受給者)	○	—	1/2	1/2	○	償還	2	161,821
30	日進市	国の訪問介護特別対策対象者	○	5%	—	—	○	償還	8	145,934
35	弥富市	生活保護基準以下	○	5%	1/2	1/2	×	現物	0	0
48	阿久比町	住民税非課税世帯	○	3%	—	—	○	現物	4,144	1,257,057
52	武豊町	住民税非課税世帯 介護老人福祉施設の入所者(収入による制限あり)	○ ○	— —	1/2 —	— 1/2	○ ○	償還 現物	206	7,987,938
53	一色町	第1段階 第2・3段階	○ ○	— —	1/2 1/4	1/2 —	○ ○	償還 償還	859	1,604,113
54	吉良町	第1段階 第2・3段階	○ ○	— —	1/2 1/4	— —	○ ○	償還 償還	347	1,422,366
55	幡豆町	第1段階 第2・3段階	○ ○	— —	1/2 1/4	— —	○ ○	償還 償還	40	1,207,744
56	幸田町	住民税非課税世帯(収入の制限あり)	×	—	1/2	—	○	償還	13	393,797

介護保険利用料低所得者減免実施市町村の実施内容(抜粋)

(2009年9月現在・自治体キャラバンまとめ)

※介護保険利用料低所得者減免実施市町村は、愛知県内で24市町村(40.0%)が独自に実施しているが、本冊子では特徴的な3市町村の内容だけ掲載した。その他の市町村の具体的な実施内容は、愛知県社会保障推進協議会(社保協)のホームページをご覧ください。

2・豊橋市	事業名・根拠法規等	豊橋市在宅サービス負担軽減事業実施要綱												
	対象サービス	居宅サービス(認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護を除く)												
	対象者及び軽減内容	<p>介護保険法施行令に規定する高額介護サービス費または高額居宅支援サービス費の支給後の当該月の利用者負担額から次の額を引いた額を「在宅サービス負担軽減事業補助金」として交付する(世帯合算適用しない。)</p> <p>① 高齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯…8,000円</p> <p>② 住民税非課税世帯に属し合計所得+課税年金収入80万円以下の者…8,000円 (解説)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>保険料徴収所得区分</td> <td>国基準</td> <td>→</td> <td>豊橋市基準</td> </tr> <tr> <td>上記②の方(第2段階)</td> <td>15,000</td> <td rowspan="2">→</td> <td rowspan="2">8,000</td> </tr> <tr> <td>上記①の方(第1段階)</td> <td>15,000</td> </tr> </table>			保険料徴収所得区分	国基準	→	豊橋市基準	上記②の方(第2段階)	15,000	→	8,000	上記①の方(第1段階)	15,000
	保険料徴収所得区分	国基準	→	豊橋市基準										
	上記②の方(第2段階)	15,000	→	8,000										
上記①の方(第1段階)	15,000													
交付申請と支払い	上記の対象者に「在宅サービス負担軽減事業補助金交付のお知らせ」と「在宅サービス負担軽減事業補助金交付申請書」を通知。通知を受けた交付対象者は、その申請書類と併せ「居宅サービスの領収書の写し」を市長に提出。その月の末日までに振り込む。(交付対象者が死亡の場合は、法定相続人が「誓約書」を添えて申請することができる)													
財源	一般会計													

18・江南市	事業名・根拠法規等	江南市訪問介護利用者負担助成事業運営要綱		
	対象サービス	訪問介護		
	助成額	利用者負担額の50%(利用者負担5%)		
	対象者	世帯の生計中心者が前年所得税非課税のもの		
	助成額の支払	現物給付(指定訪問介護事業者と江南市による受領委任払い契約による)		
	資格の申請	「訪問介護利用者負担額助成認定申請書」にて市長に申請。該当者には「訪問介護利用者負担軽減額助成認定証」を交付する。		
	財源	一般会計		

48・阿久比町	事業名・根拠法規等	阿久比町在宅介護サービス利用者負担額助成事業実施要綱		
	対象サービス	訪問介護		
	助成額	利用者負担額の70%(利用者負担3%)		
	助成額の支払	「介護サービス費等支給申請書」に「介護サービス費等支払証明書」を添付して申請し償還払い		
	対象者	住民税非課税世帯のもの(生保除く)		
	資格の申請	「受給者証兼介護サービス等支払証明書交付申請書」を町長に申請。該当者には「受給者証兼介護サービス費等支払証明書」を交付する		
	減免期間	申請のあった月から最初に到達する6月30日まで		
	財源	一般会計		

特別養護老人ホームの待機者数

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※特別養護老人ホームの待機者数は、2005年が13,702人、2006年が16,433人、2007年が17,697人、2008年が19,391人、今年が22,298人と連続して増えている。特別養護老人ホームの増設が求められている。

市町村名	2007年 9月1日 現在	2008年 9月1日 現在	2009年	年月現在
合計	17,697	19,391	22,298	
1 名古屋市	5,827	5,656	5,557	09/4
2 豊橋市	487	741	956	09/4
3 岡崎市	1,784	1,544	1,698	09/1
4 一宮市	392	653	653	08/4
5 瀬戸市	488	188	188	08/4
6 半田市	295	378	504	09/8
7 春日井市	190	260	290	09/7
8 豊川市	627	1,069	1,261	09/4
9 津島市	670	594	683	09/10
10 碧南市	156	186	445	09/9
11 刈谷市	67	90	94	09/8
12 豊田市	357	497	585	09/3
13 安城市	50	100	100	08/4
14 西尾市	352	483	728	09/8
15 蒲郡市	550	337	457	
16 犬山市	196	193	208	09/4
17 常滑市	244	56	56	08/4
18 江南市	246	378	461	09/8
19 小牧市	126	219	219	08/8
20 稲沢市	419	554	775	09/6
21 新城市	161	249	339	09/8
22 東海市	104	187	237	09/4
23 大府市	178	189	181	09/4
24 知多市	136	168	169	09/4
25 知立市	128	144	153	09/8
26 尾張旭市	94	66	349	09/6
27 高浜市	87	102	118	09/9
28 岩倉市	185	237	190	09/7
29 豊明市	163	69	69	08/4
30 日進市	282	260	304	09/4
31 田原市	397	431	540	09/8
32 愛西市		50	146	09/8
33 清須市		100	200	09/4
34 北名古屋市	299	160	421	09/8
35 弥富市	43	134	365	09/10

市町村名	2007年 9月1日 現在	2008年 9月1日 現在	2009年	年月現在
36 東郷町	175	250	282	09/8
37 長久手町	97	300	86	09/8
38 豊山町	31		51	09/3
39 春日町	7	18	17	09/9
40 大口町	56	23	23	08/9
41 扶桑町	100	162	46	09/9
42 七宝町			0	08/3
43 美和町		13	13	08/4
44 甚目寺町		36	36	08/4
45 大治町				
46 蟹江町		30	154	09/8
47 飛島村	10	11	25	09/8
48 阿久比町	176	94	306	09/8
49 東浦町		98	103	09/4
50 南知多町	280	245	245	08/7
51 美浜町	25	23	23	08/3
52 武豊町	152	576	187	09/8
53 一色町	146	141	196	09/3
54 吉良町	115	97	134	09/7
55 幡豆町	65	70	79	09/8
56 幸田町	293	279	306	09/8
57 三好町	63	81	107	09/8
58 設楽町	22	12	46	09/8
59 東栄町	73	70	95	09/8
60 豊根村	10	15	14	09/8
61 小坂井町	21	25	25	09/9

介護労働者の処遇改善について

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

国の動向を見守るなど、基本的には国の施策であり、自治体として特別な措置を講ずるところまでは行ってない。但し、ヘルパー養成研修受講料の助成(春日井市)、訪問介護養成講座受講料の一部助成(幡豆町)など行っている自治体もある。また「事業所の実態を把握し、適切な指導に努めたい」「労働者確保は大事なので、前向きに財政支援をしたい」との自治体もある。

市町村名	介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をして下さい
1 名古屋市	<p>介護労働者の人材確保を安定的に図るためには、賃金・労働条件を始めとする待遇の改善が必要となりますが、賃金等の水準につきましては、介護報酬の水準が大きく影響するものでございますので、「実態に見合った適正な介護報酬の水準とする」よう国に対して要望をしてきたところです。</p> <p>その結果、国におきましては、2009年度の介護報酬改定にあたり、3%を上乗せする改善を図るとともに、介護職員の処遇向上を図るため、国の2次補正において、介護職員処遇改善交付金が予算計上されたところです。</p> <p>また、本市独自の取り組みとして、介護従事者の人材育成や働きやすい職場づくりに資する研修の実施や、従事者の研修会参加費、資格取得経費の一部を助成する事業を行っているところです。</p>
2 豊橋市	<p>介護労働者の確保のために、介護報酬の見直しにより、一定の労働条件の改善が図られたものと考えています。</p>
3 岡崎市	<p>2009年10月から、介護職員の賃金引き上げなど処遇改善に取り組む事業者に対する助成として介護職員処遇改善交付金が、県から交付されます。</p>
4 一宮市	<p>国において介護従事者の処遇改善をはかるため、2009年度は介護報酬改定(プラス3.0%)が行われたところです。また、介護労働者の研修については、スキルアップを図るため、市主催の現任介護職員研修を年6回、ケアマネジャー研修を年4回、あわせて年10回開催しております。</p>
5 瀬戸市	<p>介護労働者の人材確保を安定的に図るためには、待遇の改善が必要となりますが、賃金等の水準につきましては、介護報酬の水準が大きく影響するものでございますので、今後の状況により必要となった場合には、市長会等を通じて要望を検討してまいります。</p>
6 半田市	<p>国は、「介護職員処遇改善等臨時特例基金」により、介護職員の待遇改善を図るとしています。さらに、民主党の政権公約により介護労働者の賃金を月額4万円引き上げるとしているために、介護労働者の処遇改善が図られるものと考えています。本市では、2カ月に1回、医療関係機関及び介護サービス事業者等を対象に「在宅ケア推進地域連絡協議会」を開催し、研修や意見交換を行っています。また、介護サービス事業者相互のサービスにおける連携及びサービスの資質の向上を図るため、2市4町が研修費用等を負担し事業者育成研修等を開催しています。</p>
7 春日井市	<p>昨年度から、介護を地域で担う人材を育成するために、高齢者や障がい者の家族を介護している、または、過去に介護していた方を対象に、ホームヘルパー養成研修の2級課程を修了した方に、受講料の一部を助成しています。</p>
8 豊川市	<p>保険者として提供可能な研修機会の充実を図ります。</p>
9 津島市	<p>現在国において介護分野での雇用の創出・人材養成のための総合対策の一貫として介護職員の処遇改善が図られています。また、市内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが中心になって協議会を設けて、勉強会や意見交換会を定期的に行っていますが、当市も協力しております。</p>
10 碧南市	<p>国からの支援(補助金等)を基本とし、市独自の財政的支援は、考えていません。</p>
11 刈谷市	<p>介護従事者の処遇改善については、国が統一した見解をもって取り組むものと考えておりますが、刈谷市ではヘルパー、ケアマネジャーを含む介護サービス事業者を対象に研修会を開催し、資質向上を図っており、この研修会は今後も実施してゆく考えであります。</p>
12 豊田市	<p>※文書回答なし</p>
13 安城市	<p>国における介護従事者等処遇改善、介護職員処遇改善交付金に関する施策・措置の動向に合わせて対応する。また、雇用対策の一貫だが、解雇された人、所得減少世帯の世帯員がホームヘルパー2級取得及び、市内の福祉・介護事業所に就労した場合に研修にかかった一部を助成。</p>

市町村名	介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をして下さい
14 西尾市	国により介護職員処遇改善交付金が要件を満たす介護サービス事業者に交付されます。また、現任、新規介護職員等の研修支援、養成支援が緊急雇用創出事業により実施されます。市単独での財政的な支援は、考えておりません。
15 蒲郡市	法人等の実施を期待しております。
16 犬山市	介護サービス従事者の研修は愛知県がおこなっています。また、県が介護職員処遇改善交付金(仮称)により、直接事業者へ賃金の支援を実施する予定です。
17 常滑市	介護従事者については、厳しい労働環境などから離職率が高くなっており、事業者における人材確保が非常に厳しくなってきたと思います。そのため、2008年5月28日の通常国会で「介護従事者等の人材確保のための処遇改善に関する法律」が成立し、今年度の介護報酬改定により、処遇改善がなされたと理解しています。独自の支援は、現在のところ考えておりません。
18 江南市	適正な人材確保、サービス向上などを図るため、全国市長会が国へ要望書を出しております。また、研修について、居宅介護支援事業者・サービス提供事業者連絡会やケアマネが自主的におこなっているケアマネクラブで研修の支援を実施しています。
19 小牧市	財政的な支援について本市独自の施策については、考えておりません。また、事業所の通所介護、訪問介護職員を対象に、研修を行っています。
20 稲沢市	現段階においては、財政的な支援をする考えはありません。
21 新城市	年2回研修を実施しています。(講師は社会福祉研修センターに依頼)
22 東海市	第4期事業計画の施行に伴い、国の方で、介護報酬の改定が行われ、介護従事者に対する賃金などの処遇改善が行われました。また、本年5月には、介護基盤緊急整備等の特別対策事業が行われ、事業者からの処遇改善計画に基づき、介護職員処遇改善交付金が交付される予定です。研修につきましては、研修支援事業が行われております。また、広域連合におきましても、毎年介護支援専門員等の研修を開催しております。
23 大府市	第4期事業計画の施行に伴い、国の方で、介護報酬の改定が行われ、介護従事者に対する賃金などの処遇改善が行われました。また、本年5月には、介護基盤緊急整備等の特別対策事業が行われ、事業者からの処遇改善計画に基づき、介護職員処遇改善交付金が交付される予定です。研修につきましては、研修支援事業が行われております。また、広域連合におきましても、毎年介護支援専門員等の研修を開催しております。
24 知多市	第4期事業計画の施行に伴い、国の方で、介護報酬の改定が行われ、介護従事者に対する賃金などの処遇改善が行われました。また、本年5月には、介護基盤緊急整備等の特別対策事業が行われ、事業者からの処遇改善計画に基づき、介護職員処遇改善交付金が交付される予定です。研修につきましては、研修支援事業が行われております。また、広域連合におきましても、毎年介護支援専門員等の研修を開催しております。
25 知立市	国は、介護労働者の処遇改善のために、介護報酬改定を2009年4月に実施しました。介護報酬単価は、国が定めていますので、ご理解をお願いいたします。また、介護事業所の事業主に対しては、介護報酬改定分が介護従事者の賃金体制等に反映できるよう啓発しています。
26 尾張旭市	市単独での財政支援は予定していませんが、ケアマネジャーをはじめとした、市内サービス事業所を対象に研修会などの実施に努めています。
27 高浜市	人材不足対応は、保険者レベルでの問題でなく、抜本的な対応が必要と考えており、国レベルでの対応が必要と考えております。
28 岩倉市	第4期計画での介護職員の処遇改善を図るため、介護報酬が平均3%引き上げられました。また、10月からは、介護職員処遇改善交付金が創設されますので、介護職員の賃金改善が図られるものと期待しております。
29 豊明市	ケアマネの資質向上とネットワーク化を図るため、介護保険事業者連絡会(ケアマネ連絡会)を定期的で開催し、情報提供や研修実施のための予算措置をしていきます。
30 日進市	2009年度の介護報酬増額改定やその他の介護従事者処遇改善施策の状況を把握し、国や県と連携を図ってゆきたいと考えています。
31 田原市	法律に従い、介護労働者の福祉増進のための啓発に努力してまいります。
32 愛西市	現在そのような考えはございません。
33 清須市	介護職員処遇改善交付金等、財政支援が行われているとおもいますが、労働条件については、各事業所で検討しているものと考えます。

市町村名	介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をして下さい
34 北名古屋市	介護労働者の処遇にあつては、労働環境・雇用管理の改善及び教育訓練等の施策を必要に応じておこなっています。
35 弥富市	今年度国の施策により介護報酬改定(+3%)により、介護職員の処遇改善が図られたところですが、この度、2009年10月サービス提供分より「介護職員処遇改善交付金」制度が介護職員の処遇改善をさらに進める目的で始まっております。介護職員の処遇改善が進めば、人材の確保にもつながりますので、今後も国の動向を見守ってまいります。
36 東郷町	介護保険は民間事業者によって運営されているものでありますから、町が財政的に支援することは考えていません
37 長久手町	国の制度のもと支援を行います。
38 豊山町	財政的な支援をする考えはありません。
40 大口町	国が実施する介護職員の賃金等の助成制度等を活用していただくよう周知に努めていきます。なお、財政的な支援については、特に考えていません。
41 扶桑町	県等関係機関の指導協力のもとに、介護労働者の処遇等が適正に実施されるよう指導してまいりたいと考えます。
42 七宝町	町単独での財政的な支援は考えておりません。
43 美和町	2009年度より3%の介護報酬改定が行われたとおり、介護報酬については、国が基準を定めており、研修については県主催の研修をもって対応しているので、それらに対する町単独の財政支援は、考えていない。
44 甚目寺町	介護労働者の質の向上のために介護サービス提供者やケアマネを対象に月に1回地域包括支援センターにて研修等を実施している。なお、財政的な支援については考えていない。
45 大治町	現在のところ、そういったことについては考えておりません。
46 蟹江町	考えておりません。
47 飛島村	介護保険制度に則り、保険者としてすべき事項については、これまで同様支援をし、労働者の研修等についても、機会があれば積極的に参加できるよう支援します。
48 阿久比町	現状では困難と考えています。
49 東浦町	第4期事業計画の施行に伴い、国の方で、介護報酬の改定が行われ、介護従事者に対する賃金などの処遇改善が行われました。また、本年5月には、介護基盤緊急整備等の特別対策事業が行われ、事業者からの処遇改善計画に基づき、介護職員処遇改善交付金が交付される予定です。研修につきましては、研修支援事業が行われております。また、広域連合におきましても、毎年介護支援専門員等の研修を開催しております。
50 南知多町	賃金等への財政支援は、考えておりません。研修につきましては、日本福祉大学に委託し、サービス適正実施指導事業の一環として、他市町と合同で研修会を実施しています。
51 美浜町	県等の主催の研修の他、知多南部2市4町共同で、事業者間の連絡協議会及び従事者の資質の向上を図るため研修会を実施している。
52 武豊町	町単独での財政的支援はしません。
53 一色町	県等が実施する人材確保関連事業に協力
54 吉良町	関係機関と連携し、必要に応じ検討します。
55 幡豆町	財政的な支援は考えていません。
56 幸田町	現時点では、町独自の支援は考えていません。
57 三好町	※文書回答なし
58 設楽町	介護労働力の不足は深刻だという声を各事業所から聞いている。しかし、町として財政的支援は考えていない。
59 東栄町	労働者確保は大事なことであるので、前向きに財政支援を図っていきたい。
60 豊根村	村単独事業にて、ホームヘルパー資格取得に要する受講料の助成制度を設けていますが、希望者がいない状況であります。本村には2カ所の生活支援センターがありますが、職員も年齢が上がり人件費も年々増えてゆく傾向にありますので若年層の方々の確保が重要であると考えています。
61 小坂井町	町内の事業所については実態を把握し、適切な指導に努めます。財政的な支援については、財政状況が厳しい現状では、たいへん困難です。

住宅改修と福祉用具の受領委任払い制度の実施状況

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※住宅改修の受領委任払い制度は、新たに半田市、碧南市、豊田市、吉良町の4自治体で実施され、36市町(59.0%)となった。実績は昨年より1,354件増加し、7,734件となった。

※福祉用具の受領委任払い制度は、半田市、吉良町の2自治体が新たに実施し、27市町(44.3%)となった。実績は昨年よりも1,364件増加し、6,589件となった。

※○:実施している、△:検討中の市町村、×:未実施

市町村名	住宅改修		福祉用具	
	実施状況	2008年度実績	実施状況	2008年度実績
合計	36	7,728件	27	6,589件
1 名古屋市	○	4,610	×	
2 豊橋市	△		△	
3 岡崎市	○	94	○	194
4 一宮市	○	389	○	502
5 瀬戸市	×		×	
6 半田市	○	(09.4実施)	○	(09.4実施)
7 春日井市	○	186	○	4,746
8 豊川市	×		×	
9 津島市	○	142	○	232
10 碧南市	○	(09.4実施)	○	183
11 刈谷市	○	42	×	
12 豊田市	○	(09.5実施)	○	1,329
13 安城市	○	256	○	383
14 西尾市	○	208	○	310
15 蒲郡市	○	1	△	
16 犬山市	○	126	×	
17 常滑市	○	26	○	23
18 江南市	○	92	○	85
19 小牧市	○	79	×	
20 稲沢市	○	237	○	339
21 新城市	×		×	
22 東海市	○	179	○	341
23 大府市	○	127	○	283
24 知多市	○	167	○	247
25 知立市	○	82	○	120
26 尾張旭市	○	100	○	91
27 高浜市	○		○	
28 岩倉市	○	99	○	103
29 豊明市	○	60	△	
30 日進市	△		△	
31 田原市	△		△	
32 愛西市	○	102	○	145
33 清須市	×		×	
34 北名古屋市	○	51	○	79
35 弥富市	×		×	

市町村名	住宅改修		福祉用具	
	実施状況	2008年度実績	実施状況	2008年度実績
36 東郷町	△		△	
37 長久手町	×		×	
38 豊山町	△		△	
39 春日町	×		×	
40 大口町	○		×	
41 扶桑町	○	55	○	47
42 七宝町	×		×	
43 美和町	×		×	
44 甚目寺町	×		×	
45 大治町	×		×	
46 蟹江町	×		×	
47 飛島村	○	1	○	0
48 阿久比町	×		×	
49 東浦町	○	100	○	222
50 南知多町	△		△	
51 美浜町	△		△	
52 武豊町	×		×	
53 一色町	×		×	
54 吉良町	○	(09.4実施)	○	(09.4実施)
55 幡豆町	○	29	○	36
56 幸田町	○	53	○	60
57 三好町	△		△	
58 設楽町	○	4	△	
59 東栄町	○	37	△	
60 豊根村	×		×	
61 小坂井町	×		×	

食事(配食・会食)サービスの実施状況

(2009年9月1日・愛知自治体キャラバンまとめ)

※配食では、回数増は7市町村。利用者負担引き下げは3市町村。利用者負担増は9市町村
 ※利用者数の少ない市町村(知多市など)では、アセスメントにより絞り込まれていることがうかがえる
 ※会食では、江南市・小牧市で実施の回答
 ※会食廃止は、東海市・春日町・幸田町・東栄町の4市町。北名古屋市・美和町・豊根村では回数を減少している
 ※会食でも利用者負担を引き上げている市町村が2つある
 ※会食は社協が実施しているケースで回答していないと思われる

※配食方式の実施欄 ◎週7回配食を実施、○週1～6回配食を実施、×未実施

市町村名	配食方式				会食方式			
	実施	実施回数	利用者数 (08年度)	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (08年度)	利用者負担
合計	59	(毎日実施:16)	10,095		18		2,018	
1 名古屋市	◎	1日につき1回、昼食又は夕食	3,917	食事代実費+配食経費の1割(介護保険給付分は3項有)	×			
2 豊橋市	○	週5日以内。昼食時	300	弁当代金-250円	×			
3 岡崎市	◎	毎日1食(昼又は夕)	398	300円	×			
4 一宮市	◎	週7回昼	870	250円	×			
5 瀬戸市	○	週6回(月～土。昼又夕)	133	500円程度(350円～650円)	×			
6 半田市	○	週6日昼食	120	普通食400円。特別食550円(非課税普通食350円、特別食500円)	×			
7 春日井市	○	週3回(火木金)	541	300円	×			
8 豊川市	○	週5回まで昼	86.5	300円	×			
9 津島市	○	週6回昼食	66	10月より2段階(300円、400円)	×			
10 碧南市	◎	毎日の夕食か月・水・金の夕食	80	300円	×			
11 刈谷市	○	一般食(昼食週1回、夕食週2回)、治療食(夕食週5回)	153	一般食300円、治療食350円	×			
12 豊田市	◎	週7回昼・夕のいずれか(一部地域は週5～6回、昼のみ)	804	300円	○	年間88回(市内11地区のコミュニティ会議がそれぞれ実施)	256/月	開催地区により異なるが、300円程度
13 安城市	○	週3回以内昼	218	普通食300円、特別食450円	×			
14 西尾市	○	月～金曜日の週5回以内昼食	25	300円	×			
15 蒲郡市	○	週3回・昼食	106	300円	×			
16 犬山市	○	週1～5回 昼	32.0	400円	×			
17 常滑市	○	週5回、夕食	24	500円	×			
18 江南市	○	月～金週5回、昼夜選択別	100.4	300円	○	月1回昼食	20	300
19 小牧市	○	週3回昼	147	300円	○	月1回	不明	不明
20 稲沢市	○	週5回昼	199	250円				
21 新城市	○	週3回昼食又は夕食を選択(火・木・金)	134	300円	×			
22 東海市	◎	毎日昼食のみ(本人希望日)	62.7	300円…世帯全員が市町村税非課税であって、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方。470円…上記以外の方	×			
23 大府市	◎	毎日1食夕食	40	300円または550円の選択	×			

市町村名	配食方式				会食方式			
	実施	実施回数	利用者数 (08年度)	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (08年度)	利用者負担
24 知多市	◎	夕食のみ365日 対応	48	300円	×			
25 知立市	◎	週7回 昼又は夜	84	310円	×			
26 尾張旭市	○	週5回を限度、昼 食		400円	×			
27 高浜市	◎	週7回 夕食	74	300円、450円	○	宅老所5ヵ所にて 週11回、昼食	延べ575 人	100円 ～300円
28 岩倉市	◎	週7回 夕食	97	340円	×			
29 豊明市	○	昼夕ともに週3回 合計6回	73	500円	×			
30 日進市	◎	週7回 夕	100	300円	○	227回(週1回昼、 月4回、6ヵ所)	249人	600円
31 田原市	○	週5回 昼	98	500円	×			
32 愛西市	○	平日週5回昼食	62	400円	×			
33 清須市	○	週5回(昼・夕)	100.0	400円	×			
34 北名古屋市	◎	利用者希望・アセ スメントにより決める。 昼・夕	91	300～640円(市負 担額200円)	○	週1回昼	60	300円
35 弥富市	○	月～金曜日の週 5回限度昼食	51	300円	○	1000/月(200円を 5枚)	8458枚	チケット方式200 円券1人5枚/月
36 東郷町	○	週6食(夕食)	27.5	300円	×			
37 長久手町	○	週5日 昼	45.7	300円	○	月2回 昼	10	300円
38 豊山町	○	日曜日、祝日、年 末年始(12月28 日～1月4日)を除 く月～土曜日の 昼・夕食	9.8	500円	×			
39 春日町	○	週5回(平日・夕 食のみ)	5	400円	×			
40 大口町	◎	週7回昼	10.0	600円	×			
41 扶桑町	○	週6回夕食	10.7	400円	×			
42 七宝町	×				○	月2回昼	40	200円
43 美和町	○	週1回土曜昼食	15	300円	○	年1回	12	無料
44 甚目寺町	○	週1回 土曜日	17	300円	○	年8回昼	22	200円
45 大治町	○	週1回昼食(土曜 日)	3	500円	○	ふれあい交流会 時	19	300円
46 蟹江町	○	週1回昼食	34	300円	○	月1回昼	51	200円
47 飛島村	○	週5回 昼	7.0	300円	○	4回 昼/年	13.5/回	無料
48 阿久比町	○	週6回 夕食	68	400円	×			
49 東浦町	◎	毎夕食365日	33	300円	×			
50 南知多町	×	2010年度週5回 で検討中			○	年32回(半島24 回、離島8回昼)	19	100円
51 美浜町	○	昼食 週5回以内	23.2	500円。住民税非 課税世帯は、300 円	○	サロン、ミニデイ	230	サロン200、ミニデ イ500
52 武豊町	○	週5回昼(月～ 金)	16.4	ごはんとおかず 400円。おかずの み300円	×			
53 一色町	○	週2回 夕食	28	300円	×			
54 吉良町	○	週3回以内昼	24	300円	×			
55 幡豆町	○	週3回 昼食	16	340円	×			
56 幸田町	○	週3回(火・木・金 曜)夕食	71	250円	×			
57 三好町	◎	1日1食(昼又は 夜希望)で週1～ 7回	22.2	300円	×			
58 設楽町	○	週1回	35.0	200円	○	昼食	335	無料
59 東栄町	○	週3回昼	35	400円	×			
60 豊根村	○	年4回(5・9・11・1 月)昼食	44	300円	○	3回	70	400円
61 小坂井町	○	週2回(水・金)昼	60	300円	×			

巡回バス・福祉バス実施状況

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※新規実施は、瀬戸市、三好町。無料化は設楽町。43市町村(70.5%)で実施中
 無料実施は、16市町村(26.2%)
 ※利用料引き上げは、一宮市、稲沢市
 ※検討中は、美和町、武豊町、東栄町。常滑市では、対象エリア拡大の検討中

市町村名	実施	利用料	備考
合計	43	無料:16	
1 名古屋市	○		敬老バスを実施。各区に1系統かつ9~16時の間、1時間に1回の巡回バスを実施
2 豊橋市	×		
3 岡崎市	○	200円	
4 一宮市	○	100円	
5 瀬戸市	○	無料	
6 半田市	×		要介護3以上にタクシー券
7 春日井市	○	1回200円 100円 無料	
8 豊川市	○	100円	一部の地域のみ
9 津島市	○	100円	
10 碧南市	○	無料	
11 刈谷市	○	無料	
12 豊田市	○	100円	
13 安城市	○		あんくるバス
14 西尾市	○	100円	無料規定あり
15 蒲郡市	×		
16 犬山市	○	200円	コミュニティバス
17 常滑市	○	無料	北部実施。他は検討中
18 江南市	×		85歳以上にタクシー料金補助
19 小牧市	○	1日200円	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者は付添1名とも無料
20 稲沢市	○	200円	
21 新城市	×		
22 東海市	○	100円	
23 大府市	○	100円	
24 知多市	○	200円	100円、無料規定あり
25 知立市	○	100円	
26 尾張旭市	○	100円	
27 高浜市	○	100円	
28 岩倉市	×		85歳以上にタクシー券配布
29 豊明市	○	無料	15~64歳は1回100円
30 日進市	○	100円	100円200円無料規定あり

市町村名	実施	利用料	備考
31 田原市	○	100円	
32 愛西市	○	無料	
33 清須市	○	100円	
34 北名古屋市	○	100円	コミュニティバス
35 弥富市	○	無料	
36 東郷町	○	100円	65歳以上は無料
37 長久手町	○	無料	65歳以上は無料
38 豊山町	○	100円	町内
39 春日町	○	無料	合併で廃止
40 大口町	○	100円	
41 扶桑町	×		タクシー助成
42 七宝町	○	無料	
43 美和町	×		検討中
44 甚目寺町	×		
45 大治町	○	無料	
46 蟹江町	○	無料	
47 飛島村	○	無料	
48 阿久比町	×		タクシー料金助成
49 東浦町	○	100円	
50 南知多町	×		知多バスへの補助金
51 美浜町	○	無料	
52 武豊町	×		検討中
53 一色町	×		
54 吉良町	×		
55 幡豆町	×		
56 幸田町	○	無料	
57 三好町	○	100円	
58 設楽町	○	無料	
59 東栄町	×		検討中
60 豊根村	×		
61 小坂井町	×		

宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業へ助成実施状況

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※実施は21市町村(34.4%)

※南知多町でサロンの立ち上げを検討中

※安城市、江南市、小牧市は社協の実施事業のようであり、他の自治体でも同様の取り扱いが考えられる

市町村名	助成	助成額(1施設)	助成力所	市町村名	助成	助成額(1施設)	助成力所
合計	21	—	384	31 田原市	×		
1 名古屋市	×			32 愛西市	×		
2 豊橋市	×			33 清須市	×		
3 岡崎市	○	3,461,000円/年	23	34 北名古屋市	○	724,000/総額	………
4 一宮市	○	30,000円/月	6	35 弥富市	×		
5 瀬戸市	○	6,351,360円/年	3	36 東郷町	×		
6 半田市	○	敬老の家	23	37 長久手町	×		
7 春日井市	×			38 豊山町	×		
8 豊川市	×	ふれあいサロン設置		39 春日町	×		
9 津島市	×			40 大口町	×		
10 碧南市	○	7,000円/月	31	41 扶桑町	×		
11 刈谷市	○	8,000円/月	35	42 七宝町	×		
12 豊田市	○	104,000円/年		43 美和町	×		
13 安城市	▲	社協一般会費	83	44 甚目寺町	×		
14 西尾市	○	160,000円/年	6	45 大治町	×		
15 蒲郡市	×			46 蟹江町	×		
16 犬山市	×			47 飛島村	×		
17 常滑市	×			48 阿久比町	○	5,166,000円/総額	4
18 江南市	▲	いきいきサロン	10	49 東浦町	○	宅老所(1)委託料 8,790,741円ふれあいサ ロン(10)交付金150,000 円	1+10
19 小牧市	▲	社協より		50 南知多町	×	サロンの立ち上げを検討中	
20 稲沢市	○	月2回を限度に1回当 たり3,000円	16	51 美浜町	○	新設・改築に助成。設備費の補 助。18行政区中6行政区でサロ ンを実施し、事務用品の現物支給	
21 新城市	×	ミニデイサービス	34	52 武豊町	○	1,223,101円/年額	委託3. 直営2
22 東海市	×	敬老の家	23	53 一色町	×		
23 大府市	○	初期設備整備1回限20万円 運営費補助1万円	31	54 吉良町	×		
24 知多市	○	年額上限50万円	6	55 幡豆町	×		
25 知立市	○	100,000/年	2	56 幸田町	×		
26 尾張旭市	○	50,000/年	8	57 三好町	×		
27 高浜市	×	ただし、宅老所5箇所など9箇所の 介護予防施設を設置運営		58 設楽町	×		
28 岩倉市	○	いこいの家 地域併設3300万円		59 東栄町	×		
29 豊明市	○	3,222,900円/総額	31	60 豊根村	×		
30 日進市	×			61 小坂井町	○	36,000円/年	9

ゴミ出し援助の実施状況

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※合計27市町村(44.3%)で実施(25市町村から増)
 ※新規実施は、半田市、豊田市、尾張旭市、弥富市。東海市・北名古屋市は廃止。
 ※東栄町は、古紙回収のみ
 ※利用者数合計は4,726人で前年比135%

市町村名	実施	事業の名称	ゴミ出し援助	利用者 実数
合計	27			4,726
1 名古屋市	○	なごやか収集	以下の1・2のいずれかに該当し、親族や近くの人達の協力を得ることが困難で、一人でごみや資源を持ち出すことができない方が対象となります。 1.要介護認定を受けていて、65歳以上の一人暮らしをしている方 2.身体障害者(身体障害者手帳所持者)で一人暮らしの方 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)で一人暮らしの方 知的障害者(愛護手帳の所持者)で一人暮らしの方 ※同居している人がいても、同居者が高齢者や年少者等で排出が困難な方は、一人暮らしをしているものと見なします。	2,691
2 豊橋市	○	ふれあい収集	65歳以上または身体が不自由な方の1人世帯、ゴミステーションまで運び出すことができない方(同居者があっても持ち出しが困難な世帯は対象)	271
3 岡崎市	○	さわやか収集	次のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、独力でゴミ等を排出することが困難である世帯 ①高齢者世帯 65歳以上で介護保険の要支援2及び要介護認定を受けている1人暮らし世帯 ②身体障がい者の世帯 身体障害者手帳の所持者で1人暮らしの世帯 ③精神障がい者の世帯 精神障がい保健福祉手帳の所持者で1人暮らしの世帯 ④知的障がい者の世帯、療育手帳の所持者で1人暮らしの世帯 ⑤その他、上記に準ずる世帯	826
4 一宮市	○	ふれあい収集	要介護認定を受けている65歳以上の高齢者のみの世帯	236
5 瀬戸市	○	ふれあい収集	65歳以上で寝たきりや認知症などにより介護を必要とする要介護者や、自由な行動が困難な方	144
6 半田市	○	高齢者訪問収集	介護認定者、身体障がい(1・2級)、療育手帳(A判定)、精神障がい(1級)	0
7 春日井市	○	さわやか収集	次に該当する方のうち、ゴミステーションへの持ち出しが困難で身近な人の協力が得られない1人暮らしの方 ①65歳以上で介護保険の要支援か要介護認定を受けている方 ②各種障害者手帳を交付されている方	179
8 豊川市	×			
9 津島市	○	ふれあい収集	ひとり暮らし老人登録者で要介護認定者	24
10 碧南市	○	軽度生活援助	65歳以上のひとり暮らし老人又は65歳以上のみの世帯に属する虚弱な方	5
11 刈谷市	×			
12 豊田市	○	ふれあい収集	1人暮らしの高齢者や障がい者で、別添対象要件に該当し、かつ親族や近隣住民の協力を得ることが困難な人	69
13 安城市	×			
14 西尾市	○	西尾市にこやか収集	身体障害者手帳の交付または65歳以上で要介護要支援の認定を受けている1人暮らしの世帯	53
15 蒲郡市	×			
16 犬山市	○	高齢者生活支援事業	概ね65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢世帯	13
17 常滑市	×			
18 江南市	×			
19 小牧市	○	こまやか収集	・65歳以上で介護保険の要介護等の認定を受けている1人暮らし世帯 ・身体障害者手帳所持者で1人暮らし世帯 ・精神障害者保健福祉手帳所持者で1人暮らし世帯 ・療育手帳所持者で1人暮らし世帯	80
20 稲沢市	×			
21 新城市	×			

市町村名	実施	事業の名称	ゴミ出し援助	利用者 実数
22 東海市	×			
23 大府市	×			
24 知多市	×			
25 知立市	○	軽度生活援助事業	一人暮らし高齢者、高齢者世帯で援助が必要な人	0
26 尾張旭市	○	ごみ出し困難世帯支援事業	身体的理由によりゴミを出すことが著しく困難な世帯	19
27 高浜市	○	①ふれあいサービス ②軽度生活援助 ③ホームヘルプサービス (生活援助)	①福祉的支援を要する人 ②独居高齢者世帯 ③要支援以上の認定者	
28 岩倉市	×			
29 豊明市	×			
30 日進市	○	エコサポート事業	満65歳以上介護保険の要介護認定を受けているひとり暮らしの 者で近隣の協力及び排出困難な方	26
31 田原市	×			
32 愛西市	×			
33 清須市	×			
34 名古屋	×			
35 弥富市	○	ふれあい収集事業	ひとり暮らしで次の各号のいずれかに該当し、親族や近隣在住者 等の協力を得ることが困難で、独力でごみなどを出すことのできな いかた 1 要介護認定の要介護1～要介護5で、ヘルパーやデイサービスの 介護サービスを受けられているかた 2 身体障害者手帳1級～3級のかた 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級のかた 4 療育手帳A判定・B判定のかた 5 前各号に該当するかたのみの世帯	
36 東郷町	×			
37 長久手町	×			
38 豊山町	×			
39 春日町	○	老人家庭の粗大ゴミ収集	70歳以上の老人夫婦又はひとり暮らし老人家庭で、搬出困難の 家庭	1
40 大口町	×			
41 扶桑町	×			
42 七宝町	×			
43 美和町	×			
44 甚目寺町	○	支え合いネットワーク事業	ひとり暮らし又は高齢者世帯	1
45 大治町	×	無回答		
46 蟹江町	○	軽度生活援助事業	町内居住の65歳以上・独居・町民税非課税世帯	0
47 飛島村	×			
48 阿久比町	×			
49 東浦町	×			
50 南知多町	×			
51 美浜町	×			
52 武豊町	○	訪問介護事業にて実施	訪問介護事業利用者	
53 一色町	×			
54 吉良町	×			
55 幡豆町	○	軽度生活援助事業	65歳以上の独居老人	2
56 幸田町	○	幸田町軽度生活支援事業	おおむね65歳以上の高齢者のみ世帯。心身障害者のみ世帯	48
57 三好町	×			
58 設楽町	×			
59 東栄町	○	古紙回収	独居高齢者	24
60 豊根村	○	介護予防・生活支援事業	介護対象外、高齢者で家事援助を希望される方(360円/h)	8
61 小坂井町	○	ゴミ出しサポーター	高齢者または障害者のみの世帯でゴミ出しが困難	6

介護認定者の障害者控除の認定について

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※要介護者に認定書を送付したのが10市町(16.4%)、申請書を送付したのが16市町村(26.2%)、合わせて26市町村(42.6%)が認定書または申請書を個別に送付している。こうした市町村では、認定書の発行が多い。
 ※要支援または要介護1以上を認定しているのが、合計31市町村(50.8%)に広がっている。
 ※認定書発行数の愛知県合計は年々増加している。この間のねばり強い働きかけが果たした役割は大きい。
 (発行枚数推移)2002年:3,769枚 → 2003年:5,848枚 → 2004年:5,114枚 → 2005年:7,155枚
 → 2006年:10,466枚 → 2007年13,171枚 → 2008年20,882枚

市町村名	認定書 2007年 発行数	認定書 2008年 発行数	障害者控除の 認定書・申請書の送付				すべての 要介護者 認定者を 対象に	申請書、 認定書の 個別送付に ついて	認定書発行の条件				
			要 介護 者に 認定 書送 付	要 介護 者に 申請 書送 付	送 付 数	認 定 書 ・ 申 請 書 の 送 付 し な い			要 支 援 2 以 上	要 介 護 1 以 上	医 師 の 証 明	調 査 票 ・ 主 治 医 意 見 書	そ の 他 の 方 法 で 判 断
合計	13,171	20,882	10	16	23,050	35			4	27	7	32	12
1 名古屋市	895	1,066				○	障害に応じて認定	該当者に認定書送付				○	
2 豊橋市	1,078	710	○		1,438		障害に応じて認定	該当者に申請の案内				○	
3 岡崎市	44	67				○	障害に応じて認定	送付していない					調査票と障害者手帳
4 一宮市	1,036	4,739	○		4,739		要介護1～5対象	2009年1月下旬送付		○			
5 瀬戸市	58	84				○	65歳以上の障害者	全ての要介護者に案内の送付				○	
6 半田市	83	85				○	障害に応じて認定	結果通知書に制度案内		○			
7 春日井市	535	615				○	障害に応じて認定	結果通知書に制度案内				○	
8 豊川市	96	602	○		3,407		困難と考える	要介護1以上の方へ申請書送付		○			要介護度および主治医意見書
9 津島市	936	1,018	○		1,663		要介護1以上を対象	2008年12月末に申請書送付		○			かつ障害高齢者自立度J1以上または認知症高齢者自立度I以上
10 碧南市	141	174				○	介護度のみではなく自立度も把握	対象者に案内チラシ送付				○	
11 刈谷市	297	348	○		219		要介護1～5対象	前年実績の方に申請案内		○			認定基準に基づいて調査発行
12 豊田市	66	72				○							要介護1以上で一定の基準を満たす者
13 安城市	95	150	○		150		要介護1以上を対象	申請により発行		○			
14 西尾市	123	2,504	○		800		自立度も確認	結果通知書に制度案内				○	
15 蒲郡市	305	208				○	国の指導どおり	申請により発行				○	
16 犬山市	537	555	○		1,699		要介護1以上の方で認定資料により	対象者に案内送付		○		○	認知症又は、65歳以上の障害認定を受けた人
17 常滑市	38	53				○	障害に応じて認定	申請により発行				○	
18 江南市	196	118				○	要支援2以上	広報により周知		○	○		調査票の自立度
19 小牧市	433	444				○	考えていない	対象者に個別に案内				○	要介護1以上対象に調査票と主治医意見書
20 稲沢市	922	1,034	○		1,034		要介護1以上を対象	対象者に申請書、認定書を同時送付		○	○		
21 新城市	23	20				○	要介護1以上を対象	広報紙、HP			○		
22 東海市	57	72				○	要介護1以上	全ての要介護者に案内の送付		○	○		
23 大府市	30	48				○	要介護1以上	全ての要介護者に案内の送付		○			
24 知多市	90	79				○	要介護1以上	全ての要介護者に案内の送付		○			
25 知立市	1,062	1,160	○		1,160		要介護1以上を対象	対象者に認定書交付		○			
26 尾張旭市	264	313	○		1,293		要介護1以上を対象	該当者に申請書を同封		○		○	

市町村名	認定書 2007年 発行数	認定書 2008年 発行数	障害者控除の 認定書・申請書の送付			すべての 要介護者 認定者を 対象に	申請書、 認定書の 個別送付に ついて	認定書発行の条件						
			要 介 護 者 に 認 定 書 送 付	要 介 護 者 に 申 請 書 送 付	送 付 数			送 付 し な い	要 支 援 2 以 上	要 介 護 1 以 上	医 師 の 証 明	調 査 票 ・ 主 治 医 意 見 書	そ の 他 の 方 法 で 判 断	
27 高浜市	50	104				○	障害に応じて認定	ケアマネ及び施設に 制度の周知				○		
28 岩倉市	422	263		○	821		2009年度より実施	案内を通知			○		○	
29 豊明市	126	112				○	障害に応じて認定	ケアマネ連絡会で説 明したい					○	
30 日進市	148	215	○				要支援2以上	今年度認定書を送付 予定(1,500人以上)	○					
31 田原市	43	58				○	障害に応じて認定	給付通知書でお知ら せ					○	
32 愛西市	83	601				○	要介護1以上を対 象	案内ハガキを送付 (1,326件)			○			
33 清須市	135	138				○	要介護1以上を対 象	認定通知に記載			○			
34 北名古屋市	154	145				○	要介護1以上を対 象	保険料額送付の際に 記載			○			
35 弥富市	66	385		○	832		事務処理要領で処 理	全員に案内と申請書 を送付			○		○	
36 東郷町	31	22				○	障害に応じて認定	要介護認定者に制度 案内を送付	○				○	
37 長久手町	199	230				○	要支援2以上	個別申請により交付	○					
38 豊山町	144	116		○	184		要介護1以上を対 象	対象者認定申告書を 送付			○			
39 春日町	37			○	92						○			
40 大口町	28	31				○	考えていない	要介護1以上の方へ 制度の周知					○	
41 扶桑町	448	472	○		472		要介護1以上を対 象	要介護認定者に認定 書を発行			○		○	
42 七宝町	1	0				○	考えていない	考えていない				○		
43 美和町	194	161	○		161		要介護4以上、主 治医意見書など	認定書を対象者に送 付					○	
44 甚目寺町	26	21		○	81		要介護4, 5	対象者に案内通知				○		
45 大治町	1	2				○	障害に応じて認定					○	介護認定時の主治 医意見書を見て、 必要があれば訪問 して本人確認	
46 蟹江町	22	54		○	662		認定書があれば対 象	考えていない					○	
47 飛島村	96	101		○	151		2007年分より実施	2006年より申請書送 付			○			
48 阿久比町	584	604	○		604		介護度より認定	認定書を全員に送付			○			
49 東浦町	43	34				○	要介護1以上	全ての要介護者に案 内の送付			○		○	
50 南知多町	58	50				○	予定していない	予定していない					○	
51 美浜町	43	50		○	63		障害者認定と同レ ベル以上を認定	申請書を送付					○	基本的に要介護 4, 5の方、自立度 のランクの高い方
52 武豊町	80	74				○	現行制度で実施	現行通り、申し出が 合った場合			○			
53 一色町	56	80				○	要介護1以上、意 見書、自立度A1 以上	要介護1以上の方へ 制度の案内送付					○	
54 吉良町	25	33		○	683		介護認定時の意見 書により認定	申請書を送付					○	障害高齢の日常生 活自立度がA1～ C2の該当者
55 幡豆町	9	11				○	市町村合併の中で 検討	市町村合併の中で検 討			○		○	主治医意見書の寝 たきりA1以上
56 幸田町	200	189		○	574		要介護度と主治医 意見書により判断	申請書を送付					○	
57 三好町	49	48				○							○	
58 設楽町	9	13				○	寝たきり度、認知度 で申請で認定	広報紙に年1回掲載					○	
59 東栄町	0	0				○	対象としていない	認定していないため、 なし				○		
60 豊根村	56	68	○		68		基準を決めて実施	個別送付を実施					○	
61 小坂井町	65	59				○	寝たきり度、認知度 で認定	全て要介護認定者に 案内送付					○	

後期高齢者福祉医療費給付制度(福祉給付金制度) の実施状況一覧

(2009年8月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※愛知県は2008年4月から「福祉給付金制度」を、「後期高齢者福祉医療費給付制度」と名称変更し、従来の対象だった「ひとり暮らしの非課税高齢者」を外した。
 ※県が外した「ひとり暮らし非課税高齢者」を引き続き対象(縮小も含む)としているのは52市町村(85.2%)。
 ※「ひとり暮らし」欄 ◎印:従来通り継続 ○印:対象縮小して継続 ×印:対象継続を中止
 ※県基準から何らかの拡大をしているのは54市町村(88.5%)。
 ※「福祉給付金の拡大状況」欄の★印は愛知県基準で実施。
 ※「福祉給付金の拡大状況」欄で、精神障害者の助成を、「福祉給付金」ではなく、「精神障害者医療費助成」として実施している場合があるが、この表からは略している。

市町村名	ひとり暮らし	後期高齢者福祉医療費給付金の拡大状況	後期高齢者医療被保険者数 (2009年8月1日)	後期高齢者福祉医療費給付金(2009年8月1日)		
				合計	ひとり暮らし	その他の拡大
	52	県制度から拡大:54市町村	647,120	119,705	12,478	7,508
1 名古屋市	×	①ねたきり・認知症の人は特別障害者手当受給者限度額まで(所得制限緩和) ②対象年齢を前期高齢者(70歳~74歳)まで拡大	210,214	42,304	0	7,000
2 豊橋市	○	①ひとり暮らし非課税高齢者(低所得I該当。税扶養に入っていない) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	34,875	6,791	1,358	26
3 岡崎市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者(税扶養に入っていない)	30,523	5,446	612	0
4 一宮市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	33,966	6,707	982	35
5 瀬戸市	×	★	13,057	2,282	0	0
6 半田市	○	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者を除く) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③療育手帳C所持者	10,378	1,689	75	13
7 春日井市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	23,542	3,682	223	45
8 豊川市	○	①ひとり暮らし非課税高齢者(1/2助成)	15,216	959	959	0
9 津島市	×	★	6,389	988	0	18
10 碧南市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	6,983	1,198	215	12
11 刈谷市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	9,904	2,026	322	51
12 豊田市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②戦傷病者手帳所持者(所得制限撤廃) ③要介護3の認定で市県民税非課税世帯の人 ④精神障害で診断書による入院(1/2助成)	28,904	5,779	769	46
13 安城市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成) ④戦傷病者手帳所持者(所得制限撤廃)	12,744	2,530	566	29
14 西尾市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	9,758	1,529	153	33
15 蒲郡市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	9,532	1,712	312	10
16 犬山市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者	7,270	1,412	245	0
17 常滑市	○	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外)	6,254	879	107	0
18 江南市	○	①ひとり暮らし非課税高齢者(1/2助成)	9,099	1,510	401	0
19 小牧市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者(市内親族なし)	10,380	1,892	96	0

市町村名	ひとり暮らし	後期高齢者福祉医療費給付金の拡大状況	後期高齢者医療被保険者数 (2009年8月1日)	後期高齢者福祉医療費給付金(2009年8月1日)		
				合計	ひとり暮らし	その他の拡大
20 稲沢市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③戦傷病者手帳所持者(所得制限撤廃)	12,478	2,225	348	36
21 新城市	○	①ひとり暮らし非課税高齢者(1/2助成) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③戦傷病者手帳所持者(所得制限撤廃)	7,908	1,272	312	12
22 東海市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神保健福祉手帳3級(入院のみ全額助成) ④喘息等特定疾病認定者(特定疾病の医療のみ)	8,132	1,593	258	0
23 大府市	◎	ひとり暮らし非課税高齢者	5,987	912	12	0
24 知多市	◎	ひとり暮らし非課税高齢者	6,860	1,231	200	0
25 知立市	◎	ひとり暮らし非課税高齢者	4,650	886	216	13
26 尾張旭市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②特定疾患(難病)患者 ③自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ④精神障害で診断書による入院(1/2助成)	6,523	1,070	70	23
27 高浜市	◎	ひとり暮らし非課税高齢者(73・74歳及び75歳以上)	3,674	831	281	0
28 岩倉市	◎	ひとり暮らし非課税高齢者	3,822	719	132	0
29 豊明市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級(全疾病、通院は全額・入院1/2助成)	5,413	1,188	300	0
30 日進市	○	ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外、遺族年金を所得計算に含む)	5,573	914	87	0
31 田原市	◎	ひとり暮らし非課税高齢者	7,903	1,561	520	0
32 愛西市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級(全疾病)	6,763	1,306	279	3
33 清須市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級(全疾病)	5,015	1,063	371	4
34 北名古屋市	○	①ひとり暮らし非課税高齢者(市内に親族がいない、単身で生計を維持) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	5,599	1,143	194	0
35 弥富市	◎	ひとり暮らし非課税高齢者	3,906	783	168	0
36 東郷町	×	★	2,646	381	0	0
37 長久手町	×	★	2,611	391	0	0
38 豊山町	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②療養手帳C所持者 ③精神保健福祉法で精神障害者と診断された人 ④入院の食事療養も助成対象	993	227	60	7
39 春日町	◎	ひとり暮らし非課税高齢者	632	138	25	0
40 大口町	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	1,681	292	36	5
41 扶桑町	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	3,110	524	47	5
42 七宝町	×	★	1,819	615	0	0
43 美和町	×	精神保健福祉手帳3級	2,079	296	0	0
44 甚目寺町	×	★	2,618	450	0	0
45 大治町	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級	1,800	372	84	0
46 蟹江町	◎	ひとり暮らし非課税高齢者	3,077	633	173	0
47 飛島村	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級	616	92	12	0
48 阿久比町	◎	ひとり暮らし非課税高齢者	2,446	365	24	0
49 東浦町	○	ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外)	4,089	779	133	0
50 南知多町	○	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外。1/2助成)	3,288	501	把握せず	55
51 美浜町	○	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者・被扶養者は対象外)	2,592	435	76	2

市町村名	ひとり暮らし	後期高齢者福祉医療費給付金の拡大状況	後期高齢者医療被保険者数 (2009年8月1日)	後期高齢者福祉医療費給付金(2009年8月1日)		
				合計	ひとり暮らし	その他の拡大
52 武豊町	◎	ひとり暮らし非課税高齢者	3,324	744	200	0
53 一色町	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害者の入院診断書提出者	2,907	496	97	8
54 吉良町	○	ひとり暮らし非課税高齢者(税扶養に入っていない、町内に一親等までの親族がいない)	2,677	407	38	0
55 幡豆町	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害者の入院診断書提出者	1,671	295	48	2
56 幸田町	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神3級所持者(入院分)精神疾患(1/2助成) ③自立支援医療受給者(精神科通院全額、入院1/2助成)	2,911	463	32	6
57 三好町	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神障害者	2,774	572	76	9
58 設楽町	○	ひとり暮らし非課税高齢者(低所得I該当。施設入所者は対象外。1/2助成)	1,641	42	42	0
59 東栄町	×	★	1,210	0	0	0
60 豊根村	○	ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外。通院のみ。1/2助成)	417	99	48	0
61 小坂井町	○	ひとり暮らし非課税高齢者(1/2助成)	2,297	84	84	0

子どもの医療費助成制度の実施状況

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※★印は愛知県制度と同じ。県制度は通院で義務教育就学前、入院で中学校卒業まで(2008年4月実施)。
 ※特に断りのない場合は、現物給付で実施している。また実施年月は償還払いの学齢変更を含む。
 ※◆印:一宮市・北名古屋市・一色町は県基準からの拡大分について、1割の自己負担を導入。
 ※高浜市は2010年1月から1割の自己負担をなくし、現物給付化した。
 ※市町村名が白抜き:通院・入院とも中学校卒業まで自己負担なしで実施(22市町村)
 ※2008年9月と2009年9月の実施数の変化
 「小学校卒業」以上 : 通院 34 → 43 入院 61 → 61
 「中学校卒業」以上 : 通院 19 → 22 入院 61 → 61

市町村名	通院	入院
県基準拡大自治体数	60 (98.4%) (自己負担なし 57 自己負担あり 3)	1 (1.7%) (自己負担あり)
「小学校卒業」以上の自治体数	43 (70.5%) (自己負担なし 41 自己負担あり 2)	—
「中学校卒業」以上の自治体数	22 (36.1%) (自己負担なし 22 自己負担あり 0)	—
1 名古屋市	小学校卒業	★中学校卒業
2 豊橋市	小学校卒業(2009年4月実施)	★中学校卒業(中学生は償還払い)(2009年4月実施)
3 岡崎市	中学校卒業	★中学校卒業
4 一宮市	小学校卒業(小学生以降は1割の自己負担あり、2割を償還払い)(2009年4月実施)◆	★中学校卒業(小学生以降は償還払い)(2009年4月実施)
5 瀬戸市	小学校3年生	★中学校卒業(小学校4年生以降は償還払い)
6 半田市	小学校卒業(2009年4月実施)	★中学校卒業(中学生は償還払い)(2009年4月実施)
7 春日井市	小学校3年生	★中学校卒業(小学校4年生以降は償還払い)
8 豊川市	小学校5年生(2009年4月実施)	★中学校卒業(小学校6年生以降は償還払い)(2009年4月実施)
9 津島市	★義務教育就学前	★中学校卒業(小中学生は償還払い)
10 碧南市	中学校卒業	★中学校卒業
11 刈谷市	中学校卒業	★中学校卒業
12 豊田市	中学校卒業	★中学校卒業
13 安城市	中学校卒業	★中学校卒業
14 西尾市	中学校卒業(2009年4月実施)	★中学校卒業(2009年4月実施)
15 蒲郡市	小学校卒業	★中学校卒業(中学生は償還払い)
16 犬山市	小学校1年生(2009年7月実施)	★中学校卒業(小学校2年生以降は償還払い)(2009年7月実施)
17 常滑市	小学校3年生	★中学校卒業(小学校4年生以降は償還払い)
18 江南市	小学校1年生	★中学校卒業(小学校2年生以降は償還払い)
19 小牧市	中学校卒業	★中学校卒業
20 稲沢市	小学校1年生(2009年10月実施)	★中学校卒業(小学校2年生以降は償還払い)(2009年10月実施)
21 新城市	小学校3年生	★中学校卒業(小学校4年生以降は償還払い)
22 東海市	小学校卒業	★中学校卒業(2009年4月実施)
23 大府市	中学校卒業	★中学校卒業
24 知多市	小学校卒業	★中学校卒業(中学生は償還払い)
25 春日市	中学校卒業	★中学校卒業
26 尾張旭市	小学校3年生	★中学校卒業(小学校4年生以降は償還払い)

市町村名	通院	入院
27 高浜市	中学校卒業(小学生以降は1割の自己負担あり、2割を償還払い)◆ [1割の自己負担を廃止(2010年1月実施)]	★中学校卒業(小中学生は償還払い) [現物給付化(2010年1月実施)]
28 岩倉市	小学校3年生	★中学校卒業(小学校4年生以降は償還払い)
29 豊明市	小学校3年生	★中学校卒業
30 日進市	中学校卒業	★中学校卒業
31 田原市	中学校卒業	★中学校卒業
32 愛西市	小学校3年生	★中学校卒業(小学校4年生以降は償還払い)
33 清須市	小学校卒業(2009年4月実施)	★中学校卒業(中学生は償還払い)(2009年4月実施)
34 北名古屋市	小学校卒業(小学生以降は1割の自己負担あり、2割を償還払い)◆(2009年7月実施)	★中学校卒業(小中学生は償還払い)
35 弥富市	中学校卒業	★中学校卒業
36 東郷町	小学校3年生(2009年4月実施)	★中学校卒業(小学校4年生以降は償還払い)(2009年4月実施)
37 長久手町	小学校卒業	★中学校卒業(中学生は償還払い)
38 豊山町	中学校卒業(2009年4月実施)	★中学校卒業(2009年4月実施)
39 春日町	小学校卒業(2009年4月実施)	★中学校卒業(中学生は償還払い)
40 大口町	中学校卒業	★中学校卒業
41 扶桑町	小学校卒業	★中学校卒業(中学生は償還払い)
42 七宝町	小学校卒業	★中学校卒業(中学生は償還払い)
43 美和町	小学校卒業	★中学校卒業(中学生は償還払い)
44 甚目寺町	小学校卒業	★中学校卒業(中学生は償還払い)
45 大治町	小学校卒業(2009年4月実施)	★中学校卒業(中学生は償還払い)(2009年4月実施)
46 蟹江町	小学校卒業	★中学校卒業(中学生は償還払い)
47 飛鳥村	中学校卒業	★中学校卒業
48 阿久比町	小学校卒業	★中学校卒業(中学生は償還払い)
49 東浦町	小学校卒業 [中学校卒業(2010年1月実施)]	★中学校卒業(2009年1月実施)
50 南知多町	小学校卒業(2009年4月実施)	★中学校卒業(中学生は償還払い)(2009年4月実施)
51 美浜町	小学校3年生	★中学校卒業(小学校4年生以降は償還払い)
52 武豊町	小学校卒業	★中学校卒業(中学生は償還払い)
53 一色町	小学校4年生(小学生以降は1割の自己負担あり、2割を償還払い、ただし、非課税世帯は中学校卒業まで全額助成)(2009年4月実施)◆	18歳月末(小学生以降は償還払い、中学校卒業後は1割の自己負担あり、ただし非課税世帯は全額助成)◆
54 吉良町	小学校卒業	★中学校卒業(中学生は償還払い)
55 幡豆町	小学校3年生	★中学校卒業(小学校4年生以降は償還払い)
56 幸田町	中学校卒業	★中学校卒業
57 三好町	中学校卒業	★中学校卒業
58 設楽町	中学校卒業	★中学校卒業
59 東栄町	中学校卒業(小学生以降は償還払い)	★中学校卒業(小学生以降は償還払い)
60 豊根村	中学校卒業(小学生以降は償還払い)	★中学校卒業(小学生以降は償還払い)
61 小坂井町	小学校5年生(2009年10月実施)	★中学校卒業(小学校6年生以降は償還払い)(2009年10月実施)

妊産婦健診助成制度の実施状況について

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

【妊婦健診について】

※61市町村すべてが14回の助成を行っている

※超音波検査:年齢制限なしは名古屋市・豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市・清須市・豊山町・春日町の8市町。その他は35歳以上。また助成回数では4回が清須市・豊山町・春日町、2回が名古屋市、その他は1回。2010年度から全市町村が「4回・年齢制限なし」となるよう調整している

【産婦健診について】

※助成しているのは16市町村(26.2%)

【歯科健診について】

※産前・産後を通じて1回以上実施しているのが54市町村(88.5%)。未実施なのは、高浜市・愛西市・美和町・蟹江町・南知多町・美浜町の6市町

※実施形態は、産前・産後各1回が12市町村、産前・産後どちらか1回が14市町村、産前1回が14市町村。その他、集団で実施等で回数を制限していない市町村もある

市町村名	妊産婦健診の助成回数について			助成額 (※超音波検査を除く)	超音波検査				
	産前	産後	歯科検診		助成回数	1回当たり助成額	年齢制限		
							制限なし	35歳以上	
1 名古屋市	14	0	産前・産後どちらか1回	65,440	2	5,300	○		
2 豊橋市	14	0	産前・産後どちらか1回	95,470	1	5,300	○		
3 岡崎市	14	0	産前・産後各1回	84,720	1	5,500		○	
4 一宮市	14	0	産前・産後どちらか1回	84,720	1	5,500		○	
5 瀬戸市	14	0	産前・産後どちらか1回	84,720	1	5,500		○	
6 半田市	14	1	産前1回	84,720	1	5,500		○	
7 春日井市	14	0	産前・産後どちらか1回	84,720	1	5,500		○	
8 豊川市	14	0	産前・産後各1回	84,720	1	5,500	○		
9 津島市	14	0	産前1回	84,720	1	5,500		○	
10 碧南市	14	0	産前1回	84,720	1	5,500		○	
11 刈谷市	14	1	産前・産後各1回	84,720	1	5,500		○	
12 豊田市	14	1	産前・産後各1回	84,720	1	5,500		○	
13 安城市	14	1	産前・産後どちらか1回	84,720	1	5,500		○	
14 西尾市	14	1	妊産婦歯科健診として保健センターで実施。健診回数の制限なし	84,720	1	5,500		○	
15 蒲郡市	14	0	妊産婦歯科健診と歯科相談を月1～2回(年18回)開催、集団で実施	84,720	1	5,500	○		
16 犬山市	14	0	産後1回	84,720	1	5,500		○	
17 常滑市	14	1	産前・産後各1回	84,720	1	5,500		○	
18 江南市	14	1	産前1回	84,720	1	5,500		○	
19 小牧市	14	0	成人歯科健診(毎月1回)で実施、受診回数制限無し	84,720	1	5,500		○	
20 稲沢市	14	0	妊産婦・成人歯科健診(毎月1回開催、定員16人)で実施	84,720	1	5,500		○	
21 新城市	14	0	集団で年4回実施。医療機関では未実施	84,720	1	5,500		○	
22 東海市	14	1	産前・産後各1回	84,720	1	5,500		○	
23 大府市	14	1	産前・産後どちらか1回	84,720	1	5,500		○	
24 知多市	14	1	集団で月1回	84,720	1	5,500		○	
25 知立市	14	1	2回	84,720	1	5,500		○	
26 尾張旭市	14	0	産前・産後どちらか1回	84,720	1	5,500		○	
27 高浜市	14	0	未実施	84,720	1	5,500		○	

市町村名		妊産婦健診の助成回数について			助成額 (※超音波検査を除く)	超音波検査			
		産前	産後	歯科検診		助成回数	1回当たり助成額	年齢制限	
								制限なし	35歳以上
28	岩倉市	14	0	産前1回(集団で年4回実施、成人歯科健診(5・6・8・9・10月)も利用可能)	84,720	1	5,500		○
29	豊明市	14	0	産前・産後どちらか1回	84,720	1	5,500		○
30	日進市	14	0	産前・産後どちらか1回	84,720	1	5,500		○
31	田原市	14	0	産前1回	84,720	1	5,500	○	
32	愛西市	14	0	未実施	84,720	1	5,500		○
33	清須市	14	0	産前1回	84,720	4	5,500	○	
34	北名古屋市	14	0	産前・産後どちらか1回	84,720	1	5,500		○
35	弥富市	14	0	産前1回	84,720	1	5,500		○
36	東郷町	14	0	産前・産後各1回	84,720	1	5,500		○
37	長久手町	14	0	産前1回	84,720	1	5,500		○
38	豊山町	14	0	産前1回(集団)	100,650	4	5,500	○	
39	春日町	14	0	産前1回	84,720	4	5,500	○	
40	大口町	14	0	産前1回	84,720	1	5,500		○
41	扶桑町	14	0	産前1回(集団で年4回、各回定員15人で実施)	84,720	1	5,500		○
42	七宝町	14	0	産前1回(集団で年4回実施)	84,720	1	5,500		○
43	美和町	14	0	未実施	84,720	1	5,500		○
44	甚目寺町	14	0	産前1回	84,720	1	5,500		○
45	大治町	14	0	母親教室・住民歯科健診等に対応している(年間27回)	84,720	1	5,500		○
46	蟹江町	14	0	未実施	84,720	1	5,500		○
47	飛島村	14	1	産前1回	84,720	1	5,500		○
48	阿久比町	14	1	ペア教室(妊婦のための教室)で、集団健診の形で実施	84,720	1	5,500		○
49	東浦町	14	1	産前・産後各1回(集団検診で実施)	84,720	1	5,500		○
50	南知多町	14	1	未実施	84,720	1	5,500		○
51	美浜町	14	1	未実施	84,720	1	5,500		○
52	武豊町	14	1	産前・産後各1回	84,720	1	5,500		○
53	一色町	14	0	産前・産後各1回	84,720	1	5,500		○
54	吉良町	14	0	妊産婦歯科健診(月1回)を実施。受診に制限なし	84,720	1	5,500		○
55	幡豆町	14	0	2回	84,720	1	5,500		○
56	幸田町	14	0	産前・産後各1回	84,720	1	5,500		○
57	三好町	14	0	産前・産後各1回	84,720	1	5,500		○
58	設楽町	14	0	産前・産後どちらか1回	84,720	1	5,500		○
59	東栄町	14	0	産前1回	84,720	1	5,500		○
60	豊根村	14	0	産前・産後各1回	84,720	1	5,500		○
61	小坂井町	14	0	集団で実施	84,720	1	5,500		○

愛知県平成22年度公費による妊婦健康診査の委託単価について (名古屋市・豊橋市を除く自治体)

愛知県医師会 理事 可世木 成明

平成21年10月20日、愛知県医師会と愛知県内59市町との間で表記に関する協議会を開催し、14回の妊婦健康診査について標準的な委託単価を表のごとく設定し、受診券を基本健診(14枚)+子宮癌(クーポン券扱い1枚)の計15枚にすることで合意しました。厚労省が設定した予算を下回りましたが、地方自治体の経済情勢からやむを得ず合意したものであります。地区医師会と自治体の間で締結して頂きますようお願い申し上げます。なお、名古屋市は低く、豊橋市は高く設定の予定で、委託単価が他の市町村と異なるため広域化は得られません。

なお、自治体には妊婦健康診査受診券は補助券であって無料券ではないことを重ねて周知いたしました。

愛知県における標準的な健康診査の実施時期、実施回数及び内容 (平成22年度 委託単価表)
(名古屋市・豊橋市を除く)

(09. 10. 20)

回数	週数(約)	基本健診	超音波	初回血液検査	血算	血糖	GBS	子宮癌	健診料(補助金)	厚労省の予算	助産所	
1	8週	3,770	5,300	11,600				※	20,670	50,000円		
									3,360			
2	12週	4,290							4,290		○	
3	16週	4,290							4,290		○	
4	20週	3,770	5,300						9,070			
5	24週	4,290							4,290	45,970	○	
6	26週	4,290							4,290	63,000円	○	
7	28週	4,290							4,290		○	
8	30週	3,770	5,300		1,580	1,550			12,200			
9	32週	4,290							4,290		○	
10	34週	4,290					3,100		7,390			
11	36週	4,290							4,290		○	
12	37週	3,770	5,300		1,580				10,650		6~14回 小計	○
13	38週	4,290							4,290			○
14	39週	4,290							4,290			○
									合計			101,950

基本的な妊婦健康診査(1回~14回)

- ・健康状態の把握
- ・子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査(糖、蛋白)、体重、身長(1回目のみ)の測定
- ・保健指導(食事指導、生活指導、保健・福祉サービスの支援)

初回血液検査(1回目のみ)

ABO血液型、Rh血液型、末梢血液一般検査、血糖、TPHA検査(定性)、梅毒脂質抗原検査
HBs抗原精密測定、HGV抗体精密測定、不規則抗体、HIV抗体価、ウイルス抗体価(風疹)

※子宮癌

- ①クーポン券扱いとします。
- ②16週頃までに実施して下さい。
- ③1年以内に子宮癌の検査を受けている場合は施行されなくても可とします。

ヒブワクチンの任意予防接種への助成について

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※ヒブワクチンの任意予防接種への助成を実施している市町村はなかった。

市町村名	ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。
4 一宮市	医師会等とも協議して、検討して参ります。
6 半田市	ヒブワクチンについても、予防接種の安全性や有効性等も含め、国の予防接種対策の動向を見守り、公費助成は、今後、総合的に判断していきたいと考えています。
7 春日井市	ヒブワクチンが、乳幼児の感染症予防対策として有効な手段の一つであることは、本市としても認識しています。ワクチンを接種することで、疾病の重篤化する状況に効果が期待できるとされ、法律に基づかない任意の予防接種ですが、各医療機関での接種が増えていくが見込まれます。このようなことからワクチンの供給・接種費用など、情報の収集等に取り組み、乳幼児の健康保持、感染症による重篤化やまん延防止の観点から、国の動向も注視しながら公費助成について検討していきます。
16 犬山市	ワクチンの有効性・安全性、経費等、国の動向や研究結果をみながら、検討していきます。
18 江南市	ヒブワクチンの接種方法は生後2カ月から1歳までに3回接種し、その後1年後に1回接種します。計4回の接種が必要となりますが、輸入ワクチンのため、供給量が少なく安定供給ができないことが課題であります。助成については供給体制が整備できた段階で検討したいと考えます。
22 東海市	<p>ヒブワクチンは小児の細菌性髄膜炎を予防するワクチンで、諸外国の多くで接種がされていますが、日本では2008年12月によりやく解禁されたワクチンです。そのため、現在のところ、任意接種となっています。</p> <p>ヒブワクチンは日本では製造されておらず、輸入に頼っているため、ワクチン不足で、ワクチンが手に入りにくい状況と効いております。</p> <p>市が公費負担をし、多くの方に接種していただくためには、まず、ワクチンが潤滑に流通される必要があります。そのためには、ヒブワクチンが定期予防接種に位置づけられる等、国のヒブワクチンに対する施策が大きく影響します。</p> <p>今後、市といたしましては、引き続き、国の動向や近隣市町村の状況等情報収集に努め、予防接種事業を進めて参ります。</p>
31 田原市	助成について、今後、県下市町村の動向を踏まえながら検討してまいります。
32 愛西市	ヒブワクチンの任意予防接種については、日本では定期の予防接種として位置づけられておりませんので、現段階では実施は難しいと考えております。今後、国の動向や近隣市町村の動向も見ながら検討していきます。
34 北名古屋市	ヒブワクチンの助成は、現在考えていませんが、子育て支援の一環として、今年度からインフルエンザ(1歳～15歳[中学3年生])の接種費用を1回1,000円、1人2回まで補助しています。
41 扶桑町	制度の必要性は高いですが、物理的にワクチン量が限られることと、健康被害に対する国の救済制度が不十分な為、非常に難しい課題となっております。
46 蟹江町	接種の対象者、方法、ワクチンが供給できるかなど検討が必要と考えております。
47 飛島村	現在、村内医師等の意見を聞きながら、助成制度について検討中です。
51 美浜町	今のところ情報収集をしている。今後に向けて検討していきたい。
54 吉良町	今後、財政事情等を勘案し、検討します。
56 幸田町	全国で19自治体が助成していると認識しています。今後県下、近隣市町村の状況を見極めながら検討したいと思っております。
58 設楽町	現状を考慮し、今後検討する。
59 東栄町	検討していきたい。
60 豊根村	現在検討をしております。

就学援助の基準・申請・支給等について

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※認定基準を生活保護基準の1.5倍としているのが6市町村(9.8%)、1.3~1.4倍としているのが11市町村(18.0%)
 ※支給方法の現金現物で豊橋市は「給食の提供」
 ※申請書の受付で稲沢市は「継続のみ」学校で受け付け
 ※認定基準額または所得基準額は月額で回答している市町村もある。また、持ち家の場合と借家の場合が混在している。扶養家族の人数も混在している。
 ※春日町・東栄町は全回答が、豊根村は支給方法以外が未回答

※就学援助認定基準の「その他」欄は次の通り。

①生活保護受給者、②生活保護を停止または廃止された者、③市民税非課税または減免された者、④個人事業税または固定資産税が減免された者、⑤国民年金保険料が減免された者、⑥国民健康保険料(税)が減免もしくは減額賦課された者、⑦児童扶養手当が支給された者、⑧生活福祉資金貸付または世帯更正貸付を受けた者、⑨失業対策事業適格者手帳所持者または職業安定登録日雇労働者、⑩その他経済的に困窮している者

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			支給方法		支給回数
	生活保護基準の	その他	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合	市町村窓口	学校	両方	現金現物	銀行振込	
合計	—	—	—	—	17	9	32	6	58	—
1 名古屋市	1.0	①②③⑤⑥⑦②⑩	2,195,000	2,991,000		○			○	3
2 豊橋市	1.3	①②⑦など	2,110,000	3,334,000	○			○	○	4
3 岡崎市	1.0	①②③⑤⑦⑧⑨②⑩	1,946,640	2,666,640			○		○	3
4 一宮市		②③④⑤⑥⑦	基準なし	基準なし			○		○	3
5 瀬戸市	1.25	①②③④⑤⑥⑦⑧②⑩	1,800,000	2,800,000			○	○	○	6
6 半田市	1.4	②③④⑤⑥⑦⑧⑨②⑩	2,120,000	3,220,000			○		○	3
7 春日井市	1.2		145,544	229,272		○			○	3
8 豊川市	1.23		1,600,000	2,500,000	○				○	6
9 津島市	1.0	②③④⑤⑥⑦⑨②⑩			○				○	3
10 碧南市	1.0		1,200,000	2,000,000		○		○	○	3
11 刈谷市		①②③⑤⑥⑦	2,300,000	3,060,000		○			○	3
12 豊田市	1.3	①②③④⑤⑦⑧⑨②⑩	2,083,000	3,366,000		○			○	3
13 安城市		生活保護法の規定による要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると認められた者(以前の国の基準に基づく)	2,380,000	1,469,000			○		○	3
14 西尾市		認定基準は設けていない。民生理事會において審査後、教育委員会が認定				○		○		3
15 蒲郡市	1.3	①②③④⑤⑥⑦②⑩		※家族の年齢によって基準額が異なるため、上記の条件だけでは所得基準額を算出できない			○		○	2
16 犬山市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨②⑩					○		○	3
17 常滑市	1.3	次の各項のいずれかに該当し、教育委員会が援助を必要と認定する人。②③④⑤⑥⑦②⑩				○			○	3
18 江南市		②③④⑤⑥⑦⑨②⑩					○		○	6
19 小牧市		※生活保護基準+市単独基準の1.3倍					○		○	3
20 稲沢市		①②③④⑤⑥⑦⑧②⑩			○			○	○	4
21 新城市	1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧②⑩			○				○	4
22 東海市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨②⑩	1,982,400	2,799,965		○			○	3
23 大府市	1.0	②③④⑤⑥⑦⑧⑨②⑩	1,543,000	2,338,000			○		○	4
24 知多市	1.0	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨②⑩	1,414,980	2,169,312			○		○	6
25 知立市		愛知県の児童扶養手当の所得制限の1.1倍を目安としている	2,530,000	3,366,000			○		○	5

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			支給方法		支給回数
	生活保護基準の	その他	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合	市町村窓口	学校	両方	現金現物	銀行振込	
26 尾張旭市	1.25	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	なし	なし			○		○	3
27 高浜市	1.0	③⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 母子・父子家庭は、生活保護基準の1.5倍	2,130,000	2,100,000			○		○	3
28 岩倉市	1.1	②③④⑤⑥⑧⑨⑩					○		○	12
29 豊明市	1.2		150,000 ～200,000円	210,000 ～270,000円	○				○	3
30 日進市	1.5	②③④⑤⑥⑦⑧⑨	2,183,166	3,439,080			○		○	11
31 田原市	1.25		1,768,725	2,711,640			○		○	3
32 愛西市	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,958,000	3,303,000	○				○	3
33 清須市	1.3	②③④⑤⑥⑦⑧	※家賃など詳細が不明なため算出不可				○		○	3
34 北名古屋市	1.2	派遣切り等急激な収入の減少(生活保護基準額の1.3倍未満)	※生活保護基準の1.2倍				○		○	3
35 弥富市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑩	131,898	200,395			○		○	3
36 東郷町	1.3		※所得・控除額により異なる		○				○	11
37 長久手町		面談により、収入状況等を確認し、教育委員会で説明し、審議			○				○	3
38 豊山町	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑩			○				○	3
39 春日町										
40 大口町	1.0				○				○	12
41 扶桑町		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ※国の基準どおり					○		○	12
42 七宝町		国の基準	なし	なし	○				○	3
43 美和町		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	なし	なし	○				○	3
44 甚目寺町		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩			○			○	○	3
45 大治町	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑩	なし	なし			○		○	3
46 蟹江町	1.1		2,172,720	3,007,778	○				○	4
47 飛島村		国の認定基準にあたっての目安に添って認定している。	なし	なし			○		○	3
48 阿久比町		児童扶養手当の基準による	2,300,000	3,060,000			○		○	3
49 東浦町		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	2,380,000	3,140,000			○		○	3
50 南知多町	1.3	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,946,282	2,608,580			○		○	4
51 美浜町	1.3		1,946,282	2,608,580			○		○	3
52 武豊町	1.3		1,633,970	2,608,580			○		○	3
53 一色町		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	2,500,000	2,500,000			○		○	3
54 吉良町	1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩			○				○	3
55 幡豆町	1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,620,270	2,532,150			○		○	3
56 幸田町	1.5		1,280,000	2,360,000			○		○	3
57 三好町	1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	2,123,000	3,223,000		○			○	3
58 設楽町		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩					○		○	3
59 東栄町										
60 豊根村									○	1
61 小坂井町	1.3				○				○	3

就学援助の広報について

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※春日町・東栄町・豊根村は未回答

市町村名	保護者への広報			
	入学説明会	入学式	始業式	その他
合計	36	14	9	—
1 名古屋市		○	○	市広報誌に掲載、HPに掲載、児童扶養手当受給者に対してお知らせを配布
2 豊橋市	○			広報とよはしに掲載、HPに掲載、学校から児童・生徒全員へお知らせを配布、PTA新聞に掲載、就学通知書に掲載
3 岡崎市	○			年3回市政だよりに掲載。学校現場においては、保護者会などで必ず保護者に制度を周知できるようにお願いをしている
4 一宮市	○			市広報「いちのみや」に掲載、就学時健康診断でチラシの配布
5 瀬戸市	○	○	○	学校教育課HP、広報せと
6 半田市	○			市HP、学校だより
7 春日井市		○	○	市のHPや春日井広報(毎年3月15日号)に掲載。転入生に対する案内文書の配布、市役所子ども政策課等他課における制度周知
8 豊川市	○			HP、市内広報誌、広報「とよかわ」年2回掲載、12月に全児童生徒にチラシ配布
9 津島市		○		津島市HP及び広報掲載、全児童・生徒へ就学援助費のお知らせ配布
10 碧南市	○			市広報誌への掲載
11 刈谷市	○			各学校のPTA総会や学校新聞等で、機会あるごとに保護者への周知を実施
12 豊田市	○	○	○	豊田市HP。各学校のPTA総会等、多くの保護者が集まる機会に紹介
13 安城市		○		安城市広報誌(広報あんじょう)に毎年4月掲載、安城市HPに常時掲載、入学通知書の中に案内掲載
14 西尾市	○			全保護者へチラシ配布、広報「にしお」・西尾市HPへ記載、転入者へ「暮らしの便利帳」を配布
15 蒲郡市	○			蒲郡市HP・「広報がまごおり」に制度の概要を掲載
16 犬山市		○		「市広報いぬやま」に掲載
17 常滑市	○			広報紙掲載、市HP掲載
18 江南市	○			広報こうなん、江南市HP、転入者ガイド、毎年度申請時期
19 小牧市	○			HP掲載、小牧市広報掲載
20 稲沢市		○		継続申請時期(1月頃)に全児童生徒(中3除く)を通じて保護者にチラシ配布、広報いなざわ掲載(4/1号、1/15号)、HP掲載
21 新城市		○		市広報1月号に掲載
22 東海市	○			HP、市広報掲載、転入者用しおりへの掲載
23 大府市	○			学校だよりへの掲載、市の広報への掲載、HP
24 知多市		○		市の広報に掲載、HPにて情報発信、年度末に保護者へ文書配布
25 知立市	○		○	HP
26 尾張旭市	○			HP(常時)、広報(年3回)、全児童生徒へ案内文書配布(3月)
27 高浜市	○			全児童生徒に案内書配布
28 岩倉市	○			市広報、市HPでの周知
29 豊明市		○		HP上での広報、他課と連携しての保護者に対する周知
30 日進市	○			年度初めに、全保護者あて案内文書を出している。
31 田原市	○			田原市HPにて制度説明、民生児童委員への制度説明
32 愛西市			○	市広報掲載、市HP掲載、「就学援助についてお知らせ」を学校より児童生徒全員に配布(1学期始業時)
33 清須市				広報清須4月号でお知らせしている
34 北名古屋市				1月に全保護者に案内。新1年生は就学通知と合わせて案内。広報・HPに掲載して案内。
35 弥富市			○	市HP、市広報に掲載。
36 東郷町	○			町の広報紙、HP
37 長久手町	○			町広報紙、HP
38 豊山町		○		3月広報でお知らせする
39 春日町				

保護者への広報

市町村名		保護者への広報			
		入学説明会	入学式	始業式	その他
40	大口町	○			転入時、HP、対象者に個別案内
41	扶桑町				広報2月号に掲載するとともに、2月に全在学児童・生徒を通じて保護者に「就学援助制度についてのお知らせ」を配布している。新入学児童については、入学説明会において配布している。
42	七宝町	○			町の広報紙(2月号)、就学時検診、3学期1月ぐらい翌年分
43	美和町		○		町広報、HP
44	甚目寺町			○	町広報誌、町公式ウェブサイトへの掲載
45	大治町				町広報誌への掲載(年1回)、全児童生徒へのチラシの配布(年1回)
46	蟹江町	○			在校生については、4月の学校だよりに掲載、広報、HP
47	飛島村	○			村広報誌に掲載、入学説明会と同時期に在校生にチラシを配布
48	阿久比町	○			HP、広報誌に掲載し広く周知している
49	東浦町	○			年1回広報に就学援助制度について掲載、HPに掲載
50	南知多町	○			各学校において、全ての保護者にPR用チラシを配っている。町の福祉(母子家庭等)担当窓口にご相談があれば、町教育委員会に連絡が入り、町教育委員会職員が直接説明することとしている。
51	美浜町	○			町公式HP、町広報みはま
52	武豊町	○			町の広報に掲載
53	一色町	○			町の広報誌による制度の案内
54	吉良町				年1回広報1月号に掲載。毎年2月に、各保育園を通して卒園予定園児の保護者に就学援助チラシを配布
55	幡豆町				保育園で入学前の園児の保護者へチラシ配布していただく。
56	幸田町		○		町広報紙及びHP
57	三好町	○			他課から制度について紹介をしている(母子手当申請時など)
58	設楽町			○	
59	東栄町				
60	豊根村				
61	小坂井町	○			3月1日号の広報紙で周知している

国保料(税)の低所得減免・収入減の減免制度実施状況

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※「低所得者向けの減免」を実施しているのは、17市町村(27.9%)
 ※「収入減を理由にした減免要件」では、豊川市が前年所得300万円未満(7/10減少)、大府市が200万円以下(1/2減少)、田原市が300万円以下(1/2減少)、美浜町が新たに実施
 他には豊橋市が500万円以下を600万円以下に、岡崎市が350万円以下を500万円以下に、弥富市が350万円以下を362万円以下に拡充
 ※「収入減を理由にした減免要件」は、前年所得、当年見込み所得、減少割合以外の要件がある場合もあるので、該当するかは個別の確認が必要

市町村名	低所得者減免		収入減を理由にした減免要件		
	実施	減免要件	前年総所得	当年見込み所得	当年/前年減少割合
合計	17	—	実施:52市町村		
1 名古屋市	○	世帯の全員が市県民税の所得割を課されない	1000万円以下	264万円以下	8/10以下
2 豊橋市	○	世帯主及び世帯内の被保険者に市民税所得割額及び固定資産税額が無いこと。	600万円以下		8/10以下
3 岡崎市	○	国保加入者全員が市民税の申告をしており、国保加入者全員が市民税非課税世帯であること。	500万円以下 250万円以下 100万円以下		1/2以下 6/10以下 7/10以下
4 一宮市	○	①法定軽減世帯の均等割・平等割をさらに1割減免②世帯の総所得が200万円以下の場合、均等割・平等割を3割減免	250万円以下		1/2以下
5 瀬戸市	×		300万円以下		1/2以下
6 半田市	○	生活保護世帯が自立し、保護が停止又は廃止になった場合。僅かな所得金額で2割軽減を外れた世帯	500万円以下		1/2以下
7 春日井市	○	学校教育法25条の規定により、就学援助を受けることとなった世帯、その他これらに類する法令の規定により給付を受けている世帯	400万円以下		1/2以下
8 豊川市	○	世帯主等の土地及び家屋に係る固定資産税額が25万円以下でかつ世帯主及び被保険者全員が市税条例第21条第2項の規定の適用を受ける場合、または、世帯主等の土地及び家屋に係る固定資産税額が25万円以下でかつ世帯主及び被保険者全員の前年総所得金額の合計が125万円以下	300万円未満		7/10以下
9 津島市	○	前年の総所得金額が33万円以下の所得申告世帯で前年度に係る保険税額の30%に相当する額	500万円以下		2/3以下
10 碧南市	○	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が0円の場合	300万円以下		1/2以下
11 刈谷市	×		300万円以下		1/2以下
12 豊田市	×		未実施		
13 安城市	×		300万円以下		1/2以下
14 西尾市	○	所得割額、資産割額が課税されていない	300万円以下		1/2以下
15 蒲郡市	○	世帯主が被保険者であり、被保険者全員が市県民税非課税かつ固定資産税額が自己居住用のみで2万円未満の世帯のうち次の事項に該当するとき一軽減対象世帯、保険税の所得割が課税されない世帯	300万円以下	300万円以下	7/10以下
16 犬山市	×		400万円以下		2/3以下
17 常滑市	×		未実施		
18 江南市	○	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額等が0円の者	400万円以下		2/3以下
19 小牧市	×		400万円以下	200万円以下	7/10以下
20 稲沢市	×		300万円以下		1/2以下
21 新城市	×		200万円以下		1/2以下
22 東海市	×		200万円以下		1/2以下
23 大府市	×		200万円以下		1/2以下
24 知多市	×		200万円以下		1/2以下
25 知立市	×		300万円以下		1/2以下
26 尾張旭市	×		500万円以下		1/2以下

市町村名	低所得者減免		収入減を理由にした減免要件		
	実施	減免要件	前年総所得	当年見込み所得	当年/前年減少割合
27 高浜市	×		300万円以下	市民税所得割額12万円以内	1/2以下
28 岩倉市	×		300万円以下		2/3以下
29 豊明市	×		500万円以下		2/3以下
30 日進市	×		300万円以下		1/2以下
31 田原市	○	均等割・平均割のみの課税世帯で7割・5割・2割の軽減制度に該当・均等割・平均割の1割減免。均等割・平均割のみの課税世帯で7割・5割・2割の軽減制度に非該当・均等割・平均割の2割減免。	300万円以下		7/10以下
32 愛西市	○	固定資産税額が1万円以下で、世帯の合計所得金額が200万円以下	300万円以下	200万円以下	1/2以下
33 清須市	×		200万円以下		1/2以下
34 北名古屋市	○	前年度中の所得が200万円以下で今年度国民健康保険税が前年度に比べて増大している世帯	200万円以下		1/2以下
35 弥富市	○	世帯主及び被保険者の前年の合計所得が33万円以下で、減免申請前3カ月の平均月収が生活保護基準に規定する基準生活費以下のもの 均等割・平等割1/2	362万円以下		1/2以下
36 東郷町	×		未実施		
37 長久手町	×		300万円以下		1/2以下
38 豊山町	×		200万円以下		1/2以下
39 春日町	×		200万円以下		1/2以下
40 大口町	×		400万円以下		2/3以下
41 扶桑町	○	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額等が0円で、現に生活が困窮しているもの	400万円以下		2/3以下
42 七宝町	×		未実施		
43 美和町	×		300万円以下		1/2以下
44 甚目寺町	×		300万円以下		1/2以下
45 大治町	×		300万円以下		1/2以下
46 蟹江町	×		250万円以下		1/2以下
47 飛島村	×		350万円以下		1/2以下
48 阿久比町	×		未実施		
49 東浦町	×		250万円以下		1/2以下
50 南知多町	×		200万円以下		1/2以下
51 美浜町	×		所得が皆無となり生活が著しく困難		
52 武豊町	×		300万円以下		1/2以下
53 一色町	×		給与所得300万円以下		1/2以下
54 吉良町	×		300万円以下		1/2以下
55 幡豆町	×		500万円以下		1/2以下
56 幸田町	×		300万円以下		1/2以下
57 三好町	×		事業の休廃止、失業(解雇、倒産等)、農作物不作等で収入減少		1/2以下
58 設楽町	×		未実施		
59 東栄町	×		未実施		
60 豊根村	×		未実施		
61 小坂井町	×		未実施		

国保の資格証明書の実態

(2009年8月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※資格証明書を発行していないのは29市町村(47.5%)

※発行基準で「国の基準」としたのは16市町村(26.2%)、「独自配慮」が26市町村(42.5%)

「国の基準」:原爆医療・結核・精神など国が定める公費負担医療の対象には資格証明書を発行しない。

※資格証明書の「義務教育修了前子ども世帯」及び「未解消世帯」の数は2009年8月1日現在の数

市町村名	世帯数	滞納世帯数		資格証明書			義務教育修了前の子ども				未解消世帯			
		08/6/1	09/6/1	08/6/1	09/6/1	09/8/1	世帯数	乳幼児(人)	小学生(人)	中学生(人)	世帯数	乳幼児(人)	小学生(人)	中学生(人)
合計	1,090,637	232,110	231,995	2,998	3,882	3,801	259	41	105	64	18	7	15	9
市町村数	—	61	61	33	32	31	12	6	8	8	1	1	1	1
市町村割合	—	100.0%	100.0%	54.1%	52.5%	50.8%	20%	10%	13%	13%	2%	2%	2%	2%
1 名古屋市	363,580	74,998	73,325	1,088	2,037	2,093	90	27	70	41	18	7	15	9
2 豊橋市	52,310	15,974	13,433	495	646	490	11	1	9	3				
3 岡崎市	50,764	11,943	12,363	240	195	181								
4 一宮市	59,117	15,440	15,984	141	85	80								
5 瀬戸市	19,809	4,341	4,912	26	21	21	1		1	1				
6 半田市	16,331	2,821	2,673	86	102	82								
7 春日井市	46,491	8,063	8,396	95	69	69								
8 豊川市	23,095	4,267	4,404	147	106	101	106							
9 津島市	10,088	1,783	1,635											
10 碧南市	9,723	2,606	2,833											
11 刈谷市	17,398	5,587	5,280	1	1	1								
12 豊田市	52,610	7,366	7,336	75	57	51								
13 安城市	22,935	4,514	4,978	38	70	66								
14 西尾市	14,844	3,768	4,249	138	110	93	14	8	15	7				
15 蒲郡市	12,648	1,772	2,069											
16 犬山市	11,200	2,704	2,831											
17 常滑市	7,983	1,503	1,532											
18 江南市	15,181	2,588	2,588	8	9	1								
19 小牧市	22,482	4,238	4,363		5	5								
20 稲沢市	19,806	3,741	2,679											
21 新城市	7,423	1,119	741											
22 東海市	15,745	2,917	5,270	201	157	248								
23 大府市	11,409	3,422	3,458											
24 知多市	12,857	3,151	3,311	2	2	2								
25 知立市	8,925	3,480	1,935	8	4	4	4							
26 尾張旭市	11,245	1,642	1,258	3	6	6								
27 高浜市	5,604	1,854	2,017	3	2	2								
28 岩倉市	7,643	2,598	2,592	61	62	60	3	3	1					
29 豊明市	10,128	1,464	1,646											

発行するにあたって				発行除外で配慮している点									市町村名		
必ず面談	面談無くても交付	その他		国の基準	独自配慮	義務教育修了前	障害者助成対象	母子家庭など	病弱者がいる	その他					
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	合計	
16	15	5	—	16	27	18	16	15	7	20	—	—	市町村数		
26%	25%	8%	—	26%	44%	30%	26%	25%	11%	33%	—	—	市町村割合		
	○		弁明の機会の付与、返還請求の手続きを経て交付		○					○	継続的な納付		名古屋市	1	
	○				○	○	○	○					豊橋市	2	
○				○									岡崎市	3	
		○	届出書未提出の場合、面談および弁明書を差し置く		○	○	○	○		○	70歳～74歳高齢者受給証交付		一宮市	4	
	○			○									瀬戸市	5	
	○				○	○	○	○					半田市	6	
	○				○	○				○	相談の上、納付計画が示された場合		春日井市	7	
	○				○	○	○	○	○	○	公費負担医療対象者		豊川市	8	
○				○									津島市	9	
				○		○	○	○					碧南市	10	
	○			○									刈谷市	11	
○					○					○	福祉医療の対象者		豊田市	12	
		○	納税意識がない人	○									安城市	13	
○					○	○			○	○	個別の面接により判別		西尾市	14	
					○	○	○	○		○	所得の激減、失業の廃止、災害などでの死亡世帯		蒲郡市	15	
		○	発行前に来所を促す		○					○	納税相談の上、個々の事情で		犬山市	16	
					○		○	○		○	公費負担医療の対象者		常滑市	17	
○					○					○	福祉医療の対象者		江南市	18	
	○				○				○	○	災害、事業の廃止・休止、損失		小牧市	19	
					○					○	福祉医療の対象者		稲沢市	20	
													新城市	21	
	○				○	○	○	○	○	○	特別な理由など		東海市	22	
					○	○	○	○					大府市	23	
○					○	○	○	○		○	誠意ある納付		知多市	24	
	○				○	○							知立市	25	
	○		面談に応じないとき	○									尾張旭市	26	
○				○									高浜市	27	
○					○		○				母子、病弱者は状況に応じて除外		岩倉市	28	
													豊明市	29	

市町村名	世帯数	滞納世帯数		資格証明書			義務教育修了前の子ども			未解消世帯				
		08/6/1	09/6/1	08/6/1	09/6/1	09/8/1	世帯数	乳幼児 (人)	小学生 (人)	中学生 (人)	世帯数	乳幼児 (人)	小学生 (人)	中学生 (人)
30	日進市	9,897	2,528	2,583										
31	田原市	10,108	1,104	1,905										
32	愛西市	10,028	982	917										
33	清須市	8,658	2,921	1,794										
34	北名古屋	13,333	2,341	3,910										
35	弥富市	6,115	1,397	1,478										
36	東郷町	5,294	1,611	1,411										
37	長久手町	5,478	1,167	980		1	1	1		1				
38	豊山町	2,377	505	535	1									
39	春日町	1,254	378	376										
40	大口町	2,879	280	328	12	17	38	17						
41	扶桑町	4,817	649	593										
42	七宝町	3,980	510	580										
43	美和町	3,871	444	289	5	6	9	3	1	2	4			
44	甚目寺町	6,279	2,709	2,763										
45	大治町	4,713	1,270	1,287										
46	蟹江町	5,702	1,231	1,173										
47	飛島村	630	20	29										
48	阿久比町	3,575	603	550	1		1							
49	東浦町	7,582	1,505	1,609	2	1	2							
50	南知多町	3,639	476	657	66	80	77	5	1	3	4			
51	美浜町	3,342	597	527	3	3	1							
52	武豊町	6,078	1,600	1,560	1	2		4		4	3			
53	一色町	3,484	451	476	20	9	7							
54	吉良町	358	147	190	7	9								
55	幡豆町	1,882	179	172	5	4	4							
56	幸田町	4,616	640	862										
57	三好町	6,122	1,634	1,627	14									
58	設楽町	1,049	57	43	1	1	1							
59	東栄町	740	45	45										
60	豊根村	228	17	10										
61	小坂井町	3,155	448	645	4	3	4							

発行するにあたって			発行除外で配慮している点								市町村名		
必ず面談	面談無くても交付	その他	国の基準	独自配慮	義務教育修了前	障害者助成対象	母子家庭など	病弱者がいる	その他				
											日進市	30	
				○	○	○	○				田原市	31	
											愛西市	32	
											清須市	33	
											北名古屋市	34	
									○	定期的な納付	弥富市	35	
		○		○							東郷町	36	
		○	手をつくしても面談できない	○							長久手町	37	
											豊山町	38	
											春日町	39	
	○				○	○	○	○	○	○	分納誓約書の提出、納付 約束した場合は除外	大口町	40
											扶桑町	41	
											七宝町	42	
○				○							美和町	43	
											甚目寺町	44	
											大治町	45	
											蟹江町	46	
											飛島村	47	
○				○							阿久比町	48	
○					○	○	○	○	○	○	公費負担医療対象者	東浦町	49
	○				○				○	○	公費負担医療対象者、18 歳年度末までの子供	南知多町	50
○					○	○	○	○	○	○	分割納付履行世帯	美浜町	51
○				○								武豊町	52
	○				○	○			○	○	均等割及び平等割りの軽 減世帯	一色町	53
	○			○								吉良町	54
○				○								幡豆町	55
				○								幸田町	56
				○								三好町	57
○				○								設楽町	58
												東栄町	59
												豊根村	60
○					○	○	○	○	○			小坂井町	61

国保の短期保険証の実態

(2009年8月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※滞納世帯数・短期保険証件数は、2009年6月1日現在。短期保険証の種類の数値は、2009年8月1日現在。

※「**短**」などのなんらかの記載をしているのは、北名古屋市、大治町・阿久比町・幡豆町の4市町

市町村名	滞納世帯数	短期保険証件数	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他、留め置き件数	特別な表示など
2008年合計	232,110	55,909	1,385	532	8,655	731	165	31,252	1,501	14,620	—
2009年合計	231,995	63,155	3,379	444	7,497	384	111	28,832	1,708	12,266	—
1 名古屋市	73,325	20,382								4,256	原則3カ月で発行
2 豊橋市	13,433	5,573						5,337		0	
3 岡崎市	12,363	2,242						2,174		0	
4 一宮市	15,984	2,551			354			628	195	255	
5 瀬戸市	4,912	994	348		464			366	140	489	
6 半田市	2,673	489			282			177		332	
7 春日井市	8,396	2,830	65	117	119	130	50	46	268	1,249	左記以外に2,234
8 豊川市	4,404	1,022						1,022		334	
9 津島市	1,635	728	9	5	36	7	1	533	2	231	短期231、資格100
10 碧南市	2,833	441						441		0	
11 刈谷市	5,280	1,272			151			345	273	827	
12 豊田市	7,336	4,789	2,378					6,054		3	
13 安城市	4,978	2,729						2,147		692	
14 西尾市	4,249	1,006						954		254	
15 蒲郡市	2,069	746	1	7	95	16	41	378	0	208	
16 犬山市	2,831	149						190		69	
17 常滑市	1,532	39						69		20	
18 江南市	2,588	489						319			
19 小牧市	4,363	721	86	134	413	19	14	34	21	200	
20 稲沢市	2,679	1,094			207			542	345	0	
21 新城市	741	157	26	28	54			34		0	
22 東海市	5,270	1,159			1,160						
23 大府市	3,458	662						618		286	
24 知多市	3,311	497						495		79	
25 知立市	1,935	802						599		398	
26 尾張旭市	1,258	690			1,339					0	
27 高浜市	2,017	477						790		190	
28 岩倉市	2,592	282						514		219	
29 豊明市	1,646	127						255		64	
30 日進市	2,583	270		3	2			266		149	
31 田原市	1,905	216						343		0	
32 愛西市	917				295					67	
33 清須市	1,794	346			351					0	
34 北名古屋市	3,910	1,135			1,082					195	有効期限日に下線
35 弥富市	1,478	196			53			146		76	

市町村名	滞納世帯数	短期保険証件数	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他、留め置き件数	特別な表示など
36 東郷町	1,411	802	29	122	318	182	2	4		139	
37 長久手町	980	576	5	22	67	28	3	82	7	172	
38 豊山町	535	302	156		146						
39 春日町	376	80			80					0	
40 大口町	328	46	9		65			105	0	125	
41 扶桑町	593	248						211		58	
42 七宝町	580	278	121	1	5			2		0	
43 美和町	289	192	73	5	18			62	15	60	
44 甚目寺町	2,763	799						726			
45 大治町	1,287	605						534		235	短のゴム印
46 蟹江町	1,173	335	13		196			99	18		
47 飛島村	29	7	7		3						
48 阿久比町	550	119	40					130		0	短期・カ月
49 東浦町	1,609	62						137		110	
50 南知多町	657	75						170		6	
51 美浜町	527	85						99		10	
52 武豊町	1,560	402							392	44	
53 一色町	476	77						80		0	
54 吉良町	190	73						68		0	
55 幡豆町	172	51						116		0	短期6カ月
56 幸田町	862	261	12		100			34		165	
57 三好町	1,627	262			42			215	31		
58 設楽町	43	3					2		1	0	
59 東栄町	45									0	
60 豊根村	10	1	1							0	
61 小坂井町	645	112						142		0	

国保の滞納者差押え状況

(2009年8月1日現在・愛知自治体キャラバンまとめ)

※差押え件数は、5,817件と1,269件増加した。

※差押え金額は、39億(昨年は20億)で、1件あたりの返金金額は、56万2千円(昨年34万5千円)。

※差押え物件は、不動産、預金、所得税還付金が多い。

※滞納世帯数・短期保険証件数、資格証明書件数は、2009年6月1日現在の数字である。

※一宮市、春日井市、豊明市、幡豆町の件数、金額は市税全体の数字である。

市町村名	滞納世帯数	短期保険証件数	資格証明書件数	2007年度実績	2008年度実績			内容
				差押件数	差押件数	金額	1件あたり金額	
2007年度	232,110	55,909	3,072	—	5,817	2,004,084,069	344,522	—
2008年度	231,995	63,155	3,882	5,817	7,086	3,938,336,021	555,791	—
1 名古屋市	73,325	20,382	2,037	97	164	55,957,506	341,204	預貯金など
2 豊橋市	13,433	5,573	646	8	12	3,833,102	319,425	不動産2件、債権10件
3 岡崎市	12,363	2,242	195	27	112	22,843,000	203,955	預金など
4 一宮市	15,984	2,551	85	957	1,129	2,157,255,000	1,910,766	市税全体で不動産、債権、給与など
5 瀬戸市	4,912	994	21	30	6	969,266	161,544	不動産
6 半田市	2,673	489	102	89	197	99,761,000	506,401	不動産、預金、債権
7 春日井市	8,396	2,830	69	1,750	1,816	229,487,000	126,369	市税全体で預金、生命保険など
8 豊川市	4,404	1,022	106	211	240	79,092,341	329,551	預金、生命保険、土地・建物
9 津島市	1,635	728		43	88	43,650,244	496,026	不動産、給与、預金、生命保険
10 碧南市	2,833	441		60	119	49,564,000	416,504	不動産、所得税還付金、債権
11 刈谷市	5,280	1,272	1					税は一括納入のため個別に解らない
12 豊田市	7,336	4,789	57	96	118	95,696,945	810,991	預貯金、不動産、給与、
13 安城市	4,978	2,729	70	239	188	95,660,450	508,832	預金、給与、不動産、所得税還付金
14 西尾市	4,249	1,006	110	100	90	38,715,469	430,172	不動産22件、債権68件
15 蒲郡市	2,069	746		53	54	16,513,007	305,796	不動産、国税還付金、預金
16 犬山市	2,831	149		33	83	64,254,014	774,145	不動産、預金、
17 常滑市	1,532	39		28	21	3,231,939	153,902	国税還付金、預金
18 江南市	2,588	489	9					
19 小牧市	4,363	721	5	131	464	78,351,278	168,861	預金、不動産、所得税還付金
20 稲沢市	2,679	1,094		154	126	84,845,707	673,379	不動産、債権
21 新城市	741	157		18	13	6,731,400	517,800	不動産、
22 東海市	5,270	1,159	157	422	240	256,187,000	1,067,446	預貯金、生命保険、不動産
23 大府市	3,458	662		21	35	34,059,952	973,141	不動産、所得税還付金
24 知多市	3,311	497	2	20	21	4,369,800	208,086	預金、給料、所得税還付金、生命保険
25 知立市	1,935	802	4	408	429	40,487,836	94,377	預金、生命保険
26 尾張旭市	1,258	690	6	33	123	61,265,353	498,092	預貯金、不動産
27 高浜市	2,017	477	2	48	45	11,767,589	261,502	普通預金、給与、不動産
28 岩倉市	2,592	282	62	0	7	170,000	24,286	
29 豊明市	1,646	127		408	595	35,011,000	58,842	預金(市税分を含む)
30 日進市	2,583	270		17	34	43,168,968	1,269,676	不動産、預金、生命保険

市町村名	滞納世帯数	短期保険証件数	資格証明書件数	2007年度実績 差押件数	2008年度実績			内容
					差押件数	金額	1件あたり金額	
31 田原市	1,905	216		26	3	166,800	55,600	給与、預金
32 愛西市	917			0	0			
33 清須市	1,794	346		0	0			
34 北名古屋市	3,910	1,135		31	171	80,957,505	473,436	債権(給与、預金など)、不動産 67件
35 弥富市	1,478	196		26	14	7,049,136	503,510	不動産、預金、保険
36 東郷町	1,411	802		0	1			
37 長久手町	980	576	1	4	41	17,349,712	423,164	預金など
38 豊山町	535	302		0				
39 春日町	376	80		0				
40 大口町	328	46	17	0				
41 扶桑町	593	248			6	4,469,450	744,908	不動産、預金
42 七宝町	580	278		3	11	531,000	48,273	預貯金
43 美和町	289	192	6	1	1	5,740	5,740	所得税還付金
44 甚目寺町	2,763	799		7	7	9,446,000	1,349,429	債権、不動産
45 大治町	1,287	605		52	53	33,312,386	628,536	不動産、所得税還付金、預金
46 蟹江町	1,173	335		15	14	1,688,262	120,590	預金、所得税還付金
47 飛島村	29	7		0				
48 阿久比町	550	119						
49 東浦町	1,609	62	1	65	79	5,130,916	64,948	預金、所得税還付金
50 南知多町	657	75	80		2	3,132,300	1,566,150	土地
51 美浜町	527	85	3	1				不動産
52 武豊町	1,560	402	2					国保税のみはなし
53 一色町	476	77	9	11				預貯金、不動産、生命保険、
54 吉良町	190	73	9	4				
55 幡豆町	172	51	4	11	19	10,826,204	569,800	市税全体で土地、家屋、預貯金
56 幸田町	862	261		35	27	11,888,000	440,296	預貯金、不動産、生命保険、給 与
57 三好町	1,627	262		23	60	34,805,769	580,096	預金、給与、不動産、所得税還 付金
58 設楽町	43	3	1					
59 東栄町	45							
60 豊根村	10	1						
61 小坂井町	645	112	3	1	8	4,676,675	584,584	預金

国保の医療費一部負担減免制度の実施状況

(2009年8月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※減免制度を設けているのが44自治体(73.3%)。未実施16自治体(26.6%)
 ※生活保護基準を基にした減免制度を実施している自治体が、1自治体増えて、33自治体(55.0%)になった。
 ※規定整備は義務づけられているにもかかわらず、「現在のところ考えていない」(小牧市)、「実施予定はない」(北名古屋市)との回答もある。
 市町村名**ゴチック**:新実施自治体(1市)、実施欄の◎印:生活保護基準に基づく減免を実施

市町村名	実施	生活保護基準を基にした減免内容	2008年度実績		実施予定や その他コメント
			件数	金額	
愛知県合計	44	(生活保護基準減免実施数:33)	148	8,918,497	未実施:17
1 名古屋市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8・10割減額)	19	4,129,088	
2 豊橋市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割減額)	0	0	
3 岡崎市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割減額) 猶予…140%以内	0	0	
4 一宮市	◎	免除・減額…120%+一部負担金見込額以内(5割)	9	36,937	
5 瀬戸市	○		0	0	厚労省から減免基準が示されるまでは現行通り
6 半田市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割減額) 猶予…130%以内	1	52,221	
7 春日井市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5・8割減額)	0	0	
8 豊川市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割減額) 猶予…130%+一部負担金見込額以内	0	0	
9 津島市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割減額) 猶予…130%以内	0	0	
10 碧南市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(8割減免) 減免…130%以内(5割減額) 猶予…140%以内	0	0	
11 刈谷市	◎	免除…110%以内	0	0	
12 豊田市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割減額) 猶予…130%以内	0	0	
13 安城市	○		0	0	基準の変更は現在のところ、考えていない
14 西尾市	○		0	0	内容の変更は考えていない
15 蒲郡市	◎	免除…115%以内 減額…120%以内(8割減免) 減免…130%以内(5割減額) 猶予…140%以内	1	8,360	
16 犬山市	△				実施に向け検討を進める
17 常滑市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割減額) 猶予…130%以内	0	0	
18 江南市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割減額)	0	0	2009年度から実施
19 小牧市	×				現在のところ、考えていない
20 稲沢市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割減額)	9	699,220	
21 新城市	×				現在は、考えていない
22 東海市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割減額) 猶予…130%未満	0	0	
23 大府市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割減額) 猶予…130%以内	0	0	
24 知多市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割減額) 猶予…130%以内	0	0	

市町村名	実施	生活保護基準を基にした減免内容	2008年度実績		実施予定や その他コメント
			件数	金額	
25 知立市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(8割減額) 減免…130%以内(5割減額) 猶予…140%以内	0	0	
26 尾張旭市	△				国のスケジュールに従っていきたい
27 高浜市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割減額) 猶予…130%以内	0	0	
28 岩倉市	○		1	103,040	当面拡大する考えはない
29 豊明市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割減額)	0	0	
30 日進市	◎	免除…115%以内 減額…125%以内(5割減額) 猶予…130%以内	0	0	
31 田原市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割減額)	0	0	
32 愛西市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割減額) 猶予…130%以内	0	0	
33 清須市	◎	免除…115%以内 減額…120%以内(8割減額) 減額…130%以内(5割減額) 猶予…140%以内	0	0	2008年8月実施
34 北名古屋市	×		68	1,871,579	実施予定はない
35 弥富市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割減額) 猶予…130%以内	1	847,614	
36 東郷町	△				
37 長久手町	○		0	0	
38 豊山町	△				現在、検討中
39 春日町	×				
40 大口町	○		15	183,800	
41 扶桑町	△		24	986,638	
42 七宝町	○		0	0	
43 美和町	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
44 甚目寺町	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割減額) 猶予…130%以内	0	0	2008年4月実施
45 大治町	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割減額) 猶予…130%以内	0	0	2008年度実施
46 蟹江町	◎	免除…110%以内 減額…130%以内(5割減額)	0	0	
47 飛島村	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割減額) 猶予…130%以内	0	0	
48 阿久比町	×				法の定めにより対応
49 東浦町	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割減額) 猶予…130%以内	0	0	
50 南知多町	○		0	0	
51 美浜町	△				規定を検討中
52 武豊町	○		0	0	
53 一色町	×				慎重に考えていきたい
54 吉良町	△				
55 幡豆町	×				近隣市町村の状況を勘案し検討
56 幸田町	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(8割減額) 減額…130%以内(5割減額) 猶予…140%以内	0	0	2007年度から実施
57 三好町	△				
58 設楽町	○		0	0	
59 東栄町	○		0	0	
60 豊根村	×				現在のところ予定なし
61 小坂井町	△				

障がい者施策 独自軽減制度について

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※福祉サービス・補装具・自立支援医療・施設について自治体独自の軽減を行っているのは21市町(34%)、地域生活支援事業で利用料軽減を行っているのは32市町(52%)となっている。

※福祉サービスと移動支援(地域生活支援事業)それぞれの利用料軽減しているのは名古屋・豊橋・江南の3市、福祉サービスと移動支援・地域活動支援センター(地域生活支援事業)の利用料を合算した上限をもうけているのは14市町(22%)となっている。

※愛知県では、市町村と共同して作業所や就労支援事業所の利用に、奨励金を支給し利用料の軽減をはかっている。また自立支援医療についても身障3級までの医療補助、精神2級までの精神通院費補助が行われているが、一部の市町は、この制度を実施していることで「独自の負担制度を設けている」ところもある。

市町村名	障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担についての独自の軽減制度		
	国制度と同じ	設けている	※軽減内容・2008年度実績
合計	40	21	
1 名古屋市		○	障害福祉サービスにかかる利用料負担の市独自軽減策、資産要件の撤廃、収入要件の緩和、軽減対象事業の拡大
2 豊橋市		○	低所得Ⅰの月額8,000円を超えて支払った利用者負担額を助成している。
3 岡崎市		○	障がい福祉サービスの児童デイサービスを利用される場合、利用者負担額を無料化している
4 一宮市		○	未就学児の利用にかかる児童デイサービスの利用者負担については、児童デイサービス事業利用者負担金給付事業により無料。自立支援医療受給者(精神通院)の自己負担額を補助。
5 瀬戸市	○		
6 半田市		○	自立支援医療受給者(精神通院)を受けている方については、通院治療に要した医療費の自己負担額を助成。
7 春日井市		○	・障がい福祉サービスの利用者負担については、本市では国が定める負担上減額を障がい福祉サービスと地域生活支援事業を合算して適用することとしている。また、児童デイサービスについては、平成19年4月より全額免除にしている。(児童デイサービス2008年度実績 9,853,311円) ・施設での食事の軽減についても、2006年10月より市の心身障がい者扶助料を施設入所者も対象とすることで、助成拡大をしている。【保険医療年金課】身体障がい者手帳1～3級所持者の保険適用にかかる治療用装具の自己負担分を助成している。
8 豊川市	○		
9 津島市	○		
10 碧南市	○		
11 刈谷市		○	〈自立支援医療の自己負担軽減〉・精神障害の治療を受けた場合、医療保険における自己負担額(入院の場合は自己負担額の1/2)を助成する。 〈補装具の利用料負担軽減〉・補装具と日常生活用具を合算して、利用料負担の上限を設定している。
12 豊田市		○	・障がい福祉サービス…自立支援給付の利用者負担額の上限額を、地域生活支援事業についても適用し、双方のサービスを受けても自立支援給付の利用者負担額までの負担となるように設定している。 ・補装具費…市民税所得割額が50万円を超えるものに対しても、1割負担(上限80,100円)の対象としている。 ・自立支援医療精神通所医療…国の制度と同様だが、自立支援医療の対象者で精神障がい者保健福祉手帳1級、2級所得者については、精神障がい者医療費助成で通院は全疾患、精神科の入院については保険診療分の自己負担額全額を助成している。
13 安城市	○		
14 西尾市	○		
15 蒲郡市	○		
16 犬山市		○	・市が直営で実施している児童デイサービス(こすもす園) 市町村民税非課税の方は無料、その他は日額2000円とし、月額上限を2,200円(実績)延人数417人延回数2,687回 総費用額20,259,980円 利用者負担476,400円・精神通院について自己負担分を公費負担(実績)受給者540人 支給額11,773,547円
17 常滑市	○		
18 江南市		○	居宅介護事業は、所得税非課税者に対する利用者負担を5%に軽減。児童デイサービスは、低所得者世帯1回200円、一般世帯1回300円の負担額を設定

市町村名		障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、 施設での食費などの負担についての独自の軽減制度		
		国制度 と同じ	設けて いる	
19	小牧市		○	・自立支援医療を利用した残りの1割についてもし単独で補助している。(2008年度実績:精神通院1,135件 更生医療343件) ・補装具の支給に係る利用者負担額を5%としている(2008年度実績:172件)
20	稲沢市	○		
21	新城市		○	精神障害者医療費 2009年3月末受給者数 342人 2008年度支出額 8,160,145円
22	東海市	○		
23	大府市	○		
24	知多市		○	・障害福祉サービスのうち、就学前の児童デイサービスについて利用者負担金を無料としている。(2008年度実績:37人/月、102,870円) ・自立支援医療のうち精神通院医療費については、県とともに自己負担額を全額助成している。(2008年度実績:7,834件、12,231,357円)
25	知立市	○		
26	尾張旭市	○		
27	高浜市	○		障害福祉サービスと地域生活支援事業(移動支援事業・日常生活用具・日中一時支援事業・地域活動支援センター・訪問入浴・生活サポート事業)の利用者負担額を合算した額を月額上限負担額とし、負担の軽減を図っている。
28	岩倉市	○		
29	豊明市		○	障がい福祉サービスは特に設けていないが、自立支援医療(精神通院)に自己負担分を助成している。
30	日進市	○		
31	田原市	○		
32	愛西市	○		
33	清須市	○		
34	北名古屋		○	補装具の利用者負担:児童は5%負担に軽減
35	弥富市	○		
36	東郷町	○		
37	長久手町	○		
38	豊山町		○	補装具の自己負担部分については1カ月1万円を限度に助成
39	春日町	○		
40	大口町	○		
41	扶桑町		○	町設置の児童デイサービス利用者の利用者負担金について、障害者自立支援法の定める基準の1/2以下で町長が定める額としている。2008年度実績:508,079円
42	七宝町	○		
43	美和町	○		
44	甚目寺町	○		
45	大治町	○		
46	蟹江町	○		
47	飛鳥村	○		
48	阿久比町		○	(2008年度 61,655円) 未就学児が施設に津園する場合、食事代の一部を町単独で助成。
49	東浦町	○		
50	南知多町	○		
51	美浜町	○		
52	武豊町	○		自立支援医療(精神通院医療)については、医療費は無料。
53	一色町	○		
54	吉良町		○	児童デイサービス利用者負担額の半額を助成。 2008年度実績:延べ33件(実人員3人)、113,968円
55	幡豆町	○		
56	幸田町		○	・障害児施設通園者支援助成金支給:1人 ・児童デイサービス利用者子育て支援助成金支給:15人 ・児童短期入所利用者子育て支援助成金支給:1人
57	三好町		○	障害児通園施設利用児の給食費を全額町が負担。661千円/年
58	設楽町	○		
59	東栄町	○		
60	豊根村	○		
61	小坂井町	○		

障がい者施策 利用料軽減・ホームへの独自補助

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※ホームへの独自補助をおこなっているのは16市(26%)となっている。

※愛知県では、グループホーム・ケアホームの整備については、新築及び改修に対する助成、住居を借り上げる際に発生する初度の敷金及び礼金に対する助成、また、開設準備費とし初度備品等に対する助成を行うなど、自己所有、賃貸のどちらのケースの整備にも対応した支援策を国と県において講じている。また、市町村と共同して共同生活介護・共同生活援助事業費補助金を2007年度から創設し、運営費に対する補助を実施している。

市町村名	地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料の独自の軽減制度や、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助制度について			※軽減内容、補助内容、2008年度実績
	国制度と同じ	利用料軽減制度を設けている	ホームへの独自補助制度等を設けている	
合計	29	32	16	
1 名古屋市		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業及びデイサービス型地域活動支援事業における利用者負担上限月額の設定 ・日常生活用具:ストマ用装具(紙おむつ等・洗腸装具含む)の利用者負担額は、利用本人(18歳未満の場合は保護者)が市民税非課税の場合、販売価格の5%負担。また、月額上限負担額の区分を、生活保護0円、市民税非課税15,000円、市民税課税37,200円としている。 ※ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助制度あり。
2 豊橋市		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスと、利用者負担の利用者負担を合算して上限月額を超えた額について独自に助成 ・ケアホーム・グループホームの初度設備補助(補助率1/2・限度額30万円)[2008年度実績 10カ所 1,859千円] ・ケアホーム・グループホームの運営費補助(ケアホーム:1人700円/日、グループホーム:1人400円/日)[2008年度実績 ケアホーム:35,531人日 24,871,700円 グループホーム:5,876人日 2,350,400円]
3 岡崎市		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具等については、上限額の設定ではなく、所得に応じた利用者負担割合を設定。 ・グループホーム・ケアホーム建設補助について、国の補助要綱から外れているNPO法人に対しても市単独での同建設補助を行っている。ただし、実績無し。
4 一宮市	○			<ul style="list-style-type: none"> ・建設費について、国・県の補助金が交付された場合、国の補助額の1/4を補助する。2008年度 1カ所 2,616,000円
5 瀬戸市	○			
6 半田市		○		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担を所得に応じて10%、6%、4%、0%としている。・移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援等の上限額を合算上限としている。※国の上限額の範囲内
7 春日井市		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担については、障がい福祉サービスと地域生活支援事業のうち、移動支援や地域活動支援センターなどの利用者負担を合算して、国が定める負担上現額を適用している。 ・グループホームの建設費等については、春日井市障害福祉課等整備補助要綱に基づき助成している。(2008年度実績 無)
8 豊川市		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・地域活動支援センター・訪問入浴サービス)の利用者で障害福祉サービスも利用している者については、上限負担額を国の基準額が上限となるようにしている。→3,519千円 ・ケアホーム・グループホームの初度備品・敷金・礼金にかかる補助基本額1/4を上限として補助する。→0円
9 津島市	○			
10 碧南市		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴サービス事業、利用者負担無料 実績(利用者:7名 利用回数443回) ・碧南市知的障害者グループホーム等設備事業補助金交付規定 実績無し

市町村名		地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料の独自の軽減制度や、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助制度について			
		国制度と同じ	利用料軽減制度を設けている	ホームへの独自補助制度等を設けている	※軽減内容、補助内容、2008年度実績
11	刈谷市		○	○	〈日常生活用具の利用料負担軽減〉補装具と日常生活用具を合算して、利用料負担の上限額を設定している。 〈グループホーム設置・運営に対する補助制度〉「グループホーム等施設整備推進事業」により、設置等・運営費補助の予算化(2009年度から)
12	豊田市		○	○	・移動支援については、給付事業として介護給付および訓練等給付とともに1割負担の総合上限管理を行っている。日常生活用具については補装具と同じ。市内に2カ所ある地域活動支援センター(Ⅰ型)は、日中の居場所とし障がい者が自由に利用できる場として開設しているため、自立支援法施行時から、利用者負担金は徴収していない。 ・ケアホーム・グループホームに関しては、法人種別を問わず建設費・買取費・改修費・賃借運営費・運営費・開設準備費の補助を行っている。(20件 23,060千円)
13	安城市		○	○	・移動支援・地域活動支援センター等の各利用者負担額は介護給付等の利用者負担額と合算し、介護給付等の負担上限額を超過した分については償還払いをしている。(2008年度実績 支払総額:1,281,253円、対象者:91人) 補装具と日常生活用具の利用者負担額についても、合算して、補装具の負担上限額を超過した分については償還払いをしている。(2008年度実績 支払総額:30,825円、対象者:4人) ・利用者の入院等により30日以上継続して利用がなかったため収入が減少したケアホームに対し、利用しなかった日数分の報酬に相当する額の1/2の額を助成している。(2008年度実績:無し)
14	西尾市		○		移動支援については、日常生活用具を除く地域生活支援事業にかかる利用料を合算し、負担上限額を適用。日常生活用具については、低所得1の方は自己負担割合を4%に、低所得2の方は6%に軽減。利用料は補装具と合算し、負担上限額による軽減を実施。
15	蒲郡市	○			
16	犬山市		○		・利用者負担上限額の設定を障害福祉サービスの設定により軽減。 【地域生活支援事業利用者負担月額市独自軽減措置】生活保護:0円、低所得1・2:1,500円、一般:9,300円 ・地域生活支援センター「ふれんど」…市町村民税非課税の方は無料、その他は1日100円から300円 月額上限を2,200円 ・地域活動支援センター「希楽里」…利用者負担無料・日常生活用具…紙おむつ、ストマーについては利用者負担を5% ・ケアホーム・グループホームの建設・設置補助、運営費補助制度はない
17	常滑市	○			
18	江南市		○	○	・移動支援は、低所得非課税者に対する利用者負担を5%に軽減。地域活動支援センターは、低所得世帯1回200円、一般世帯1回300円の負担額を設定。 ・ケアホーム・グループホームの建設など社会福祉施設整備に対する補助は、実施している。
19	小牧市		○	○	・日常生活用具についての利用者負担額を5%としている。(2008年度実績:1,746件) ・グループホーム、ケアホーム建設設置費補助要綱有(2008年度実績:0件) ・グループホーム、ケアホーム運営費補助要綱有(2008年度実績:14名)
20	稲沢市		○		軽減措置(非課税の場合5%)を設けており、特に利用の高いストマー装具及び紙おむつについては、通常の1/2軽減。
21	新城市		○		障害福祉サービスと地域生活支援サービスを同一人が、同一月に利用した場合で、障害者サービスで定められた上限負担額を超えているときは、地域生活支援サービスに係る負担額も返還。

市町村名		地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料の独自の軽減制度や、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助制度について			
		国制度と同じ	利用料軽減制度を設けている	ホームへの独自補助制度等を設けている	※軽減内容、補助内容、2008年度実績
22	東海市		○	○	・地域活動支援センターの利用料は無料。 ・市独自にケアホーム・グループホームの建設・設置費について補助する方針である。平成20年度の市独自のケアホーム・グループホームの建設・設置費補助及び同運営費補助実績は、事業計画がなかったためない。
23	大府市		○	○	・精神障害者の地域活動支援センターの利用料を無料。日常生活用具給付や移動支援は、軽減措置として、市民税非課税世帯については5%負担とし、月額上限も国制度と同様に設定。 ・グループホーム・ケアホームには、現在建設時とその後の運営に対して補助。
24	知多市		○		・地域活動支援センターの利用料を無料。 ・小規模なグループホーム、ケアホーム運営事業者に対し、県とともに利用者1人1日あたり400円又は700円を助成している。2008年度実績、4,727人/日、2,759,900円
25	知立市		○	○	・ア、移動支援・日中一時支援・地域活動支援センターの自己負担と障害福祉サービスの利用者負担と合算して上限額を適用している。イ、補装具と日常生活用具も利用者負担を合算し、上限額を適用している。(2008年度軽減実績ア、24件 290,060円 イ、実績なし) ・ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助制度については、現段階では、考えていない。なお、新設ケアホームの建設に際し、土地について無償で提供している。
26	尾張旭市	○			ホーム建設用地の提供については、立地条件等が合えば協力。
27	高浜市		○	○	・利用料の軽減については左記のとおり。(実績額:約300千円) ・ケアホーム・グループホームの建設・設置費に対する補助については、社会福祉法人が行った場合にその費用の一部を助成する制度を設けている。
28	岩倉市	○			
29	豊明市		○		移動支援地域生活支援センター、日中一時支援は利用者及びその配偶者が市町村民税非課税の場合は利用者負担を3%、市民税所得割の額が16万円未満の場合は5%を適用している。また、日常生活用具は利用者及びその配偶者が市町村民税非課税の場合は5%を適用している。
30	日進市	○			
31	田原市		○		・移動支援、地域生活支援センター、日中一時支援については、障害福祉サービスの利用者負担上限月額と合算した月額上限とし、利用者の負担を軽減している。 ・必要に応じ建設・設置費補助の内容検討を行いたい。
32	愛西市	○			
33	清須市		○		同一の月に受けた自立支援給付に係る利用者負担額と地域生活支援事業(日常生活用具給付等事業及び助成事業を除く)に係る利用者負担額を合計して、法律の定める限度額とする市独自の軽減制度(高額地域生活支援給付費)を設けている。※2008年度高額地域生活支援給付費事業費397,367円
34	北名古屋市		○	○	・地域生活支援事業(移動支援・地域生活支援センター・日常生活用具等)は利用料なし。 ・ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助:敷金礼金・・・補助規準額 400,000円×1/2 初年度備品費・・・補助基準額 60,000円×1/2(炊事用備品・事務用備品等)
35	弥富市	○			
36	東郷町	○			
37	長久手町	○			
38	豊山町	○			
39	春日町	○			
40	大口町		○		・地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日中一時支援)の利用者負担について、障害福祉サービスと合算して減免を行っている。(2008年度実績:398,290円)

市町村名		地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料の独自の軽減制度や、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助制度について			
		国制度と同じ	利用料軽減制度を設けている	ホームへの独自補助制度等を設けている	※軽減内容、補助内容、2008年度実績
41	扶桑町		○		・地域生活支援事業の利用者負担金は、町民税所得割が16万円未満の場合、5%(軽減前10%)としている。(2008年度実績:661,160円)
42	七宝町	○			
43	美和町	○			
44	甚目寺町	○			
45	大治町	○			
46	蟹江町	○			
47	飛鳥村	○			
48	阿久比町		○		地域活動センターの利用料は無料。
49	東浦町	○			
50	南知多町	○			
51	美浜町	○			
52	武豊町	○			
53	一色町		○		地域活動センターの利用料は無料。
54	吉良町	○			
55	幡豆町		○		地域生活支援事業の一部(移動支援・日中一時支援)については、自立支援給付と統合した負担上限額を設け、利用者の負担軽減に努めている。ケアホーム等については、今後検討していく。
56	幸田町	○			
57	三好町		○		移動支援、地域活動支援センターは自立支援給付の上限月額と合算。27,676千円/年
58	設楽町	○			
59	東栄町	○			
60	豊根村	○			
61	小坂井町		○		利用料の軽減制度として、障害福祉サービスと合算して負担上限月額を設けている。(日常生活用具は除く)

「障害者の尊厳を傷つけた」

国、自立支援法を反省

訴訟原告と合意 応益負担の廃止明記

障害者自立支援法によって、障害者が生きるために欠かせない福祉や医療の支援に1割の自己負担を課すのは、生存権を保障した憲法に違反するとして、全国の障害者ら71人が負担取り消しなどを求めた集団訴訟をめぐる、原告・弁護団と国側は7日、同法廃止などを定めた基本合意文書を取り交わしました。これを受け、原告団は訴訟の終結を表明しました。

調印式で長妻昭厚生労働相は「障害者の尊厳を傷つけたことを心から反省する」と表明しました。

合意文書は、「国は憲法の理念にもとづき提訴した原告の思いに共感し、これを真摯に受け止める」とし、応益負担の速やかな廃止、2013年8月までの自立支援法の廃止と新法制定をうたっています。

今年4月から廃止までの対応として、市町村民税非課税の障害者の福祉支援や車いすなどの器具の自己負担をなくすとしています。医療支援の自己負担については今後協議することになりました。

また、新法制定に向けた論点として原告側から、▽少なくとも市町村民税非課税世帯は無料にする▽収入認定は家族を除外し本人だけにする▽介護保険優先原則の廃止などの指摘がされたことが明記されました。

東京訴訟原告の家平悟さんは「憲法に照らして

応益負担は廃止するべきものと明確にされた意義は大きい。医療費の負担は軽減されないなど問題点はあるが、この合意をスタートとして、障害者が参加する国の『障がい者制度改革推進本部』で声を反映させるとともに、引き続き運動を盛り上げ誰もが安心して暮らせる制度をつくりたい」と話しています。

障害者自立支援法をめぐる訴訟の基本合意後、涙ぐむ原告（中央）=7日午後、厚労省



特定健診・検診事業実施状況一覧

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※健診・検診の個別医療機関・集団健診での実施自治体数に大きな変化はなかった。
 ※個別医療機関委託での通年(6カ月以上含む)実施は、全てで増加した。
 ※無料実施をしている市町村にも特定健診を除き大きな変化は見られなかった。

特定健診・各種がん検診・歯周疾患検診の実施

特定健診・検診項目	個別医療機関				集団健診			
	2008年度		2009年度		2008年度		2009年度	
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合
特定健診	51	81%	51	84%	35	56%	36	59%
胃がん	39	62%	40	66%	53	84%	52	85%
大腸がん	40	63%	41	67%	49	78%	49	80%
肺がん	36	57%	37	61%	47	75%	51	84%
子宮がん(頸部)	44	70%	45	74%	50	79%	49	80%
乳がん(マンモグラフィー)	27	43%	31	51%	55	87%	54	89%
前立腺がん	35	56%	35	57%	42	67%	42	69%
歯周疾患	44	70%	48	79%	24	38%	26	43%

個別医療機関委託での通年(6カ月以上含む)実施(実施市町村の中での割合)

特定健診・検診項目	2008年度		2009年度	
	自治体数	割合	自治体数	割合
特定健診	21	41%	21	41%
胃がん	20	51%	22	55%
大腸がん	20	50%	23	56%
肺がん	18	50%	18	49%
子宮がん(頸部)	24	55%	27	60%
乳がん(マンモグラフィー)	14	52%	20	65%
前立腺がん	18	51%	19	54%
歯周疾患	24	55%	27	56%

健診・各種がん検診・歯周疾患検診の無料実施(実施市町村の中での割合)

特定健診・検診項目	個別医療機関				集団健診			
	2008年度		2009年度		2008年度		2009年度	
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合
特定健診	31	61%	32	63%	22	63%	23	64%
胃がん	1	3%	1	3%	1	2%	1	2%
大腸がん	2	5%	2	5%	0	0%	0	0%
肺がん	3	8%	4	11%	20	43%	25	49%
子宮がん(頸部)	1	2%	1	2%	1	2%	1	2%
乳がん(マンモグラフィー)	1	4%	2	6%	1	2%	1	2%
前立腺がん	1	3%	1	3%	0	0%	0	0%
歯周疾患	29	66%	30	63%	21	88%	23	88%

特定健診実施状況一覧

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※個別医療機関委託は実施が51市町村(83.6%)。自己負担無料で受診できるのは32市町村(実施市町村のうちの62.7%)、実施期間通年(連続して6カ月以上受診できるものを含む)は21市町村(実施市町村のうち41.2%)

※集団健診では、実施が36市町村(59.0%)、自己負担無料が23市町村(実施市町村のうちの63.9%)

※1 安城市は人間ドックとして実施

※2 飛島村は人間ドックとして実施

市町村名		個別医療機関			集団検診		
		実施	自己負担	実施期間	実施	自己負担	実施回数
合計		51	無料＝ 32	6カ月以上、 通年＝21	36	無料＝ 23	—
1	名古屋市	○	無料	6～3月	×	—	—
2	豊橋市	○	無料	7～1月	○	無料	10
3	岡崎市	○	無料	6～10月	○	無料	8～10月
4	一宮市	○	無料	5～10月	×	—	—
5	瀬戸市	○	無料	6, 7, 9, 10月	×	—	—
6	半田市	○	無料	5～10月	×	—	—
7	春日井市	○	無料	4～12月	○	無料	4～12月
8	豊川市	○	2,000	5～12月	○	無料	174
9	津島市	○	1,800	6～10月	×	—	—
10	碧南市	○	無料	6～11月	×	—	—
11	刈谷市	○	無料	5～10月	×	—	—
12	豊田市	○	無料	4～1月	×	—	—
13	安城市	○	無料	5～3月	○	7,000円※	175
14	西尾市	○	無料	6～1月	○	無料	26
15	蒲郡市	○	無料	6～10月	×	—	—
16	犬山市	○	1,000	6～10月	×	—	—
17	常滑市	○	1,000	5～7, 8～11月	×	—	—
18	江南市	○	1,000	7～10月	×	—	—
19	小牧市	○	無料	6～1月	×	—	—
20	稲沢市	○	無料	5～9月	×	—	—
21	新城市	○	1,000	6～10月	×	—	—
22	東海市	○	無料	7～10月	×	—	—
23	大府市	×	—	—	○	無料	110
24	知多市	×	—	—	○	無料	105
25	知立市	○	無料	6～12月	×	—	—
26	尾張旭市	○	無料	6, 7, 9, 10月	×	—	—
27	高浜市	○	無料	7～9月	×	—	—
28	岩倉市	×	—	—	○	無料	30
29	豊明市	○	無料	6～10月	○	無料	6, 7月
30	日進市	○	無料	5～11月	×	—	—
31	田原市	○	無料	6～12月	○	無料	10

市町村名		個別医療機関			集団検診		
		実施	自己負担	実施期間	実施	自己負担	実施回数
32	愛西市	○	1,000	6~9月	○	1,000	21
33	清須市	○	無料	6~9月	○	無料	15
34	北名古屋市	×	—	—	○	1,200	14
35	弥富市	○	1,000	6~9月	○	500	3
36	東郷町	○	1,300	6~11月	○	1,000	12
37	長久手町	○	無料	6~10月	○	無料	19
38	豊山町	○	1,300	7~1月	○	1,300	10
39	春日町	○	無料	8月	○	無料	5
40	大口町	○	1,000	7~10月	×	—	—
41	扶桑町	○	1,000	7~10月	×	—	—
42	七宝町	○	1,000	6~9月	○	1,000	4
43	美和町	○	1,000	6~9月	○	1,000	6
44	甚目寺町	○	1,000	6~9月	○	1,000	10
45	大治町	○	1,000	6~9月	○	800	5
46	蟹江町	○	1,000	6~9月	×	—	—
47	飛島村	○	1,000	6~9月	○	2,500円※	8
48	阿久比町	×	—	—	○	無料	20
49	東浦町	○	無料	6~7月	×	—	—
50	南知多町	×	—	—	○	無料	13
51	美浜町	×	—	—	○	無料	32
52	武豊町	○	無料	5~7月	○	無料	8
53	一色町	○	無料	5~10月	○	無料	12
54	吉良町	○	無料	7~9月	○	無料	35
55	幡豆町	×	—	—	○	無料	19
56	幸田町	○	無料	5~1月	○	無料	30
57	三好町	○	無料	6~12月	×	—	—
58	設楽町	×	—	—	○	1,500	16
59	東栄町	○	無料	6~11月	○	1,400	22
60	豊根村	×	—	—	○	無料	5
61	小坂井町	○	2,000	5~12月	○	無料	12

40歳未満の住民健診の実施状況

(2009年4月現在・愛知県保険医協会調査)

※碧南市の集団方式の自己負担額は2,000円～8,000円
 ※安城市の集団方式の自己負担は6,000円または8,000円
 ※小牧市は35歳のみが対象者だが今年度は申込が少なかったため39歳まで対象を拡大した
 ※尾張旭市の個別方式の自己負担額は健診項目で異なる

市町村名	実施	対象者		個別医療機関方式			集団方式		
		年齢	条件等	実施	実施期間	自己負担額	実施	実施回数	自己負担額
合計	55	—		13	—	3	50	—	17
1 名古屋市	×	未実施							
2 豊橋市	○	30・35歳	他の健診を受ける機会がない者	○	7月～1月	無料	○	12	無料
3 岡崎市	○	30歳～39歳	国保加入者	未実施			○	32	無料
4 一宮市	○	30歳～39歳	国保加入者	○	10月～2月	8,000	未実施		
5 瀬戸市	○	30歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	4	1,000
		30歳～39歳	国保加入者	○	6月～10月 (8月除く)	1,000	未実施		
6 半田市	○	15歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	10	無料
7 春日井市	○	18歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	10	無料
8 豊川市	○	15歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	○	4月～2月	2,000	○	126	無料
9 津島市	×	未実施							
10 碧南市	○	20歳～39歳	市民	未実施			○	99	※
11 刈谷市	○	39歳以下	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	10	9,000
12 豊田市	×	未実施							
13 安城市	○	20歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	○	7月～3月	無料	○		※
14 西尾市	○	18歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	6	無料
15 蒲郡市	○	20歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	○	4月～2月	1,000	未実施		
16 犬山市	○	30歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	4	1,500
17 常滑市	○	15歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	3	1,000
18 江南市	○	39歳以下	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	2	1,000
19 小牧市	○	35歳中心	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	5	無料
20 稲沢市	○	15歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	13	無料
21 新城市	○	18歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	2	1,600
22 東海市	×	未実施							
23 大府市	○	15歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	73	無料
24 知多市	○	20歳～39歳	全住民	未実施			○	131	500
25 知立市	○	30歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	5	700
26 尾張旭市	○	18歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	1	700
		33歳～39歳	国保加入者	○	6月～10月 (8月除く)	※	未実施		
27 高浜市	○	20歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	○	7月～9月	1,700	未実施		
28 岩倉市	○	35歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	4	2,600

市町村名	実施	対象者		個別医療機関方式			集団方式			
		年齢	条件等	実施	実施期間	自己負担額	実施	実施回数	自己負担額	
29	豊明市	○	35歳～39歳	年齢にあてはまる市民全員	未実施			○	3	500
30	日進市	○	30歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	7	700
31	田原市	○	35歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	○	6月～12月	無料	未実施		
32	愛西市	○	20歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	2	1,000
33	清須市	○	30歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	2	1,800
34	北名古屋市	○	18歳～39歳	国保加入者、 他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	14	1,300
35	弥富市	○	30歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	○	10月～	1,000	未実施		
36	東郷町	○	20歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	3	700
37	長久手町	○	16歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	12	無料
38	豊山町	○	30歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	6	1,300
39	春日町	○	30歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	5	1,800
40	大口町	○	20歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	2	1,000
41	扶桑町	○	20歳～39歳	一般住民	未実施			○	1	1,000
42	七宝町	×	未実施							
43	美和町	○	20歳～39歳	国保加入者	○	5月に3日間	10,000	未実施		
44	甚目寺町	○	30・35歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	5	500
45	大治町	○	15歳～39歳	住民	未実施			○	3	2,000
			30歳～39歳	国保加入者	未実施			○	9	14,000
46	蟹江町	○	18歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	3	1,300
47	飛島村	○	30歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	8	2,500
48	阿久比町	○	16歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	20	無料
49	東浦町	○	18歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	10	無料
50	南知多町	○	16歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	6	1,000
51	美浜町	○	30歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	4	500
52	武豊町	○	18歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	7	無料
53	一色町	○	16歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	13	無料
54	吉良町	○	20歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	11	無料
55	幡豆町	×	未実施							
56	幸田町	○	19歳～39歳	国保加入者、 他の健診を受ける機会がない者	○	5月～2月	7,000	○	18	無料
57	三好町	○	15歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	6	無料
58	設楽町	○	18歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	15	1,500
59	東栄町	○	20歳～39歳	国保加入者、 他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	22	1,400
60	豊根村	○	18歳～39歳	国保加入者、 他の健診を受ける機会がない者	未実施			○	5	無料
61	小坂井町	○	15歳～39歳	他の健診を受ける機会がない者	○	5月～2月	2,000	○		無料

生活保護について

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※2008年のリーマンショック以降、トヨタなど大企業の派遣切りが相次ぎ職と同時に住居を失う労働者が急増した
 ※トヨタ自動車の関連企業が多数存在する豊橋・岡崎・豊田・西尾市などは、2009年1月～3月の申請件数が2008年度全体に占める割合の50%以上になっている
 ※名古屋市の2009年1月～3月の申請件数3,493件は中村区に県内外からも生活保護の申請を求めて訪れた結果

市町村名	申請件数					保護開始件数				
	2008年度			2009年4月～6月		2008年度			2009年4月～6月	
	件数	内、2009年 1月～3月	割合	件数	2008年度 の全件数 に対する 比率	件数	内、2009年 1月～3月	割合	件数	2008年度 の全件数 に対する 比率
愛知県合計	13,101	5,473	41.8%	6,110	46.6%	11,899	5,007	42.1%	5,765	48.4%
1 名古屋市	8,534	3,493	40.9%	4,006	46.9%	7,974	3,293	41.3%	3,918	49.1%
2 豊橋市	345	137	39.7%	208	60.3%	289	106	36.7%	197	68.2%
3 岡崎市	435	218	50.1%	172	39.5%	412	204	49.5%	150	36.4%
4 一宮市	391	145	37.1%	158	40.4%	366	137	37.4%	148	40.4%
5 瀬戸市	66	23	34.8%	34	51.5%	52	21	40.4%	29	55.8%
6 半田市	82	31	37.8%	51	62.2%	72	29	40.3%	49	68.1%
7 春日井市	352	129	36.6%	126	35.8%	315	124	39.4%	118	37.5%
8 豊川市	71	32	45.1%	40	56.3%	69	32	46.4%	38	55.1%
9 津島市	95	33	34.7%	34	35.8%	81	30	37.0%	30	37.0%
10 碧南市	40	19	47.5%	11	27.5%	31	17	54.8%	10	32.3%
11 刈谷市	151	67	44.4%	76	50.3%	144	64	44.4%	70	48.6%
12 豊田市	370	212	57.3%	170	45.9%	341	206	60.4%	165	48.4%
13 安城市	112	71	63.4%	75	67.0%	112	71	63.4%	75	67.0%
14 西尾市	89	60	67.4%	34	38.2%	65	57	87.7%	32	49.2%
15 蒲郡市	112	43	38.4%	52	46.4%	105	39	37.1%	51	48.6%
16 犬山市	45	14	31.1%	11	24.4%	42	14	33.3%	11	26.2%
17 常滑市	48	20	41.7%	18	37.5%	38	15	39.5%	16	42.1%
18 江南市	80	34	42.5%	34	42.5%	73	31	42.5%	34	46.6%
19 小牧市	379	175	46.2%	168	44.3%	158	74	46.8%	65	41.1%
20 稲沢市	80	36	45.0%	55	68.8%	75	32	42.7%	47	62.7%
21 新城市	20	12	60.0%	4	20.0%	20	12	60.0%	4	20.0%
22 東海市	94	42	44.7%	45	47.9%	90	42	46.7%	45	50.0%
23 大府市	85	40	47.1%	34	40.0%	80	37	46.3%	29	36.3%
24 知多市	78	31	39.7%	37	47.4%	66	24	36.4%	34	51.5%
25 知立市	83	41	49.4%	87	104.8%	79	40	50.6%	87	110.1%
26 尾張旭市	39	15	38.5%	8	20.5%	38	14	36.8%	7	18.4%
27 高浜市	112	61	54.5%	60	53.6%	42	20	47.6%	21	50.0%
28 岩倉市	71	28	39.4%	54	76.1%	62	23	37.1%	49	79.0%
29 豊明市	36	13	36.1%	18	50.0%	33	12	36.4%	15	45.5%
30 日進市	22	7	31.8%	4	18.2%	22	7	31.8%	4	18.2%
31 田原市	15	7	46.7%	2	13.3%	13	6	46.2%	1	7.7%
32 愛西市	40	11	27.5%	6	15.0%	31	8	25.8%	6	19.4%

市町村名		申請件数					保護開始件数				
		2008年度			2009年4月～6月		2008年度			2009年4月～6月	
		件数	内、2009年 1月～3月	割合	件数	2008年度 の全件数 に対する 比率	件数	内、2009年 1月～3月	割合	件数	2008年度 の全件数 に対する 比率
33	清須市	50	17	34.0%	31	62.0%	47	16	34.0%	28	59.6%
34	北名古屋市	64	13	20.3%	30	46.9%	61	11	18.0%	30	49.2%
35	弥富市	43	13	30.2%	18	41.9%	37	10	27.0%	15	40.5%
36	東郷町	16	6	37.5%	3	18.8%	16	6	37.5%	3	18.8%
37	長久手町	20	9	45.0%	2	10.0%	20	9	45.0%	2	10.0%
38	豊山町	9	4	44.4%	1	11.1%	9	4	44.4%	1	11.1%
39	春日町	8	2	25.0%	3	37.5%	8	2	25.0%	3	37.5%
40	大口町	19	7	36.8%	5	26.3%	18	7	38.9%	5	27.8%
41	扶桑町	10	5	50.0%	2	20.0%	10	5	50.0%	2	20.0%
42	七宝町	21	6	28.6%	6	28.6%	21	6	28.6%	6	28.6%
43	美和町	25	10	40.0%	6	24.0%	25	10	40.0%	6	24.0%
44	甚目寺町	48	14	29.2%	23	47.9%	48	14	29.2%	23	47.9%
45	大治町	21	13	61.9%	13	61.9%	18	13	72.2%	13	72.2%
46	蟹江町	40	10	25.0%	10	25.0%	40	10	25.0%	10	25.0%
47	飛島村	2	0	0.0%	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0.0%
48	阿久比町	5	0	0.0%	3	60.0%	5	0	0.0%	3	60.0%
49	東浦町	20	7	35.0%	9	45.0%	18	7	38.9%	9	50.0%
50	南知多町	3	0	0.0%	2	66.7%	3	0	0.0%	2	66.7%
51	美浜町	9	1	11.1%	4	44.4%	9	1	11.1%	4	44.4%
52	武豊町	23	7	30.4%	16	69.6%	23	7	30.4%	16	69.6%
53	一色町	6	1	16.7%	4	66.7%	6	1	16.7%	4	66.7%
54	吉良町	2	2	100.0%	0	0.0%	2	2	100.0%	0	0.0%
55	幡豆町	2	0	0.0%	2	100.0%	2	0	0.0%	2	100.0%
56	幸田町	9	3	33.3%	6	66.7%	9	3	33.3%	6	66.7%
57	三好町	35	17	48.6%	11	31.4%	34	17	50.0%	10	29.4%
58	設楽町	2	0	0.0%	1	50.0%	2	0	0.0%	1	50.0%
59	東栄町	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%
60	豊根村	0		—	0	—	0		—	0	—
61	小坂井町	16	5	31.3%	6	37.5%	15	4	26.7%	5	33.3%

意見書提出状況

(2009年12月現在・愛知自治体キャラバンまとめ)

※各市町村に求めたアンケート結果及びそれ以降採択された2002年以降の意見書を集計した。
 なお、同趣旨の複数の意見書を採択した場合は、新しい年月を記載している。
 ※弥富市の意見書には、弥富町の意見書が含まれている。
 ※国への意見書では、医師・看護師増を求める意見書が29、介護保険の国庫負担引き上げを求める意見書が24採択されている。
 ※下表以外の意見書の採択
 ◇国へ健診充実の意見書:名古屋市(05/7)、豊橋市(05/3)、甚目寺町(05/12)、弥富市(05/12)、飛島村(06/12)
 ◇国へ介護従事者の人材確保の意見書:知多市(08/12)

市町村名	国に向けた意見書										県への意見書												
	年金		介護保険		医療		子ども医療		障害者自立支援		医師・看護師増		消費税・増税反対		自主財源拡大		子ども医療		福祉給付金		精神障害		
	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	
合計	10		24		16		13		16		29		5		21		15		5		18		
1 名古屋市	○	09/7	○	09/7	○	09/7	○	06/7	○	08/11	○	09/7					○	06/11	○	06/11	○	06/11	
2 豊橋市			○	07/5					○	03/12	○	08/3			○	06/9							
3 岡崎市											○	07/9											
4 一宮市			○	08/6			○	06/9			○	09/8			○	07/6							
5 瀬戸市																	○	03/10					
6 半田市			○	06/10	○	08/3					○	06/3											
7 春日井市									○	06/4					○	03/9	○	05/10				○	05/10
8 豊川市											○	05/10											
9 津島市			○	08/3							○	07/12			○	05/6	○	07/3					
10 碧南市											○	09/8											
11 刈谷市																							
12 豊田市	○	09/6	○	09/6	○	09/6	○	09/6	○	09/6	○	09/6			○	07/6	○	05/10				○	05/10
13 安城市																							
14 西尾市											○	06/3											
15 蒲郡市											○	07/12											
16 犬山市			○	06/11	○	09/10	○	09/1	○	08/6					○	05/6	○	03/10				○	09/11
17 常滑市											○	05/9											
18 江南市	○	07/9	○	07/5			○	05/6	○	06/9				○	06/3	○	05/6	○	07/6	○	07/12		
19 小牧市																							
20 稲沢市																							
21 新城市											○	05/9											
22 東海市			○	06/10							○	09/6											
23 大府市			○	06/10							○	08/3										○	06/3
24 知多市			○	06/10	○	08/6									○	03/7	○	05/11				○	05/11
25 知立市											○	07/12					○	06/3				○	06/6
26 尾張旭市	○	09/6			○	09/6	○	09/6	○	08/6	○	09/6											
27 高浜市																							
28 岩倉市																							
29 豊明市			○	04/6			○	05/6	○	06/10					○	04/6	○	05/4					
30 日進市															○	05/12							
31 田原市																							
32 愛西市											○	07/12											
33 清須市											○	07/3											

市町村名	国に向けた意見書												県への意見書																
	年金		介護保険		医療		子ども医療		障害者自立支援		医師・看護師増		消費税・増税反対		自主財源拡大		子ども医療		福祉給付金		精神障害								
	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月							
34	北名古屋市																												
35	弥富市	○	05/12	○	08/12	○	05/12	○	08/12	○	05/12	○	07/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12						
36	東郷町			○	08/9	○	04/6			○	08/9					○	04/12	○	08/9			○	08/9						
37	長久手町									○	05/10					○	03/6												
38	豊山町																												
39	春日町																												
40	大口町			○	09/3																								
41	扶桑町	○	05/1	○	06/10	○	05/1	○	07/9	○	07/12	○	07/12	○	05/1	○	06/10	○	06/10				○	08/9					
42	七宝町																○	04/3											
43	美和町	○	02/12	○	02/12	○	02/12					○	07/12											○	06/3				
44	甚目寺町	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	08/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12				
45	大治町																												
46	蟹江町																												
47	飛島村	○	06/12	○	08/12	○	06/12	○	09/12	○	06/12	○	08/12	○	06/12	○	06/12	○	06/12	○	06/12	○	06/12	○	06/12				
48	阿久比町			○	04/12	○	03/5					○	06/6												○	06/3			
49	東浦町			○	06/10	○	02/3										○	04/9											
50	南知多町																												
51	美浜町																								○	08/8			
52	武豊町			○	05/3	○	05/3					○	05/3	○	06/6			○	04/12							○	06/3		
53	一色町																												
54	吉良町												○	08/3															
55	幡豆町																												
56	幸田町												○	06/3															
57	三好町																												
58	設楽町	○	09/12	○	09/12				○	09/12	○	09/12	○	06/3													○	06/3	
59	東栄町																												
60	豊根村																○	03/6											
61	音羽町			○	02/12	○	03/3	○	03/12																				
62	小坂井町																○	04/12											
63	御津町																											○	06/3

2009年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の相次ぐ改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれている後期高齢者医療制度も発足後2年目に入りましたが、この制度を「廃止せよ」の怒りの声はさらに広がっています。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も、4月からの新たな介護認定基準の導入で、利用者の不安が一層広がっています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。
- ③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。
- ②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。
- ③新基準による要介護認定について
 - ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。
 - イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。
 - ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

- ④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。
- ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。
- ②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。
 - ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援
 - イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。
- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

2. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。
- ③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。
- ④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

3. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。
- ③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。
- ④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとってください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

4. 国保の改善について

- ①保険料(税)について
 - ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。
 - イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。
 - ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
 - エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

②保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
- イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。
- ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

- ③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

5. 障がい者施策の充実について

- ①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。
- ②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。
- ③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。
- ②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。
- ③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

7. 生活保護について

- ①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。
- ②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。
- ③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。

- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。
- ⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。
- ⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。
- ④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上

貴自治体名 _____

2009年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】行政サービス制限条例

- ①行政サービス制限条例を定めていますか。
 定めている 検討中である 定める予定がない

【2】1. 介護保険及び高齢者福祉施策

- ①介護保険料の市町村独自の減免措置がありますか。
 ない ある→実施年月(年 月)2008年度実績()件()円
- ②利用料の市町村独自の減免措置がありますか。
 ない ある→実施年月(年 月)2008年度実績()件()円
- ③介護給付費準備基金について
- 1)第3期介護給付費準備基金最終残高()円 2)第4期への繰入額()
- 3)全額繰り入れなかった場合、その理由をお書きください。

--

- ④2008年度の困難事例のうち、措置対応した件数は何件ありますか。 ()件
- ⑤特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 ()人(年 月現在)
- ⑥地域密着型サービスの2008年度実績、2008年度及び2009年度計画をご記入ください。

--

- ⑦住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
 実施している → 実施年月日(年 月 日) 2008年度実績()件
 検討中である 実施の予定がない
- ⑧福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
 実施している → 実施年月日(年 月 日) 2008年度実績()件
 検討中である 実施の予定がない
- ⑨高齢者福祉施策について

1)配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	()実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	1日平均利用者数(2008年度)	総延べ食事数()食÷年間配食日数()日 =1日当たり平均()食
	1食あたりの利用者負担額	
会食方式	実施の有無	()実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者実数(2008年度)	
	1食あたりの利用者負担額	

2)独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	()実施している ()していない ()検討中である
対象事業の名称	
対象者の要件	
1カ月平均利用者実数(2008年度)	

3. 子育て支援策 ※2009年9月1日現在をご記入ください。

- ①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

- ②妊産婦健診の助成回数は何回ですか。

1)産前の健診()回 産後の健診() 妊婦歯科検診()回

2)助成額(超音波は除く)

産前14回の合計助成額(超音波は除く) ()円

3)超音波検査

助成回数 ()回 1回当たり助成額()円

対象年齢 ()年齢制限なし ()35歳以上

- ③就学援助

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

学校では ()入学説明会 ()入学式 ()始業式

そのほか、実施している広報活動をご記入ください。

- 2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の()倍

そのほか

- 3)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ()円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ()円

4)申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 ()市町村窓口と学校のどちらも可

5)支給方法 ()保護者への現金現物 ()保護者の銀行口座に振り込み

6)支給回数 ()回/年

4. 国民健康保険 ※2009年8月1日現在でご記入ください。

- ①保険料(税)の軽減・減免制度

1)低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

- ②資格証明書

1)資格証明書は発行していますか。 ()発行していない ()発行している→()世帯

2)資格証明書を発行している場合、発行に当たっては、面接を実施していますか。

()必ず面談している ()面談がなくても交付する場合がある

()その他 [

3)資格証明書発行世帯のうち、義務教育終了前までの子どもについて(2009年6月1日現在)

資格証明書発行世帯のうち、義務教育終了前までの子どものいる世帯数・子ども数

世帯数()世帯 うち、子ども数 乳幼児()人、小学生()人、中学生()人

上記のうち、短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数

世帯数()世帯 うち、子ども数 乳幼児()人、小学生()人、中学生()人

- 4) 資格証明書の発行除外で配慮している点がありますか。
- 国の基準どおり実施している
 - 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
 - 義務教育終了前までの子どものいる世帯
 - 障害者医療費助成制度の対象世帯
 - 母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
 - 病弱者のいる世帯
 - 次の場合は、交付対象から除外している。

③短期保険証

- 1) 発行期間別の発行枚数(子ども単独の短期保険証は除く)
- ・1カ月以内()枚
 - ・2カ月()枚
 - ・3カ月()枚
 - ・4カ月()枚
 - ・5カ月()枚
 - ・6カ月()枚
 - ・1年()枚
 - ・その他()
- 2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

- 3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。
- 通常の保険証と同じ
 - 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど()

④保険料(税)滞納者への制裁措置

- 1) 保険料(税)滞納者への差し押さえ件数・金額・主な差し押さえ内容をご記入ください。(2008年度)

- 2) 保険料(税)滞納者への給付制限内容・件数・金額をご記入ください。(2008年度)

- 3) 保険料(税)の民間への徴収委託をしていますか。
- 委託していない
 - 検討中である
 - 委託している → 委託先()

- ⑤正規の保険証または短期保険証の留め置き件数は()件

⑥国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

- 1) 一部負担減免制度を実施していますか。
- 実施している
 - 検討中である
 - 実施の予定がない
- 2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。
- 設けている
 - 検討中である
 - 設けていない
- 3) 2008年度の減免件数()件 減免金額()円

5. 障がい者施策

- ①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担について、独自の軽減制度を設けていますか。
- 国制度と同じ
 - 独自の負担軽減制度を設けている ※軽減内容・2008年度実績をご記入ください。

- ②地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料の独自の軽減制度や、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助制度を設けていますか。
- 国制度と同じ
 - 独自の負担軽減・補助制度を設けている ※軽減内容・2008年度実績をご記入ください。

6. 健診事業

①自己負担金・実施期間・実施方式（2009年度）

健診(検診)の種類	実施方式	個別医療機関委託		集団健診(検診)		
		自己負担	実施期間	自己負担	実施回数	
特定健診	個別・集団					
がん検診	胃がん	個別・集団				
	大腸がん	個別・集団				
	肺がん	個別・集団				
	子宮がん	個別・集団				
	乳がん	超音波	個別・集団			
		マンモグラフィー	個別・集団			
前立腺がん	個別・集団					
歯周疾患	個別・集団					

②40歳未満の住民を対象にした健康診査について

()実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ ()特定健診とは異なる
()実施していない

③歯周疾患検診の対象年齢・回数

()節目年齢に限定せず毎年受けられる ()40・50・60・70歳の年に受けられる
()その他()

7. 生活保護

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2008年度申請件数 ()件、そのうち保護開始件数()件

2009年1月～3月の申請件数 ()件、そのうち保護開始件数()件

2009年4月～6月の申請件数 ()件、そのうち保護開始件数()件

②この間の生活保護申請の増加の中で、担当者の人員増をおこないましたか。

2008年度（正規 人、非正規 人）→ 2009年度（正規 人、非正規 人）

【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2008年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	②介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	③国民健康保険への国庫負担の増額などを求める意見書・要望書	年 月 日
	④就学前の医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤障がい者施策に適切な補助などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥医師・看護師の確保などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日
	②精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年 月 日

【4】次の資料(各1部)の添付をお願いいたします。

- ①税滞納世帯等への行政サービス制限条例・要綱
- ②介護保険に関する条例・要綱（昨年と同じ場合は結構です）
- ③アンケート【2】1の⑪の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ④アンケート【2】1の⑫の「障害者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ⑤就学援助に関する父母向けの案内文書
- ⑥国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2008年度)
- ⑦国保一部負担金の減免に関する条例・要綱（昨年と同じ場合は結構です）
- ⑧アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2008年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました。

2009年愛知自治体キャラバンコース表

コース	責任団体	宣伝カー	日程	自治体名	訪問時間	団長	事務局長	運転手	
第1	年金者組合	名古屋市職労	10/28 (水)	津島市	9:00~10:00	年金者組合	年金者組合	名古屋市職労	
				七宝町	11:00~12:00				
				大治町	13:30~14:30				
				甚目寺町	15:00~16:00				
	年金者組合	名古屋市職労	10/29 (木)	愛西市	9:00~10:00	年金者組合	年金者組合	名古屋市職労	
				弥富市	11:00~12:00				
				蟹江町	14:00~15:00				
				飛島村	16:00~17:00				
	一宮社保協	名古屋市職労	10/30 (金)	一宮市	9:30~11:00	一宮社保協	一宮社保協	名古屋市職労	
				稲沢市	13:00~14:00				
				美和町	15:00~16:00				
	第2	自治労連	自治労連	10/27 (火)	清須市	10:30~11:30	自治労連	自治労連	自治労連
北名古屋市					13:00~14:00				
岩倉市					14:45~15:45				
自治労連		自治労連	10/28 (水)	江南市	10:30~11:30	自治労連	自治労連	自治労連	
				扶桑町	13:00~14:00				
				犬山市	14:45~15:45				
自治労連		自治労連	10/29 (木)	豊山町	10:30~11:30	自治労連	自治労連	自治労連	
				小牧市	13:00~14:00				
				大口町	14:45~15:45				
自治労連		自治労連	10/30 (金)	春日井市	10:30~11:30	自治労連	自治労連	自治労連	
				尾張旭市	13:15~14:15				
				瀬戸市	15:00~16:00				
第3		社保協	保険医協会	10/27 (火)	長久手町	9:00~10:00	社保協	社保協	保険医協会
					日進市	11:00~12:00			
					東郷町	13:30~14:30			
					豊明市	15:30~16:30			
	社保協	保険医協会	10/28 (水)	東浦町	9:00~10:00	社保協	社保協	保険医協会	
				大府市	11:00~12:00				
				東海市	13:30~15:00				
				知多市	16:00~17:00				
	社保協	保険医協会	10/29 (木)	阿久比町	10:00~11:00	社保協	社保協	保険医協会	
				半田市	13:00~14:00				
				武豊町	14:45~15:45				
	社保協	保険医協会	10/30 (金)	常滑市	10:00~11:00	社保協	社保協	保険医協会	
				美浜町	13:00~14:00				
				南知多町	14:45~15:45				
	第4	新婦人	愛労連	10/27 (火)	豊田市	9:30~11:00	新婦人	新婦人	新婦人
					三好町	13:00~14:00			
知立市					15:00~16:00				
愛労連		愛労連	10/28 (水)	刈谷市	10:00~11:00	愛労連	愛労連	愛労連	
				高浜市	13:00~14:00				
				碧南市	15:00~16:00				
愛労連		愛労連	10/29 (木)	安城市	10:00~11:00	愛労連	愛労連	愛労連	
				岡崎市	13:00~14:00				
				幸田町	15:00~16:00				
愛労連		愛労連	10/30 (金)	西尾市	9:15~10:15	愛労連	愛労連	愛労連	
				一色町	11:00~12:00				
				吉良町	13:30~14:30				
	幡豆町			15:15~16:15					
第5	自治労連	豊橋市職労	10/27 (火)	蒲郡市	10:00~11:00	東三河労連	蒲郡社保協 自治労連	豊橋市職労	
				豊川市	13:00~14:00				
				新城市	15:00~16:00				
	自治労連	豊橋市職労	10/28 (水)	豊橋市	13:00~14:00	自治労連	東三河労連	豊橋市職労	
				田原市	15:15~16:15				
	自治労連	豊橋市職労	10/29 (木)	東栄町	10:30~11:30	4団体	4団体	豊橋市職労	
				豊根村	13:30~14:30				
				設楽町	15:30~16:30				
	別	社保協	—	11/11 (水)	名古屋市	14:00~16:00	—	—	—
11/12 (木)				愛知県	14:00~16:00	—	—	—	

2009年自治体キャラバン・要請団体別参加人数一覧

訪問日		保険 医協会	民 医 連	新 婦 人	愛 商 連	年 金 者 組 合	愛 労 連	地 域 労 連	自 治 労 連	名 古 屋 市 職	医 労 連	そ の 他	議 員	合 計 数	首 長	副 首 長	部 長	他	議 会	合 計
第1コース																				
28日	津島市	2	0	5	4	6	0	0	0	2	0	0	1	20	0	0	0	10	0	10
	七宝町	2	0	1	2	4	0	0	0	2	0	2	0	13	0	1	0	4	2	7
	大治町	2	0	0	2	4	0	0	0	2	0	1	0	11	0	0	0	5	0	5
	甚目寺町	2	0	0	2	9	0	0	0	2	0	1	0	16	0	0	2	6	0	8
29日	愛西市	3	1	3	1	9	0	0	0	3	0	1	4	25	0	1	2	5	2	10
	弥富市	4	0	1	2	6	0	0	0	3	0	2	1	19	0	1	1	8	1	11
	蟹江町	3	1	1	2	4	0	0	0	4	0	0	1	16	0	0	1	9	1	11
30日	飛島村	3	0	0	1	2	0	0	0	4	0	0	1	11	0	0	1	6	1	8
	一宮市	1	5	2	1	6	0	0	0	3	0	9	2	29	0	0	0	17	0	17
	稲沢市	1	4	1	2	5	0	0	0	3	0	3	5	24	1	1	1	4	1	8
	美和町	1	2	0	1	2	0	0	0	3	0	0	1	10	0	0	1	4	1	6
小計		24	13	14	20	57	0	0	0	31	0	19	16	194	1	4	9	78	9	101
第2コース																				
27日	清須市	1	1	1	1	5	0	0	2	0	0	4	2	17	0	0	1	7	1	9
	北名古屋	2	1	1	1	0	0	0	2	0	0	1	1	9	0	0	0	7	1	8
	岩倉市	1	2	3	4	7	0	0	2	0	0	0	0	19	0	0	0	9	0	9
28日	江南市	1	2	5	1	3	0	0	4	0	0	0	0	16	0	1	1	9	1	12
	扶桑町	2	1	0	2	3	0	0	4	0	0	0	1	13	0	1	1	5	0	7
29日	犬山市	2	1	6	2	3	0	0	4	0	0	0	1	19	0	0	1	6	1	8
	豊山町	2	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	10	0	0	0	3	1	4
	小牧市	2	3	4	0	6	1	2	3	0	0	0	2	23	0	0	0	5	1	6
30日	大口町	2	2	1	2	3	0	0	2	0	0	0	2	14	0	0	1	7	1	9
	春日井市	1	0	5	2	8	0	1	7	0	0	7	3	34	0	0	0	11	0	11
	尾張旭市	1	1	2	0	1	0	0	6	0	0	1	2	14	0	0	0	11	0	11
	瀬戸市	1	1	5	0	4	0	0	6	0	0	1	3	21	0	0	0	7	1	8
小計		18	18	33	15	43	1	3	45	0	0	14	19	209	0	2	5	87	8	102
第3コース																				
27日	長久手町	3	0	0	1	0	0	0	3	0	0	1	1	9	0	0	0	8	1	9
	日進市	3	0	3	1	8	0	0	3	0	0	3	1	22	0	0	2	6	1	9
	東郷町	3	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	2	9	0	0	0	9	1	10
	豊明市	3	0	0	0	4	0	0	0	0	0	2	0	9	0	0	0	7	1	8
28日	東浦町	3	0	0	2	0	0	0	4	0	0	0	1	10	0	0	0	5	0	5
	大府市	3	0	0	3	0	0	0	4	0	0	2	2	14	0	0	0	12	1	13
	東海市	3	0	3	3	4	0	0	2	0	0	2	2	19	0	0	0	10	1	11
29日	知多市	3	0	0	2	2	0	0	2	0	0	1	1	11	0	0	1	5	1	7
	阿久比町	3	1	3	0	4	0	1	1	0	1	0	1	15	0	0	0	6	0	6
	半田市	3	1	1	0	5	0	1	1	0	1	0	2	15	0	0	0	14	2	16
30日	武豊町	3	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	8	0	0	0	8	0	8
	常滑市	2	1	1	0	2	0	0	2	0	0	6	2	16	0	0	0	10	1	11
	美浜町	2	1	0	0	0	0	1	3	0	0		1	8	0	0	0	6	1	7
	南知多町	2	1	0	0	0	0	1	3	0	0	1	0	8	0	0	0	2	0	2
小計		39	6	11	12	30	0	5	31	0	3	19	17	173	0	0	3	108	11	122

訪問日		保険医協会	民医連	新婦人	愛商連	年金者組合	愛労連	地域労連	自治労連	名古屋市職	医労連	その他	議員	合計数	首長	副首長	部長	他	議会	合計
第4コース																				
27日	豊田市	2	0	6	1	4	0	1	0	0	0	5	1	20	0	0	0	19	2	21
	三好町	3	0	5	1	1	0	0	0	0	0	0	1	11	0	0	0	9	1	10
	知立市	2	0	4	0	1	0	0	2	0	0	0	3	12	0	1	0	9	2	12
28日	刈谷市	3	0	3	0	0	2	0	0	0	0	2	1	11	0	0	0	15	2	17
	高浜市	2	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	3	8	0	0	0	8	1	9
	碧南市	2	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	3	8	0	0	0	7	1	8
29日	安城市	1	0	2	0	2	2	0	0	0	0	3	2	12	0	0	0	8	1	9
	岡崎市	2	0	3	2	8	2	0	0	0	0	6	2	25	0	0	0	22	1	23
	幸田町	1	0	2	1	0	2	0	1	0	0	0	2	9	0	0	2	5	1	8
30日	西尾市	2	0	3	1	3	1	1	0	0	0	0	2	13	0	0	0	12	0	12
	一色町	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	6	0	0	0	5	1	6
	吉良町	2	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	1	7	0	0	1	4	2	7
	幡豆町	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	5	0	0	0	5	0	5
小計		26	0	28	6	21	16	5	5	0	0	16	24	147	0	1	3	128	15	147
第5コース																				
27日	蒲郡市	1	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	1	8	0	0	0	11	1	12
	豊川市	1	0	1	1	1	0	1	2	0	0	0	2	9	0	0	0	9	1	10
	新城市	1	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	5	0	0	2	8	1	11
28日	豊橋市	1	0	3	3	3	0	4	9	0	0	0	3	26	0	0	0	10	1	11
	田原市	1	0	0	1	2	0	3	5	0	0	0	0	12	0	0	0	8	1	9
29日	東栄町	1	1	0	0	0	0	4	3	0	0	1	0	10	0	0	0	4	0	4
	豊根村	1	1	0	0	0	0	3	3	0	0	1	0	9	0	0	0	2	0	2
	設楽町	1	1	0	0	0	0	4	3	0	0	1	2	12	0	0	0	4	0	4
小計		8	3	4	5	6	0	22	30	0	0	5	8	91	0	0	2	56	5	63
11/11	名古屋市	7	6	6	2	9	1	0	2	2	0	17	3	55	0	0	0	12	0	12
合計		122	46	96	60	166	18	35	113	33	3	90	87	869	1	7	22	469	48	547

※その他は、地域社保協・介護の会・九条の会など
 ※愛知県との懇談は、11月12日に23人の参加で実施

アンケート・当局の文書回答などの集約状況

(2009年12月31日現在)

アンケートは100%、文書回答は97%の自治体から協力があった。
 アンケート・文書回答とも、2007年から事前提出を依頼している。
 文書回答欄の※印:文書回答が事前に届かず、懇談当日に配布された。
 文書回答欄の※※印:文書回答が懇談までに届かず、後日提出された。
 文書回答欄の×印:文書回答が届かなかった自治体。(昨年と同じ豊田市と三好町)

市町村名	アンケート (2008年)	文書回答 (2009年)	文書回答 (2008年)	文書回答 (2007年)	文書回答 (2006年)	文書回答 (2005年)	文書回答 (2004年)	請願	修正提出
合計	61/61	59/61	59/61	59/61	60/62	62/66	69/87	11	13
(回答率)	100%	97%	97%	97%	97%	94%	79%	—	—
1 名古屋市	○	○	○	○	○	○	○		○
2 豊橋市	○	※※○	○	○	○	×	×		
3 岡崎市	○	○	※○	○	○	○	○	○	
4 一宮市	○	○	○	○	○	○	○		
5 瀬戸市	○	○	○	※○	○	○	○		○
6 半田市	○	○	○	○	○	○	○		
7 春日井市	○	○	○	○	○	○	○		
8 豊川市	○	○	○	○	○	○	○		
9 津島市	○	○	○	○	○	○	○		
10 碧南市	○	○	○	○	○	○	○	○	
11 刈谷市	○	○	○	○	○	○	×	○	○
12 豊田市	○	×	×	×	×	×	×	○	
13 安城市	○	○	○	○	○	○	×		
14 西尾市	○	○	○	○	○	○	○		○
15 蒲郡市	○	○	○	○	○	○	○		
16 犬山市	○	※○	○	※○	○	○	○		
17 常滑市	○	○	○	○	○	×	○		
18 江南市	○	○	○	○	○	○	×		
19 小牧市	○	○	○	○	○	○	○		
20 稲沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	
21 新城市	○	○	○	○	○	○	○		
22 東海市	○	○	○	○	○	○	○		
23 大府市	○	○	○	○	○	○	○		
24 知多市	○	○	○	○	○	○	○		
25 知立市	○	○	○	○	○	○	○		○
26 尾張旭市	○	○	○	○	○	○	○		
27 高浜市	○	○	○	※※○	○	○	○		○
28 岩倉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29 豊明市	○	○	○	※○	○	○	○	○	○
30 日進市	○	○	○	○	○	○	×		
31 田原市	○	○	○	※○	○	○	×		
32 愛西市	○	○	○	○	○	○			
33 清須市	○	○	○	○	○	×			
34 北名古屋市	○	○	○	○	○				○

市町村名	アンケート (2008年)	文書回答 (2009年)	文書回答 (2008年)	文書回答 (2007年)	文書回答 (2006年)	文書回答 (2005年)	文書回答 (2004年)	請願	修正提出
35 弥富市	○	○	○	○	○	○	○		
36 東郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37 長久手町	○	○	○	○	○	○	○	○	
38 豊山町	○	○	○	○	○	○	○		
39 春日町	○	—	○	※○	○	○	○		
40 大口町	○	○	○	○	○	○	○		
41 扶桑町	○	※○	○	※○	○	○	○		
42 七宝町	○	○	○	※○	○	○	○		
43 美和町	○	○	○	○	○	○	○		○
44 甚目寺町	○	○	○	○	○	○	○	○	
45 大治町	○	○	※○	※○	○	○	×		
46 蟹江町	○	○	○	○	○	○	○		
47 飛島村	○	○	○	○	○	○	○		
48 阿久比町	○	○	○	○	○	○	○		
49 東浦町	○	○	○	○	○	○	○		
50 南知多町	○	○	○	○	○	○	○		
51 美浜町	○	○	○	※○	○	○	○		
52 武豊町	○	○	○	○	○	○	○		
53 一色町	○	○	○	※○	○	○	○		
54 吉良町	○	○	○	○	○	○	○		
55 幡豆町	○	○	○	○	○	○	○		
56 幸田町	○	○	○	○	○	○	○		
57 三好町	○	×	×	×	×	×	×		
58 設楽町	○	○	※○	○	○	○	○		
59 東栄町	○	○	○	○	○	○	○		
60 豊根村	○	○	○	○	○	○	×		
61 小坂井町	○	○	○	○	○	○	○		

発行：愛知自治体キャラバン実行委員会 代表者 徳田 秋
(事務局団体)愛知県社会保障推進協議会
愛知県労働組合総連合
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
新日本婦人の会愛知県本部

連絡先：名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階301号
愛知県社会保障推進協議会 (〒456-0006)
電話 052-889-6921 fax 052-889-6931
<http://syahokyo.airoren.gr.jp/>

発行日：2010年1月23日